

第4期

合志市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5(2023)年度～9(2027)年度

市民みんなでまるごと地域共生社会

～だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし～



合志市
マスコットキャラクター
ヴィーブルくん

合志市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
あいまる

はじめに



合志市は、すべての市民のみなさまが、健康で穏やかに、安全に、安心して暮らすことができるまち「健康都市こうし」をさらに進めるために、健康と併せて幸福を感じることができ合志市「健康幸福都市こうし(健幸都市こうし)」を目指して、施策を推進しています。

このため、第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、前期計画に掲げた基本理念「市民みんなでまるごと地域共生社会」を継承しつつ、副題として新たに「～だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし～」と設定し、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを目指した計画を策定しました。

近年、これまでおこなってきたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕著化しており、また、問題が複合化、複雑化しているケースへの対応も喫緊の課題となっています。

これから、地域福祉の課題を解決し「地域共生社会」を実現していくためには、多様な主体の参画と協働が必要であり、市民のみなさまに地域福祉への関心を持って積極的に参加していただくことが不可欠と考えております。

市民のみなさまに、「住み続けたい」「住んでよかった」と感じてもらえるようなまちづくりを推進してまいりますので、本計画へのご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました合志市地域福祉計画策定委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご協力をいただいた多くの市民、関係者のみなさまに心からお礼申し上げます。

令和5年3月

合志市長
合志市社会福祉協議会長

荒木 義行

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 本計画の法的位置づけ	2
3 地域福祉の概念	4
4 地域福祉を推進するための「2つの計画」について	6
5 合志市の他計画との関係性	9
6 計画期間	10
7 計画の策定方法	11
第2章 合志市の地域福祉を取り巻く現状	12
1 合志市の現況	12
(1) 人口の現況	12
(2) 世帯数の推移	13
2 地域福祉の現状	14
(1) 支援を必要とする人の現状	14
(2) 地区別の現状	23
(3) 地域福祉を支える人の現状	25
(4) 第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組みの振り返り	26
第3章 計画の基本課題	42
1 計画の課題	42
(1) 共生の文化を育む基盤づくりの強化	42
(2) 地域の福祉を支える環境づくりの強化	42
(3) 重層的な相談支援体制の整備	43
第4章 計画の基本理念と基本方針	44
1 計画の基本理念	44
2 計画の基本方針	45
(1) つながりと支え合いの輪を広げる	45
(2) 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める	45

(3) 相談・支援体制の連携の輪を強める	45
3 計画の体系	46
4 地域福祉推進のための圏域設定の考え方	47
第5章 施策の展開.....	48
1 つながりと支え合いの輪を広げる	48
(1) ご近所とのつながりと支え合いの輪を広げる	48
(2) 地域のつながりを下支えする	53
(3) みんなに福祉の大切さを伝える	57
2 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める	61
(1) 地域を支える人たちを支援する	61
(2) 各種団体等と連携し、支援する	68
3 相談・支援体制の連携の輪を強める	70
(1) どんなことでも気軽に相談できる体制をつくる	70
(2) 弱い立場にある人をみんなで支える	75
(3) 地域における包括的な支援を行う	80
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	88
1 計画策定の背景等について	88
(1) 計画策定の背景及び目的	88
(2) 本計画の位置づけ	88
(3) 計画期間	89
(4) 計画の進捗管理.....	89
2 現状と課題	89
(1) 本市における成年後見制度の対象者の推移.....	89
(2) 本市の成年後見制度を取り巻く状況	90
(3) 成年後見制度等に関するアンケート結果.....	93
(4) 本市における成年後見制度にかかる課題.....	95
3 基本理念・基本方針.....	96
(1) 基本理念	96
(2) 計画の基本方針.....	96
4 具体的な取り組み.....	97
基本方針1 制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり	97
基本方針2 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり.....	98

第7章 計画の推進にあたって	100
1 協働による計画の推進	100
(1) 住民の役割	100
(2) 地域の役割	100
(3) 社会福祉協議会の役割	101
(4) 市の役割	101
2 計画の普及啓発と実践	101
3 具体的な計画の推進	101
4 S D G s との関係	106
資料編	107
1 合志市地域福祉計画策定委員会要綱	107
2 合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿	108
3 用語解説	109

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

日本における人口は、減少傾向で推移しており、国勢調査によると、令和2年には、1億2614万6千人となり、先進国の中でも、少子高齢化が非常に早く進行しています。

少子高齢化は、経済成長や社会保障制度を中心とする公的部門に与える影響との関連で、経済社会の将来に対する大きな懸念材料となります。

本市では、人口が増加傾向にあり、当面、この傾向は継続すると見込まれていますが、生活様式の変化などを要因として、社会的に孤立する恐れのある方々の割合が増える一方、地域活動の担い手が減少し、住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下することが懸念されます。また、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといったさまざまな社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、制度の枠を超えた支援やサービスの周知などが今まで以上に重要となっています。

さらに、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなり、身近なところでは、平成28年の熊本地震や令和2年の7月豪雨においても、その重要性が再認識されたところです。

日頃から他人を思いやり、地域の人と人とのつながりを大切にする共生の社会を構築し、だれもが安心して暮らしていくことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

また、厚生労働省でも『我が事・丸ごと』地域共生社会を実現するためには、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があるとしています。

本市では、平成30年3月に第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、「市民みんなでまると地域共生社会」を計画の基本理念として、各種地域福祉施策の推進に努めてきましたが、令和4年度に計画期間が終了することから、市を取り巻く現状を踏まえつつ、合志市における「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、本計画を策定します。

2 本計画の法的位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

また、地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、市町村社会福祉協議会が策定する計画で、地域住民や民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などが一体となって連携を図りながら、地域福祉計画が掲げる取り組みの具体的な活動・行動を進めるための住民参加型の計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、住民参画と福祉施策の総合化の推進を図るという共通の目的を有し、かつ、両計画が相互に関わり合うことによって、その目的を達成することが必要であることから、一体的に策定するものとします。

■社会福祉法の抜粋■

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2** 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3** 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

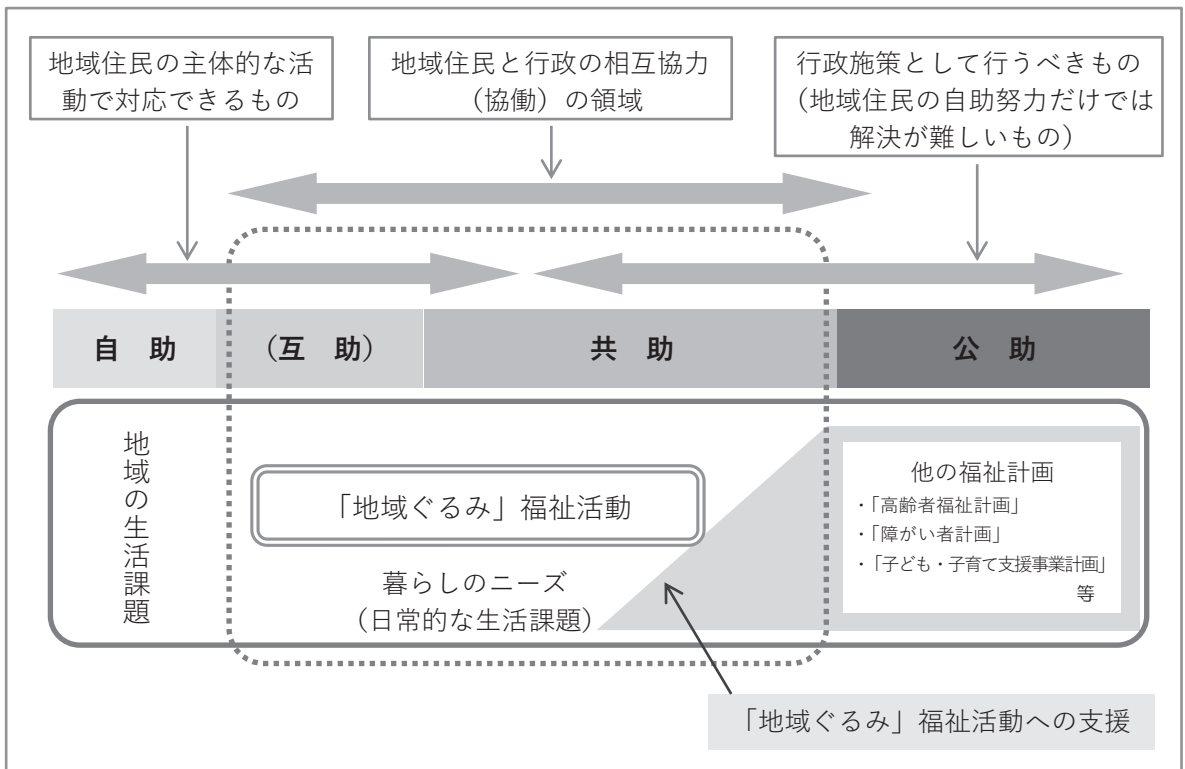
3 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになりました。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

■ 自助・互助・共助・公助の関係性 ■



◇ 「障害」と「障がい」の表記について
 この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などを除き、“障害”を「障がい」という表記で統一しています。

4 地域福祉を推進するための「2つの計画」について

(1) 「地域共生社会」の必要性の高まり

私たちの暮らしは、生活環境も整備され、さまざまなモノや情報を手に入れることができる豊かな時代へと変化し、ライフスタイルや価値観が多様化しました。

豊かな社会の反面、生活格差の拡大、自殺者、高齢者また障がい者、児童への虐待の増加、社会からの孤立や孤独といった、さまざまな社会問題が生じています。

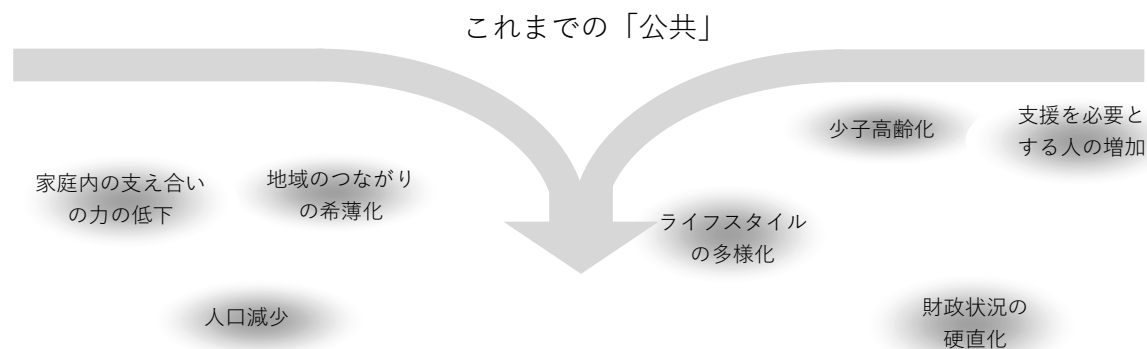
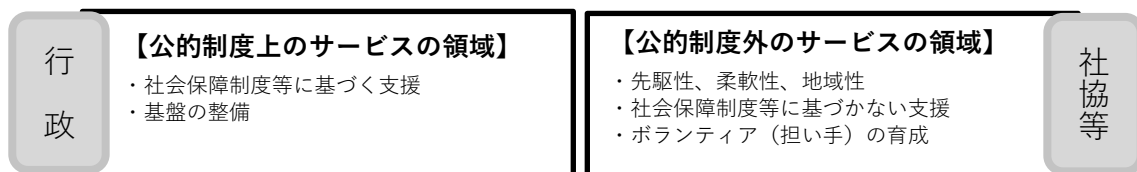
今日まで、このような課題の多くは、生活保護などの公的扶助、健康保険、介護保険などの社会保険、高齢者、障がい者、児童などに公平なサービスを提供する社会福祉など、行政が提供する「公的な制度上のサービス」と、その隙間にあり、公的サービスの対象とならない人を支援する社会福祉協議会、ボランティアなどが独自の活動の中で提供する「公的制度外のサービス」により対応してきました。

しかし、暮らしの変化に伴う多様化した課題や個別の福祉課題は、「制度の狭間」となることが多く、また地域活動への無関心化による担い手不足や財政状況の硬直化により、市や社会福祉協議会、事業者による福祉サービスだけでは対応が難しい状況となっています。

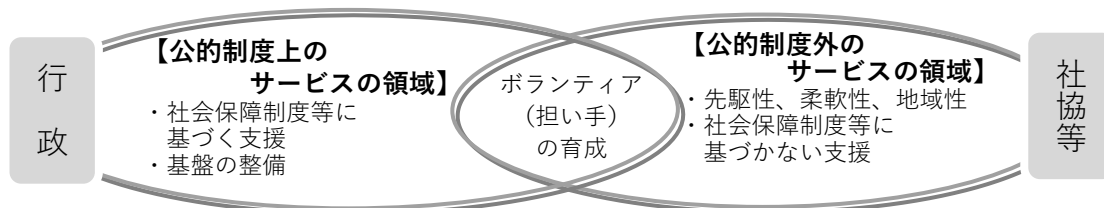
そのため、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域団体など地域を構成しているすべての人や団体が積極的に公共性を持ったサービスの提供主体となり、公と民の役割分担のもと、日常生活を支える分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の必要性が高まっています。こうした流れを背景として、国は、平成28年から「地域共生社会」の実現を掲げ、その具体化に向けた改革を進めています（P7図参照）。「地域共生社会」とは、支え手側と担い手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティのことであり、公的な福祉サービスと協働して住民みんなが助け合い、地域の課題を解決しながらより良い暮らしを送ることのできる社会のことです。

地域福祉の推進には、「地域共生社会」を生み出す基盤となる「共助」の確立が大きな課題です。そのためには、同じ理念、考え方のもと連携・協働していく必要があります。本市では、本計画に「地域共生社会」の考え方を盛り込み、その実現に向け取り組んでまいります。また、その実現のためには、本市が平成22年に「合志市自治基本条例」で定めた、「将来にわたり、子どもたちが健やかに生まれ、すべての人権が尊重され、安全に安心して暮らしていく」ことができるように、市民と行政は「お互いの知恵と力を出し合い、参画及び協働によるまちづくり」を行う必要があります。

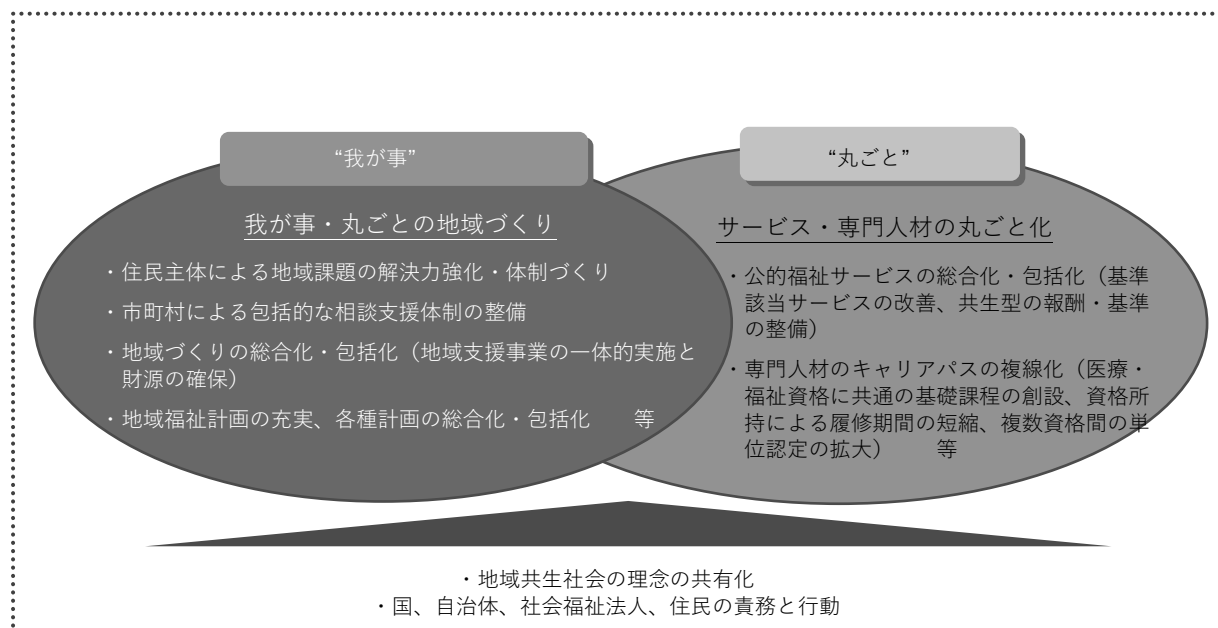
■ 行政と社協等のサービス領域等の変化 ■



「新しい公共」の必要性の高まり



■ 「地域共生社会」実現の全体像イメージ ■



資料：地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現
 （厚生労働省 第1回 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料 平成28年7月15日）

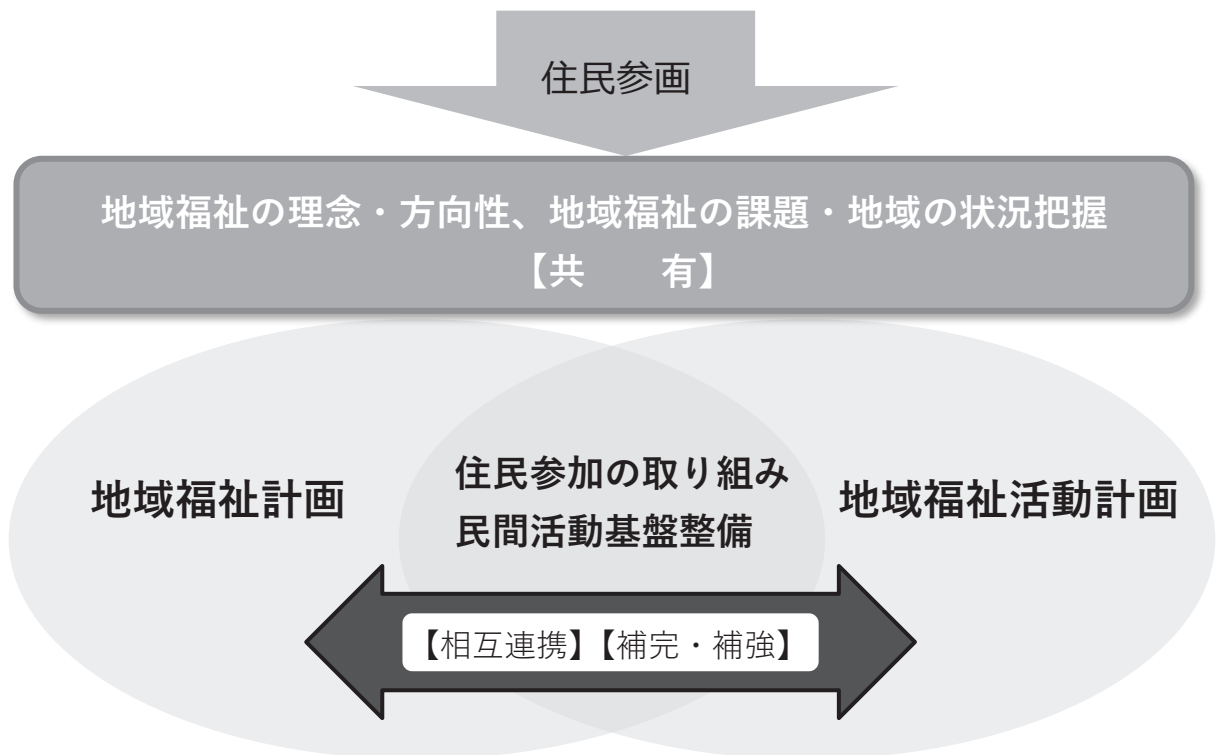
(2) 計画の一体的な策定

「合志市地域福祉計画」は、「合志市総合計画」に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした市の計画です。また、「合志市地域福祉活動計画」は市の社会福祉協議会が策定する計画で、合志市地域福祉計画が掲げる取り組みの具体的な活動・行動を進めるための住民参加型の計画です。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域住民などの参加を得て策定されるものであり、「地域福祉の推進」を目的として、互いに補完・補強し合う関係にあります。

前計画では、「市民みんなでまるごと地域共生社会」を基本理念に掲げ、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に推進し、各種施策に取り組んできました。

今回の計画策定においては、社会情勢の変化、前期施策の反省や住民アンケートの結果、またワークショップ等の課題を共有し、地域福祉座談会を市と社会福祉協議会が共同開催するなどの緊密な連携を図り、前回と同様に地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化して策定します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係■



5 合志市の他計画との関係性

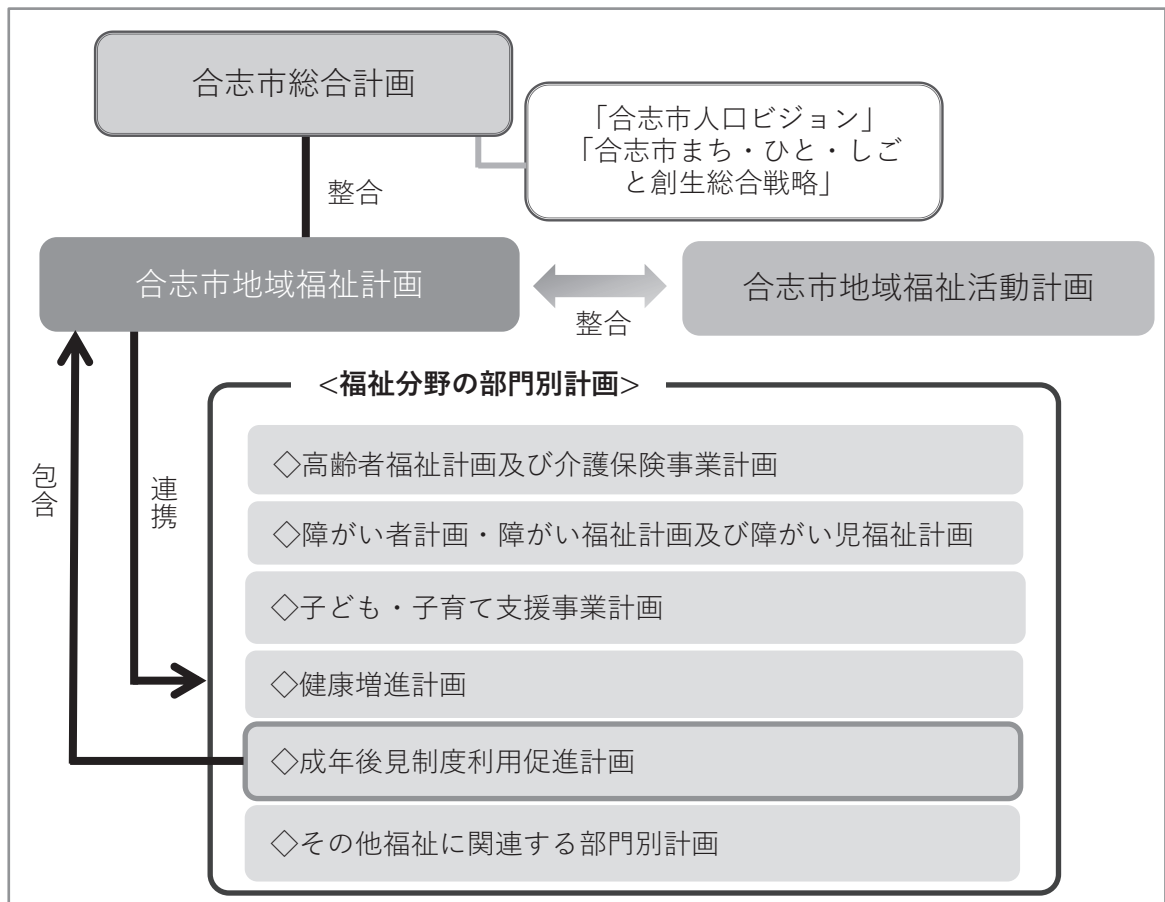
本計画は「合志市総合計画」を上位計画とする計画であり、福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。福祉（子育て、高齢者、障がい者等）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

また、社会福祉協議会が策定する「合志市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画であり、社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

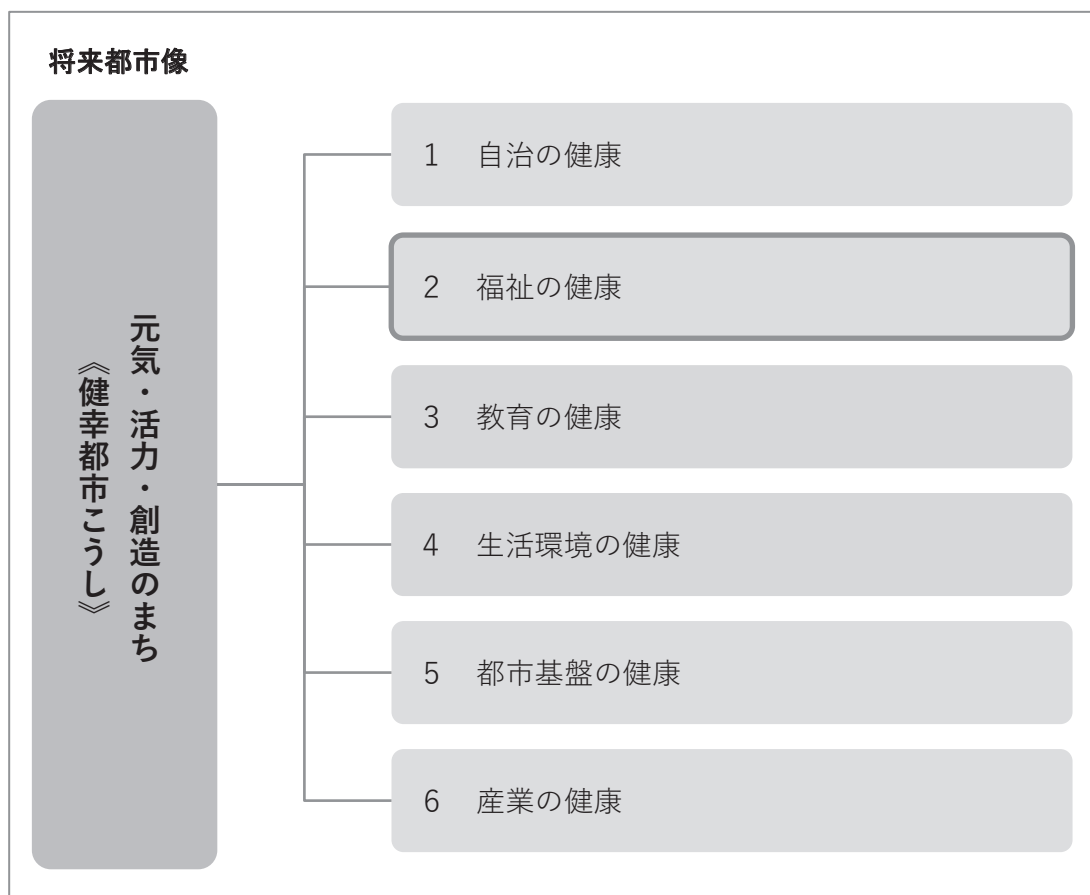
なお、この計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月13日施行）の「第十四条市町村の講ずる措置」に規定する内容を踏まえた、成年後見制度利用促進基本計画を包含します。

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■計画の位置づけ■



■合志市総合計画における施策体系（抜粋）■



6 計画期間

今回策定する第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

■計画期間■

年度	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027
計画	第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画									
						第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画				

7 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、住民参画の視点から、市民アンケートや関係団体等調査、ワークショップを実施するとともに、庁内会議、策定委員会での協議・検討を行いました。

また、市の政策等の企画立案過程で広く市民に意見を求め、その意見を考慮して市の意思決定を行うためのパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

（1）アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、市民及び関係団体等を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）ワークショップの実施

地域住民が抱えている生活課題などを出し合い、地域の課題を共有し、その解決策を考えることによって、「みんなが幸せな生活を送るために」何が必要かを一緒に考えることを目的に実施しました。

（3）庁内会議、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会による検討

地域福祉施策は本市行政組織の幅広い部門に関連するため、庁内関係課職員から構成される庁内会議を実施したとともに、社会福祉協議会内においても会議を実施したほか、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させました。

（4）パブリックコメントの実施

広く市民の皆さんから多様な意見・情報・専門知識を提供していただくためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 合志市の地域福祉を取り巻く現状

1 合志市の現況

(1) 人口の現況

住民基本台帳による人口の推移を見ると、総人口は増加傾向が続いており、令和4年は63,841人となっています。

年齢3区分別人口で見ると、年少人口と高齢者人口は増加傾向である一方、生産年齢人口は令和2年以降において減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口の割合を見ると、年少人口割合は概ね横ばい、生産年齢人口割合は減少した年もありますが概ね増加傾向、高齢者人口割合は増加傾向で推移しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

単位：人、%

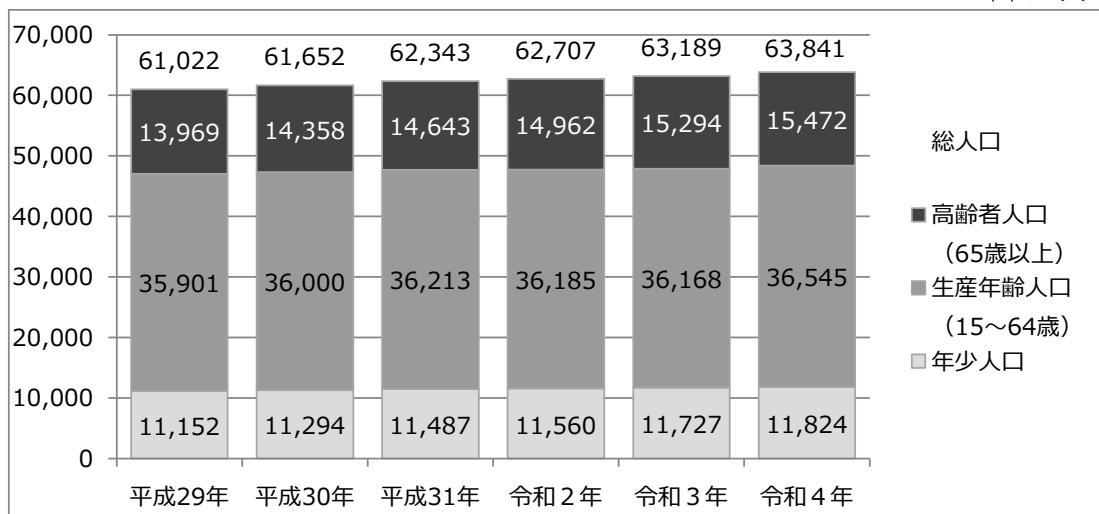
		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
年少人口	人口	11,152	11,294	11,487	11,560	11,727	11,824
	(構成比)	18.3	18.3	18.4	18.4	18.6	18.5
生産年齢人口	人口	35,901	36,000	36,213	36,185	36,168	36,545
	(構成比)	58.8	58.4	58.1	57.7	57.2	55.7
高齢者人口	人口	13,969	14,358	14,643	14,962	15,294	15,472
	(構成比)	22.9	23.3	23.5	23.9	24.2	24.2
総人口		61,022	61,652	62,343	62,707	63,189	63,841

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※「年少人口」は15歳未満人口、「生産年齢人口」は15歳以上65歳未満人口、「高齢者人口」は65歳以上人口を指す。

■合志市の人口の推移■

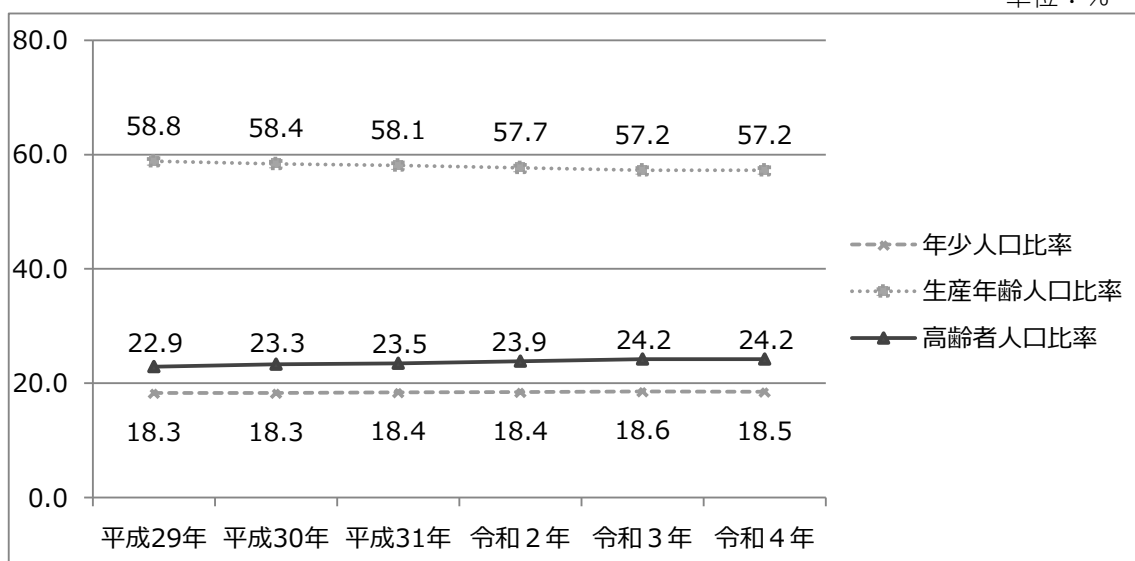
単位：人



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

■年齢3区分別人口比率の推移■

単位：％



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は100.0%とならない場合がある。

（2）世帯数の推移

本市の世帯数も増加傾向にあり、令和4年には25,616世帯となっています。

1世帯当たり人員数を見ると、平成29年には2.59人でしたが、その後は一貫して減少傾向にあり、令和4年には2.49人と、核家族化の傾向がうかがえます。

■世帯数の推移■

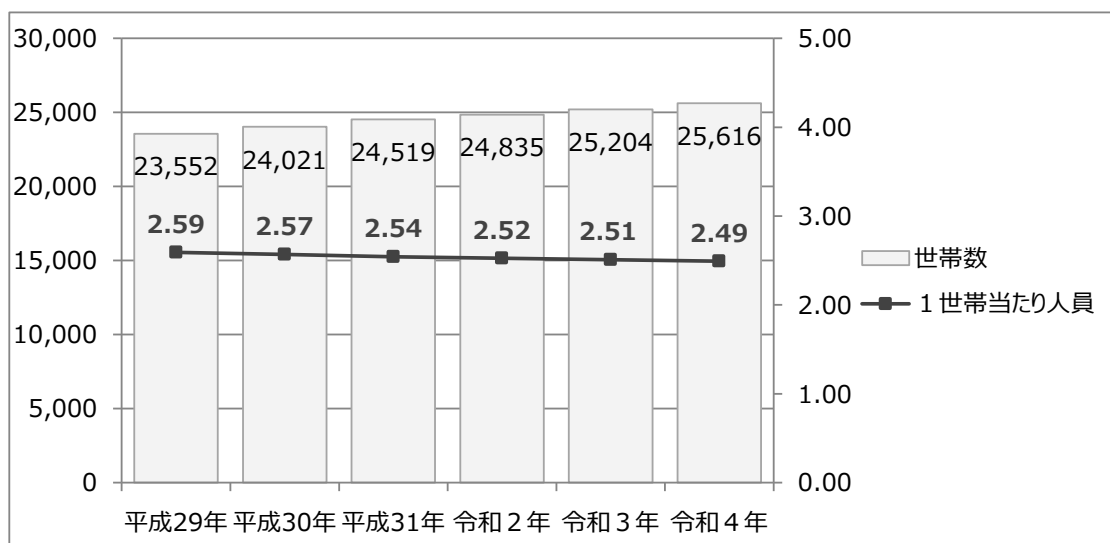
単位：世帯、人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	61,022	61,652	62,343	62,707	63,189	63,841
世帯数	23,552	24,021	24,519	24,835	25,204	25,616
1世帯当たり 人員数	2.59	2.57	2.54	2.52	2.51	2.49

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2 地域福祉の現状

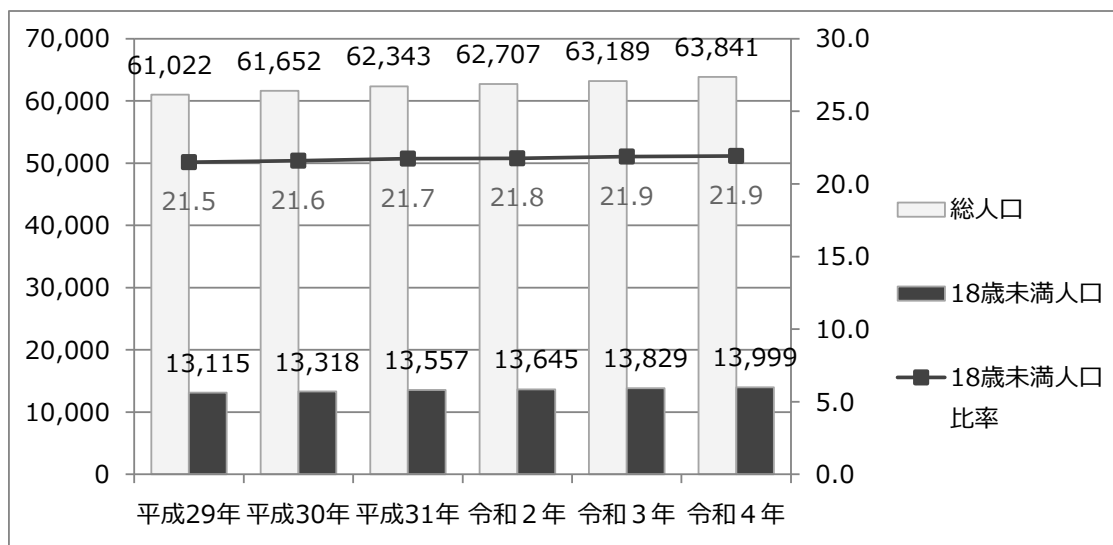
(1) 支援を必要とする人の現状

①子ども・子育て世代の状況

本市に居住する18歳未満の人口は令和4年3月31日現在、13,999人となっており、全人口のうち21.9%を占めています。全国的に少子化が進行する中、18歳未満人口は増加しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%

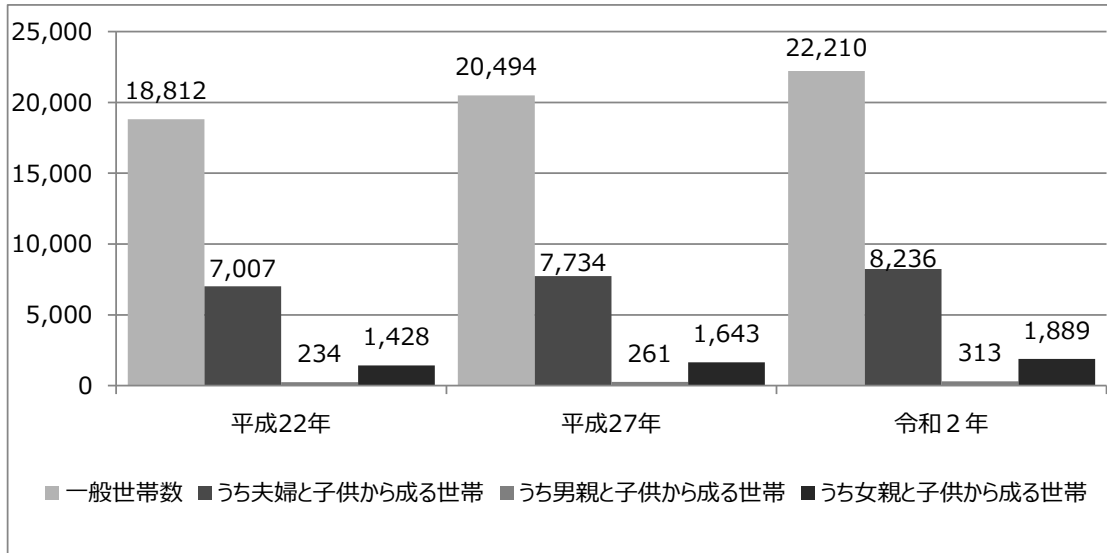


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子どものいる世帯数について見ると、「一般世帯数」とともに、「うち夫婦と子供から成る世帯」、「うち女親と子供から成る世帯」は増加傾向にあり、総じてひとり親世帯は増加傾向にあることがうかがえます。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：世帯

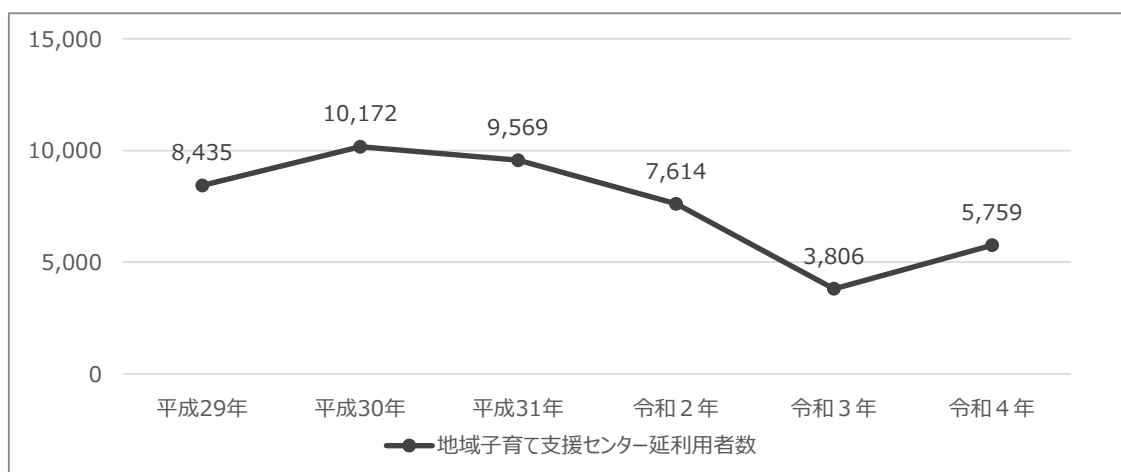


資料：国勢調査

地域子育て支援センターの利用状況について見ると、延利用者数は平成30年の10,172人をピークに減少傾向にありましたが、令和4年に増加に転じています。

■地域子育て支援センター延利用者数の推移■

単位：人

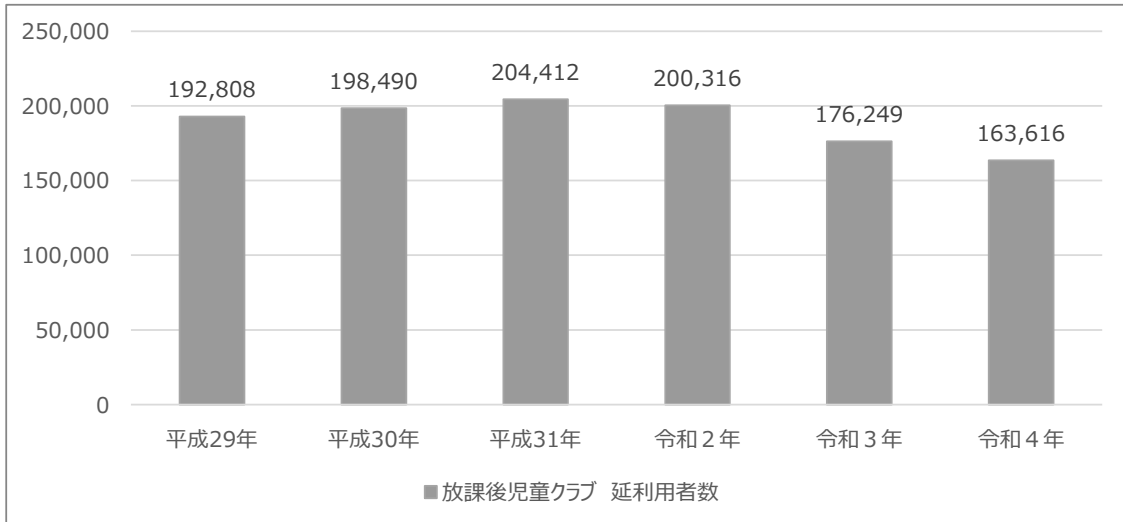


資料：子育て支援課（各年3月31日）

放課後児童クラブの延利用者数は、平成31年の204,412人をピークに減少に転じており、その後も減少傾向で推移しています。

■放課後児童クラブ延利用者数の推移■

単位：人

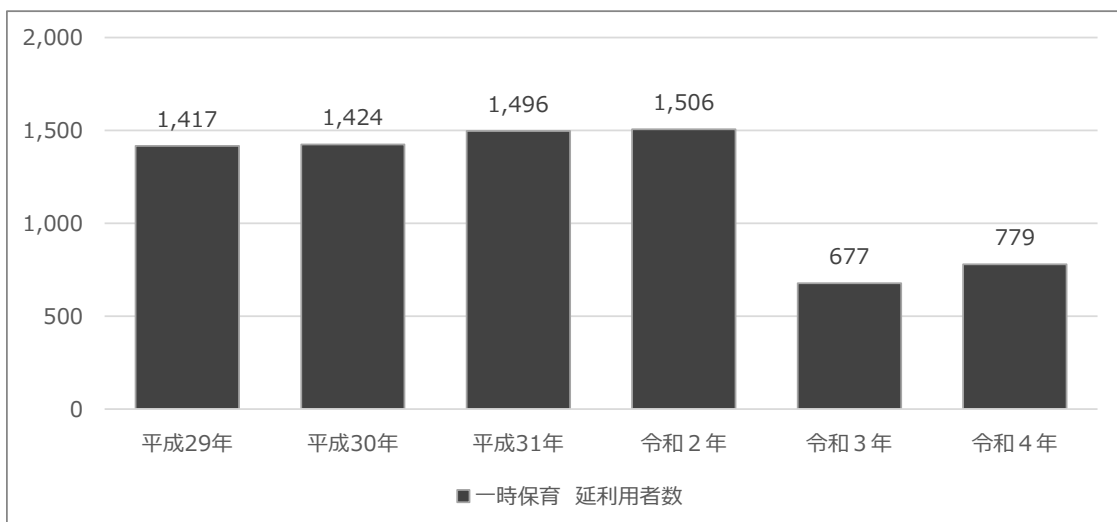


資料：子育て支援課（各年3月31日）

一時保育の延利用者数は、平成29年以降において増加傾向にありましたが、令和3年には大幅な減少に転じ、それまでの半分程度となっています。

■一時保育の延利用者数の推移■

単位：人



資料：子育て支援課（各年3月31日）

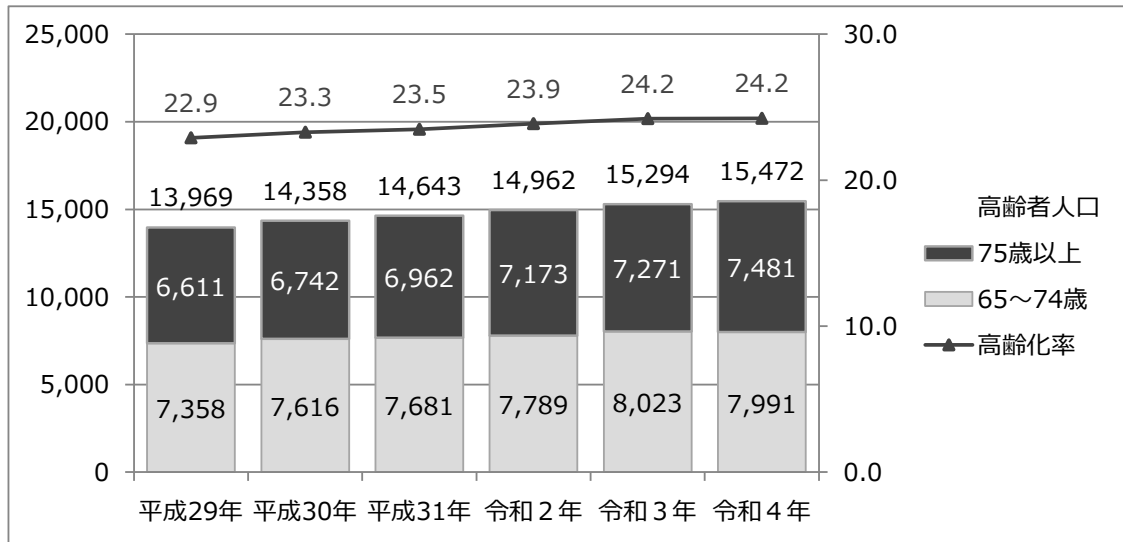
②高齢者の状況

高齢者数の推移を見ると、平成29年以降において、一貫して増加傾向で推移しています。本市においても高齢化は緩やかながらも進行しており、高齢化率も令和4年には24.2%となっています。

65～74歳の前期高齢者人口は令和4年に減少に転じる一方で、75歳以上の後期高齢者人口は一貫して増加傾向で推移しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

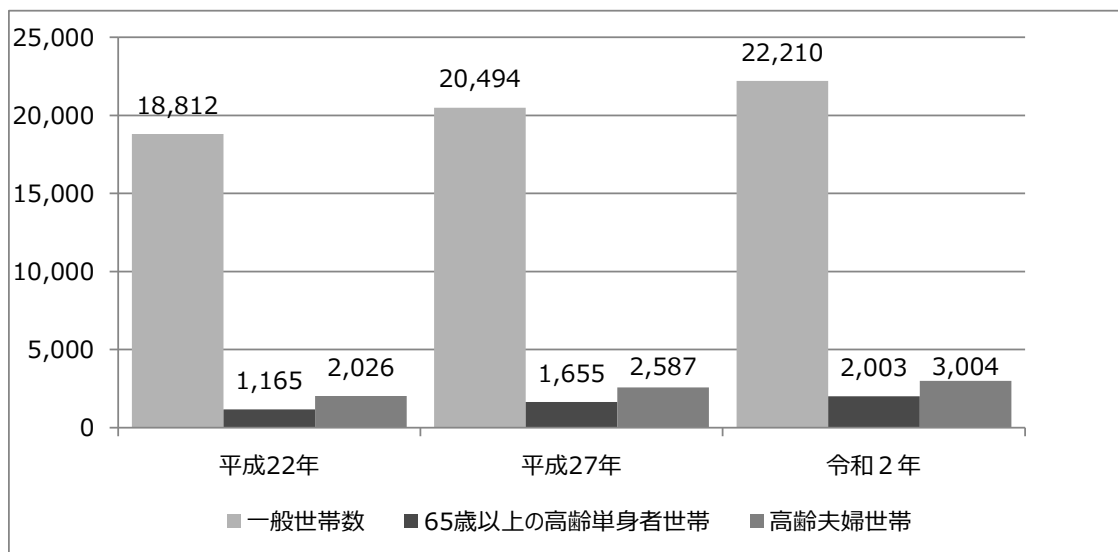


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

また、高齢者のいる世帯について見ると、「65歳以上の高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」とともに増加傾向で推移しています。

■高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



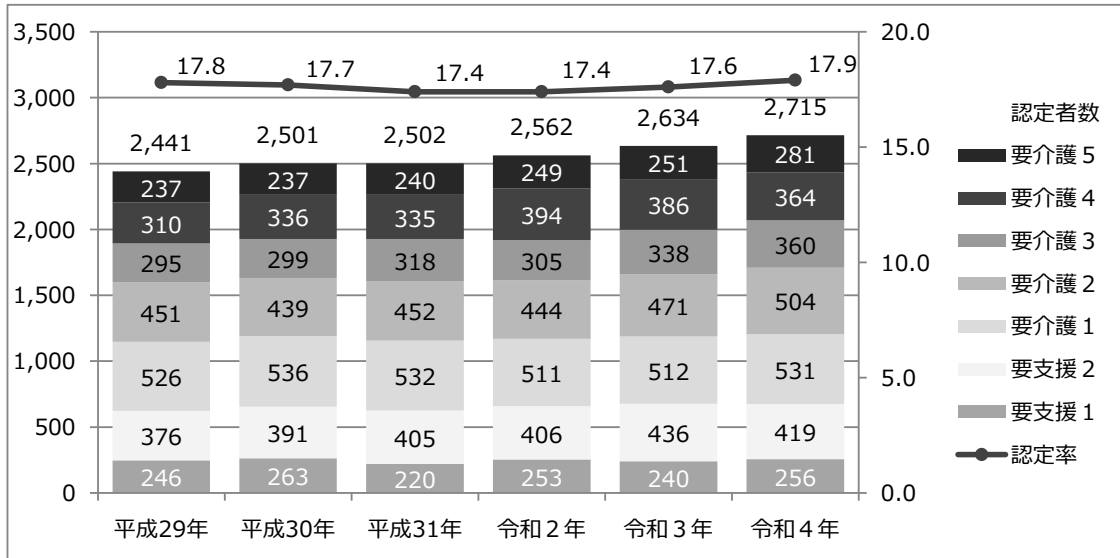
資料：国勢調査

平成29年から令和4年における要介護（要支援）認定者数について見ると、総じて増加傾向にあります。要介護度別では、要支援1、2では減少する年もある一方で、要介護5では増加率も高く、高齢化の進行に伴う重度化が懸念されます。認定率は17%台で、ほぼ横ばいで推移しています。

令和7年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となることが見込まれており、要介護（要支援）認定者数の増加は今後も続くと思定されます。

■要介護（要支援）認定者数の推移■

単位：人、%



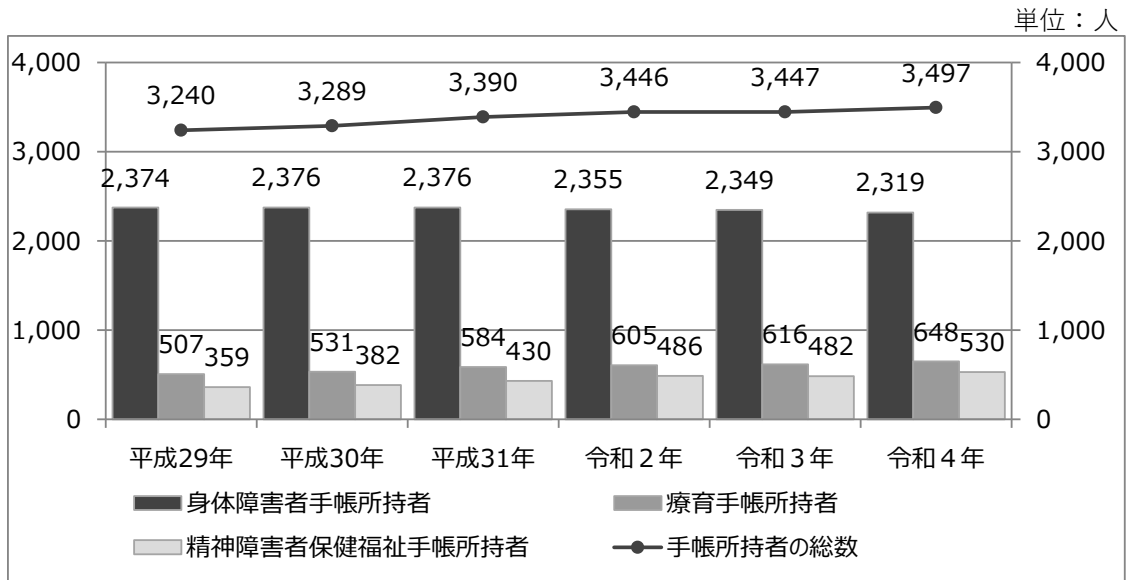
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告（月報）」）

③障がい者の状況

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移を見ると、一貫して増加傾向にあります。一方で、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

発達に不安を抱える児童など、手帳を取得していないケースも想定され、実際に何らかのサービスを必要とする人は統計上の手帳所持者数よりも多いと考えられます。

■障害者手帳所持者数の推移■



資料：システムより（各年3月31日）

また、手帳所持者の年齢構成を見ると、令和4年においては18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は3%程度であり、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上の障がい者であることがわかります。

療育手帳所持者について見ると、総じて増加傾向にあります。特に65歳以上の増加が顕著となっています。

■障がい者の手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

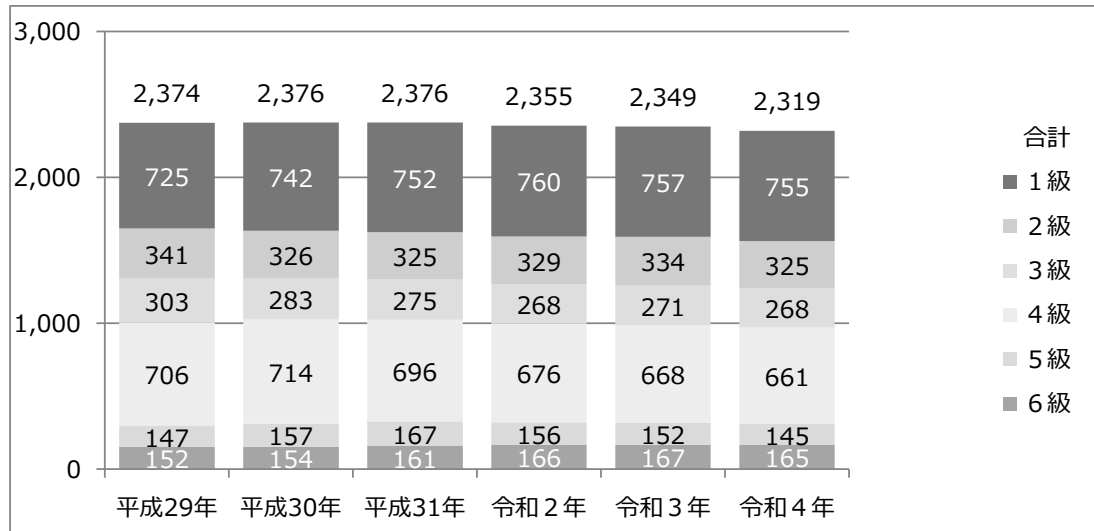
		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	68	64	73	72	68	61
	18～64歳	607	602	604	594	583	585
	65歳以上	1,699	1,710	1,699	1,689	1,698	1,673
	計	2,374	2,376	2,376	2,355	2,349	2,319
療育手帳 所持者	18歳未満	172	186	209	214	209	220
	18～64歳	303	312	335	348	359	375
	65歳以上	32	33	40	43	48	53
	計	507	531	584	605	616	648

資料：システムより（各年3月31日）

身体障害者手帳所持者数を等級別に見ると、「1級・2級」と「5級・6級」が増加しており、今後の高齢化に伴い、身体障害者手帳所持者の増加に加え、重度化の進行が見込まれます。

■等級別に見た身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



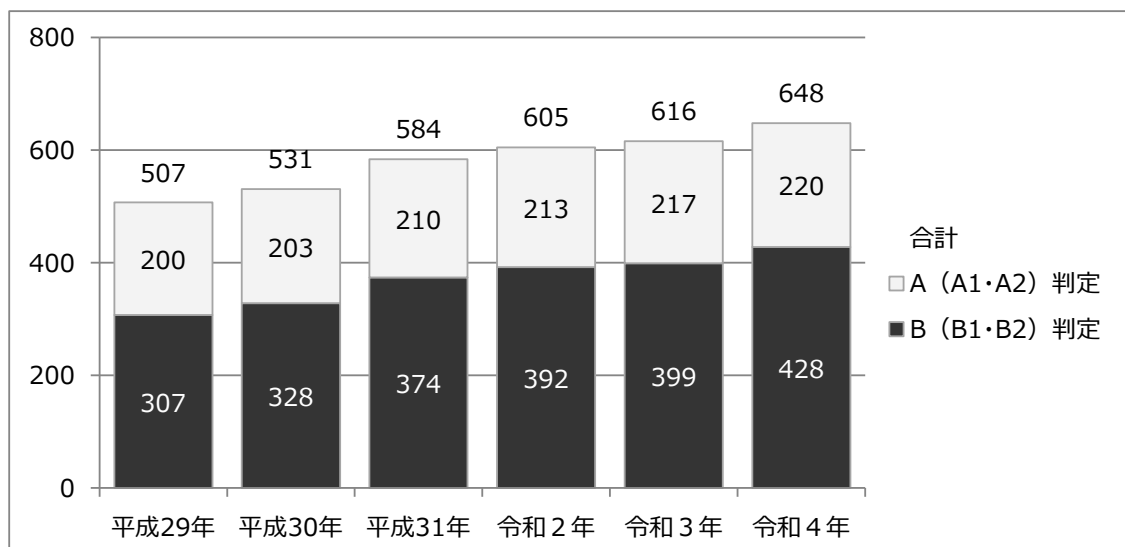
資料：システムより（各年3月31日）

※等級の値が小さくなるほど、障がいの程度が重度であることを示す。

療育手帳所持者数を等級別に見ると、A（A1・A2）判定、B（B1・B2）判定ともに増加傾向にあり、特にB（B1・B2）判定の増加が顕著となっています。

■等級別に見た療育手帳所持者数の推移■

単位：人



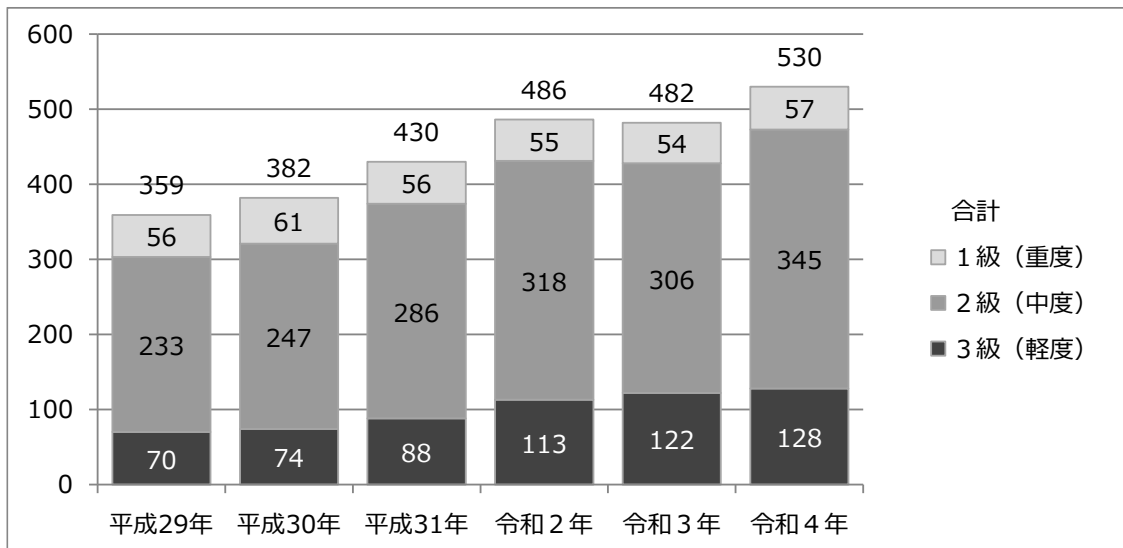
資料：システムより（各年3月31日）

※A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の判定を示す。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1級（重度）は平成29年以降においてほぼ横ばいで推移していますが、2級（中度）、3級（軽度）は増加傾向にあり、特に3級（軽度）の増加は顕著となっています。

■等級別に見た精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：県からの通知（各年3月31日）

④その他支援を必要とする人

生活保護世帯数は平成 29 年以降において 200 世帯前後で、概ね横ばいで推移している一方、世帯人員は概ね減少傾向で推移しています。

■生活保護の受給世帯数と世帯に属する人員の推移■

単位：世帯、人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
世帯数	193	205	201	198	191	193
世帯人員	294	288	287	275	265	269

資料：生活保護被保険者調査より（各年 3 月 31 日）

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のようになっています。自殺死亡率は一時増加しましたが、令和 3 年には 7% 台となっています。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
自殺者数	9	7	5	9	5
自殺死亡率	14.8	11.4	8.0	14.4	7.9

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年 12 月末）

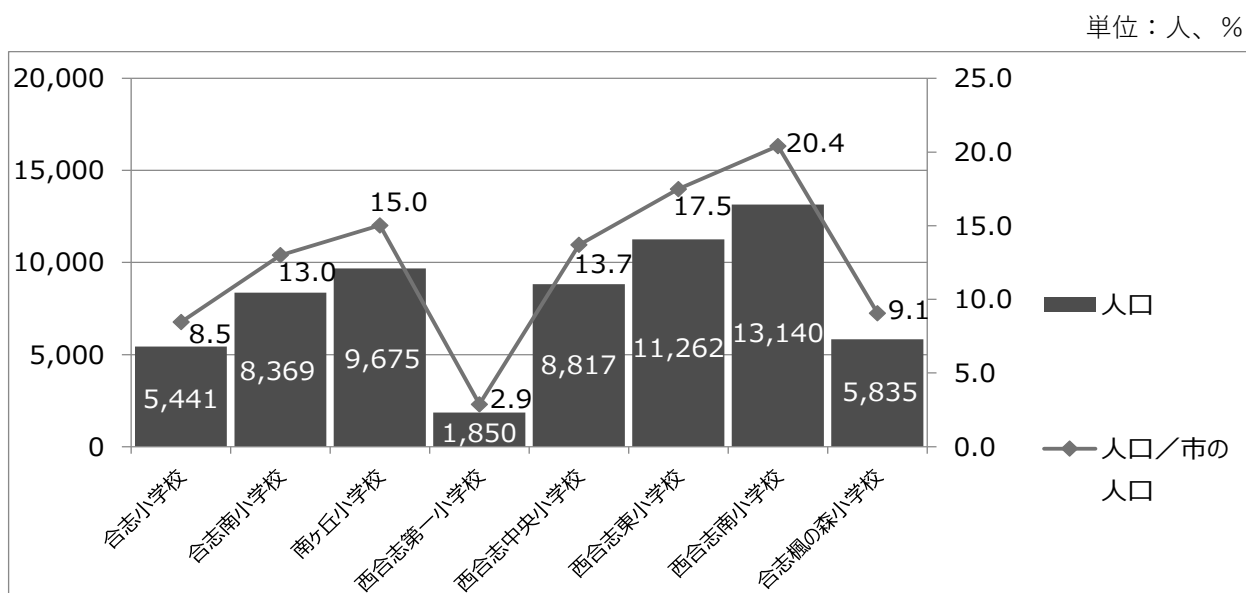
（注）自殺死亡率は人口 10 万人当たりの自殺者数を示す。（参考：令和 3 年 全国 = 16.4）

(2) 地区別の現状

①人口

人口を8つの小学校区別に見ると、西合志南小学校区で最も多く13,140人となっており、市全体の人口の20.4%を占めています。

■人口■

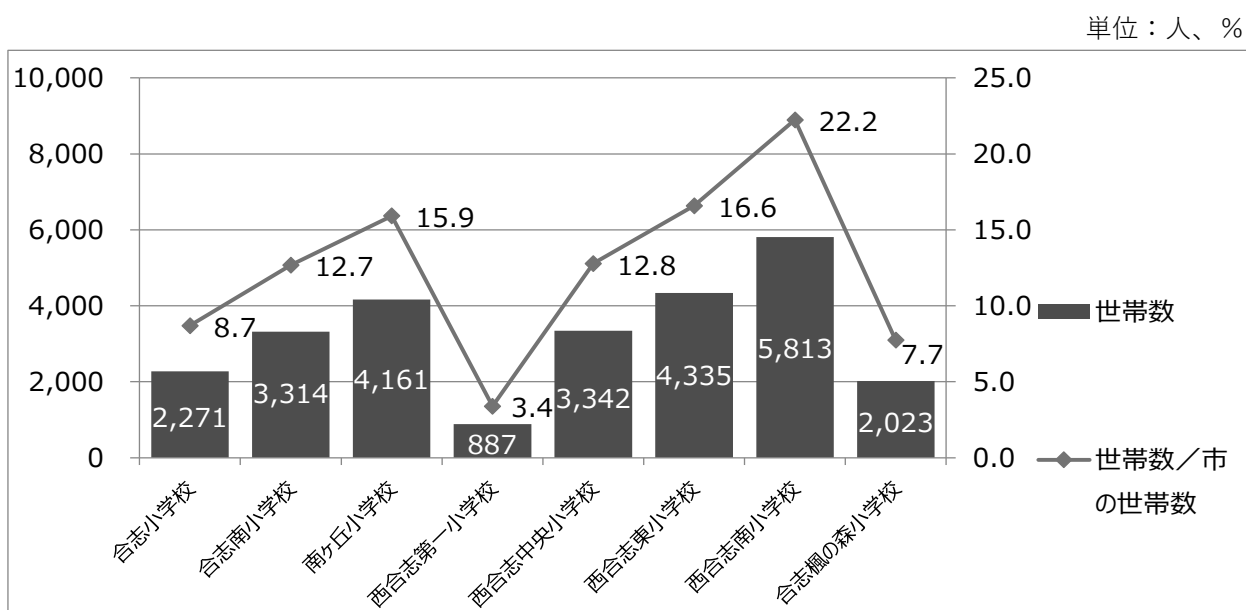


資料：住民基本台帳（令和4年11月1日）

②世帯数

世帯を8つの小学校区別に見ると、西合志南小学校区で最も多く5,813世帯となっており、市全体の世帯数の22.2%を占めています。

■世帯数■



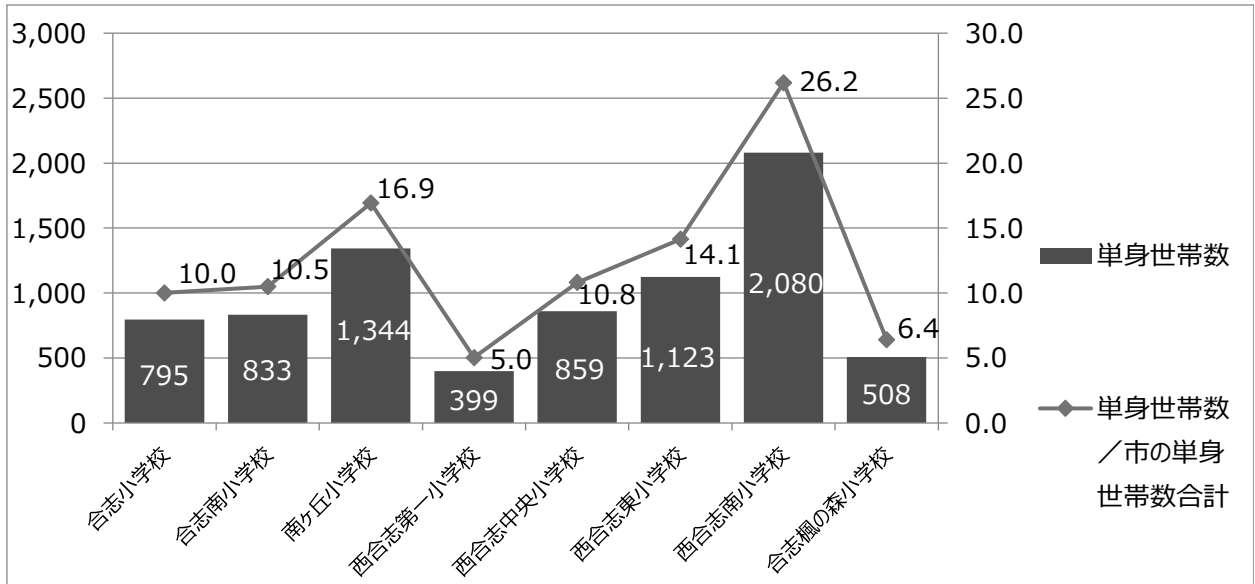
資料：住民基本台帳（令和4年11月1日）

③単身世帯数

単身世帯数を8つの小学校区別に見ると、西合志南小学校区で最も多く2,080人となっており、市全体の単身世帯数の26.2%を占めています。

■単身世帯数■

単位：人、%



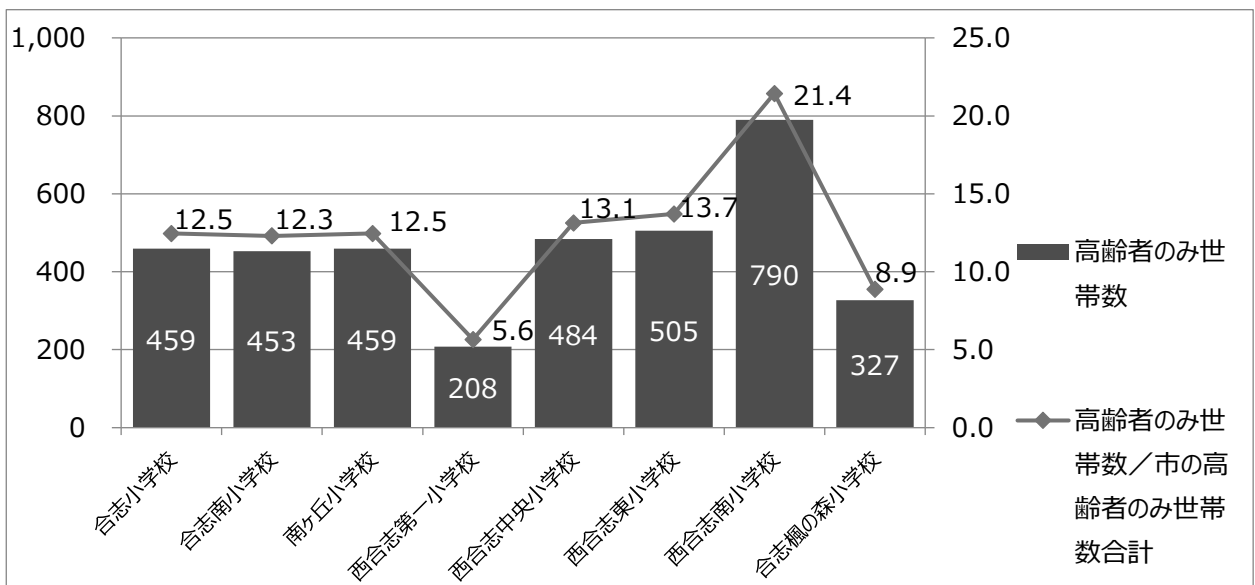
資料：住民基本台帳（令和4年11月1日）

④高齢者のみ世帯数

高齢者のみ世帯数を8つの小学校区別に見ると、西合志南小学校区で最も多く790世帯となっており、市全体の高齢者のみ世帯数の21.4%を占めています。

■高齢者のみ世帯数■

単位：人、%



資料：住民基本台帳（令和4年11月1日）

(3) 地域福祉を支える人の現状

①民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数については、90人程度で推移しており、緩やかながら増加傾向にあります。

■民生委員・児童委員数の推移■

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
民生委員・ 児童委員数	定員数	98	98	98	98	98	98
	実数	90	91	91	93	93	93

資料：活動件数年間集計表、民生委員名簿（各年3月31日）

②ボランティア団体

ボランティア団体数の推移を見ると、平成30年の98団体をピークに、減少傾向で推移しています。

また、個人、登録人数も平成31年をピークに減少に転じており、総じてボランティア人材が減少しています。

■ボランティアの推移■

単位：団体、人

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
グループ	団体数	89	88	98	94	87	88
	所属する 人数	1,299	1,280	1,364	1,384	1,185	1,159
個人		75	83	74	85	63	74
登録人数の合計		1,374	1,363	1,438	1,469	1,248	1,233

資料：合志市社協ボランティアセンター登録資料（各年3月31日）

(4) 第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組みの振り返り

平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、「市民みんなでまると地域共生社会」を基本理念に据え、「1. つながりと支え合いの輪を広げる」、「2. 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める」、「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」の3つの基本方針を掲げ、市民と関係団体、事業所、市・社会福祉協議会がそれぞれの役割を担い、施策を進めてきました。

計画の振り返りでは、3つの基本方針のうち「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」の進捗状況にやや遅れが見られます。

基本方針別に見ると、「1. つながりと支え合いの輪を広げる」では、「(1) 近所とのつながりと支え合いの輪を広げる」、「(2) 地域のつながりを下支えする」、「(3) みんなに福祉の大切さを伝える」の柱に基づき、さまざまなサポート活動を通じて住民間のつながりが維持されるよう、交流の場の充実などの環境づくりを図りました。しかしながら、「(2) 地域のつながりを下支えする」の進捗が遅れ、特に「2. 地域福祉座談会の推進、活動支援」や「地域福祉連絡協議会活動」については、進捗率が50%程度にとどまり、コロナ禍でも実施できる工夫や地域福祉連絡協議会活動における後継者の担い手育成が課題としてあげられます。

「2. 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める」では、「(1) 地域を支える人々を支援する」、「(2) 地域を支える人を育てる」、「(3) 各種団体との連携、支援」の柱に基づき、地域福祉の基盤である地域活動に、地域福祉を担う住民が参加しやすいよう、また、ボランティア活動の継続性を維持するため、活動内容の工夫や各種団体との連携を図り、地域の福祉力向上に努めてきました。しかしながら、「(3) 各種団体との連携、支援」の進捗が遅れ、特に「1. 民間活力を活用した福祉モデルの構築」については、進捗率が50%程度にとどまり、協力団体、機関の輪を広げ、さらなる福祉課題解決に向けた貢献活動に取り組んでいくことが課題としてあげられます。

「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」では、「(1) どんなことでも気軽に相談できる体制をつくる」、「(2) 弱い立場にある人をみんなで支える」、「(3) 地域における包括的な支援」の柱に基づき、だれもが必要なときに適切な福祉サービスができるよう、また、地域のニーズに応じ、多様な相談の対応ができる体制づくりに努めてきました。しかしながら、「(2) 弱い立場にある人をみんなで支える」の進捗が遅れ、特に「1. 地域包括ケアの充実」、「2. 成年後見、権利擁護事業」、「4. 要支援者の災害時訓練」については、進捗率が50%程度にとどまり、分野横断的に連携し、さらなる支援体制の構築による地域包括ケアの充実を図り、成年後見、権利擁護事業については、窓口の周知と相談機関との連携、専門人材の確保のほか、個別避難計画の作成や各関係機関とのさらなる連携による要支援者の把握が課題としてあげられます。

このように、基本理念や基本方針に沿って、施策を展開してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、これまで行われてきた地域活動や行事は、自粛や中止を余儀なくされたほか、支援を必要とする方の生活実態の把握がしづらい状況が発生するなど、地域福祉に関連するさまざまな活動に影響が出たため、計画の進捗状況にも少なからず影響があったものと考えられます。

ウィズコロナを念頭に入れながら、市民と関係団体、事業所、市・社会福祉協議会が連携した施策の展開が今後も重要であり、『地域共生社会』の実現に向け、さらなる取り組みに努めていくことが必要です。

■第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系■

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
市民みんなであらうこと地域共生社会	つながりと 支え合いの輪を広げる	(1) 近所とのつながりと 支え合いの輪を広げる	1. ぽっかぽかサポート 2. ファミリーサポート 3. 各種交流活動の支援 4. ふれあいいいききサロン事業
		(2) 地域のつながりを 下支えする	1. 見守りネットワーク事業 2. 福祉座談会の推進、活動支援 3. 地域防災活動支援 4. 生活支援事業 5. 地域福祉連絡協議会活動
		(3) みんなに福祉の 大切さを伝える	1. 健康福祉学習支援 2. 広報活動 3. 全般的な啓発活動
	地域の担い手の 輪をつなげ、 地域の福祉力を 高める	(1) 地域を支える人たちに 支援する	1. ボランティアセンター事業 2. ボランティア連絡協議会支援 3. 各種ボランティア養成 4. 民生委員児童委員との連携
		(2) 地域を支える人を育てる	1. 各種サポーターの育成
		(3) 各種団体との連携、支援	1. 民間活力を活用した福祉モデル の構築 2. 各種団体の支援と連携
	相談・支援体制の 連携の輪を強める	(1) どんなことでも 気軽に相談できる 体制をつくる	1. 相談窓口体制の充実
		(2) 弱い立場にある人を みんなで支える	1. 地域包括ケアの充実 2. 成年後見、権利擁護事業 3. 要支援者の把握 4. 要支援者の災害時訓練 5. 「制度の狭間の課題」への取 組み
		(3) 地域における包括的な 支援	1. 地域子育て支援 2. 障がい児（者）支援 3. 介護に関する支援 4. 認知症対策 5. 災害対応 6. 新しいサービス等の開発

(5) アンケート調査等の結果

①アンケート調査

ア. アンケート調査の実施概要

本調査は、「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のため、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。アンケートの実施概要は以下のとおりです。

■アンケート調査の実施概要■

調査対象者	18歳以上の市民
配布数	3,000票
有効回収数 (有効回収率)	1,118票 (37.3%)
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年7月～8月

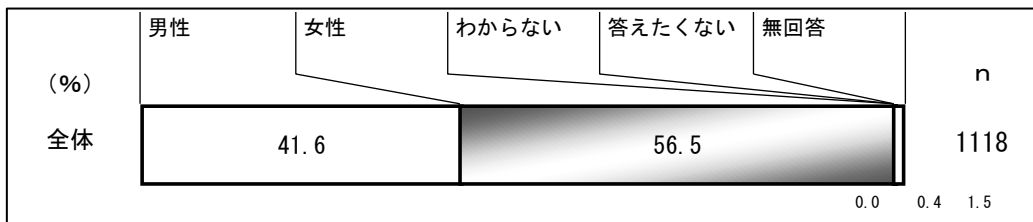
※以下、基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載

イ. アンケート結果の概要

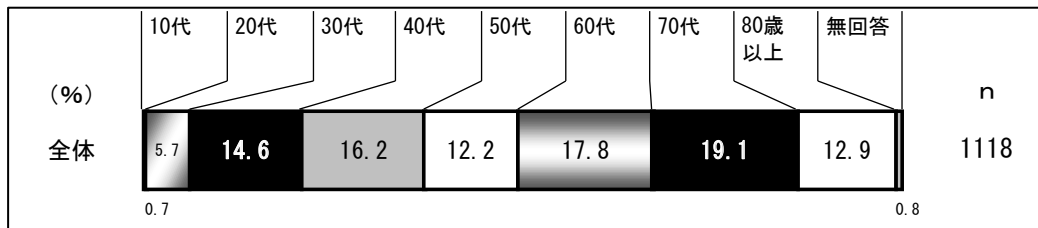
【回答者の属性について】

回答者の属性は以下のとおりです。性別では女性の回答割合が高く、年齢別では10代、20代以外の各年代においては概ね分散しています。また、回答者の世帯構成は「親と子の二世帯同居世帯」が5割弱を占めるほか、同居している家族は「65歳以上の方（高齢者）」が4割弱にのびります。

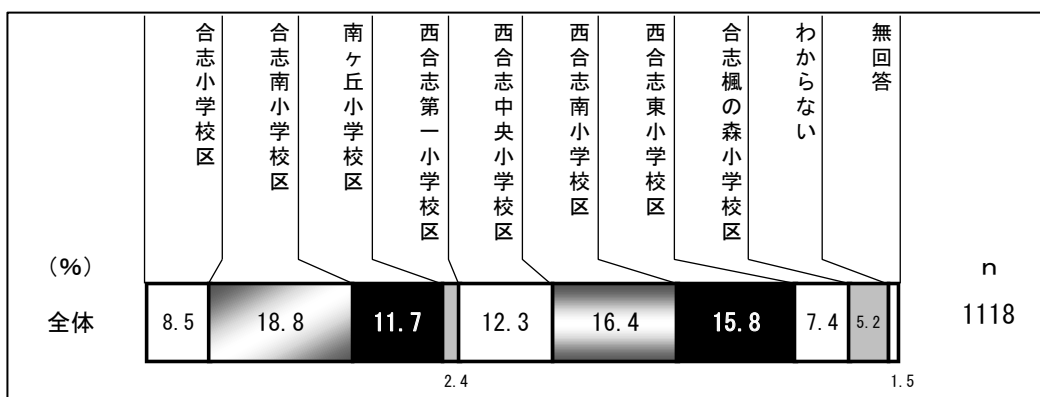
■性別■



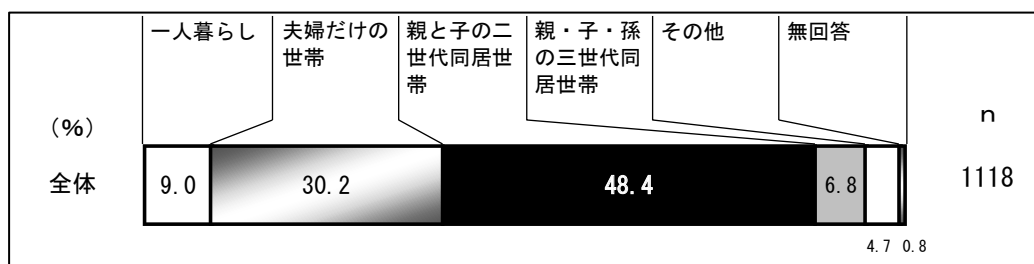
■年齢■



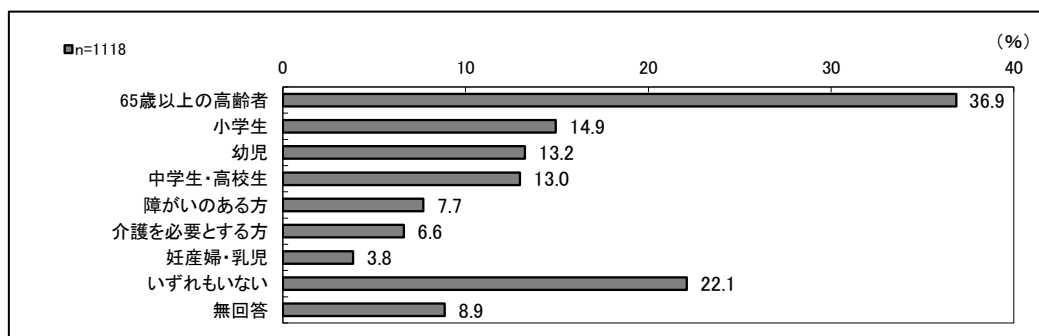
■居住地域■



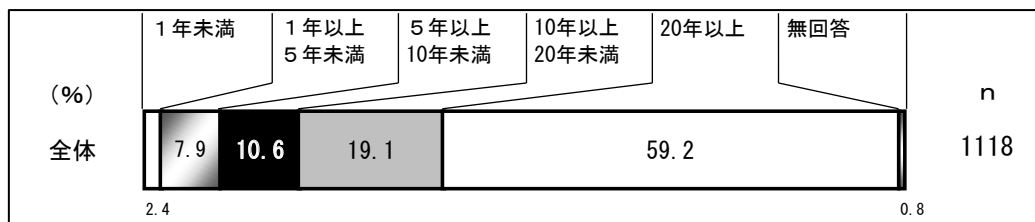
■世帯構成■



■同居している家族■



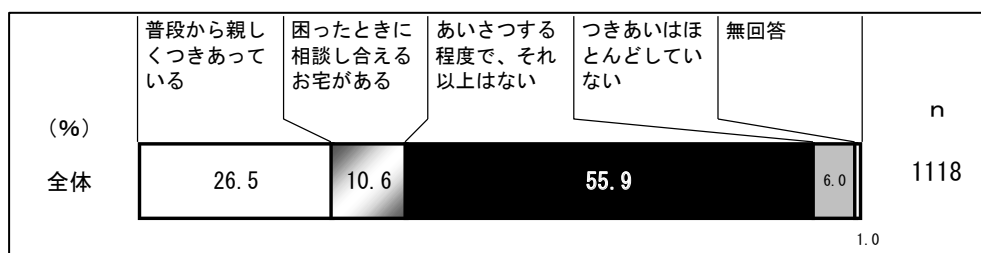
■居住年数■



【近所付き合いについて】

近所付き合いの程度については、「あいさつする程度で、それ以上はない」が5割台半ばを占め、最も多くなっています。

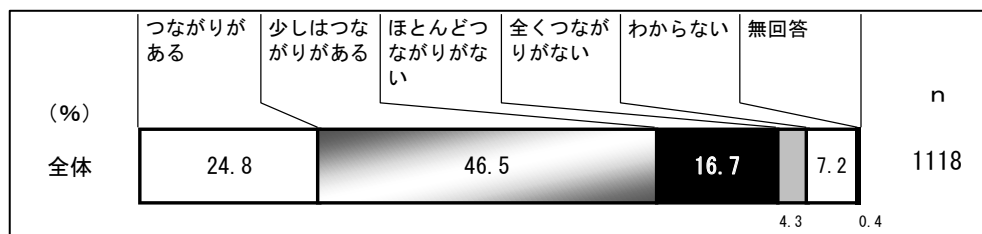
■近所付き合いの程度■



【地域とのつながりについて】

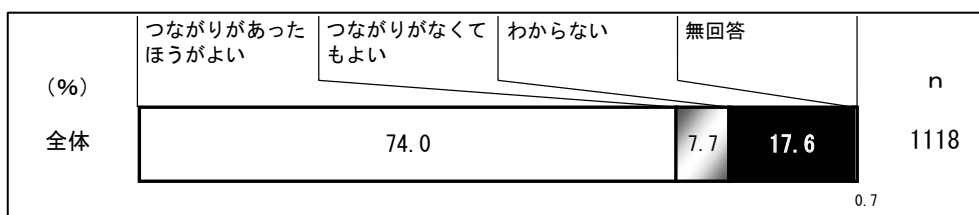
地域とのつながりがあると思うかどうかについては、“つながりがある”（「少しはつながりがある」と「つながりがある」の合計）が7割強を占めています。

■地域とのつながりがあると思うか■



地域とのつながりがあったほうがよいと思うかについては、「つながりがあったほうがよい」が7割強を占めています。

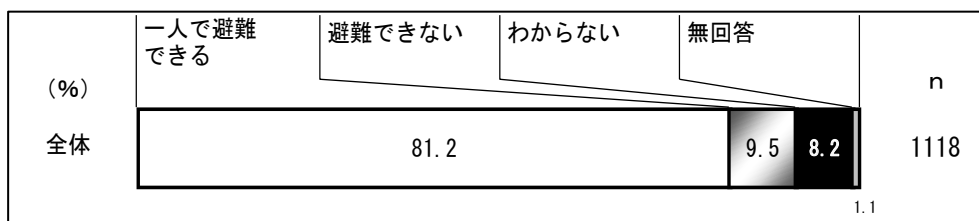
■地域とのつながりがあったほうがよいと思うか■



【災害時の対応について】

緊急時に一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が8割強を占めています。

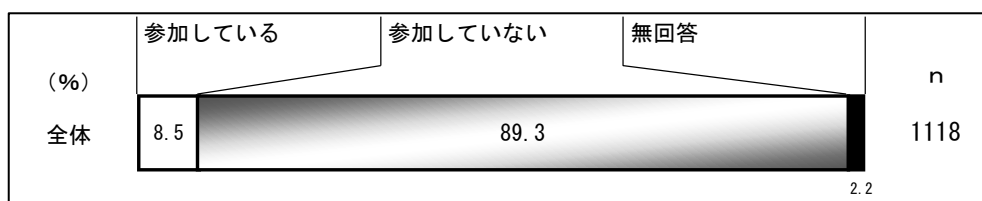
■災害等の緊急時に一人で避難できるか■



【福祉に関わる地域活動等について】

福祉に関わる地域活動などに参加しているかについては、「参加していない」が約9割を占めています。

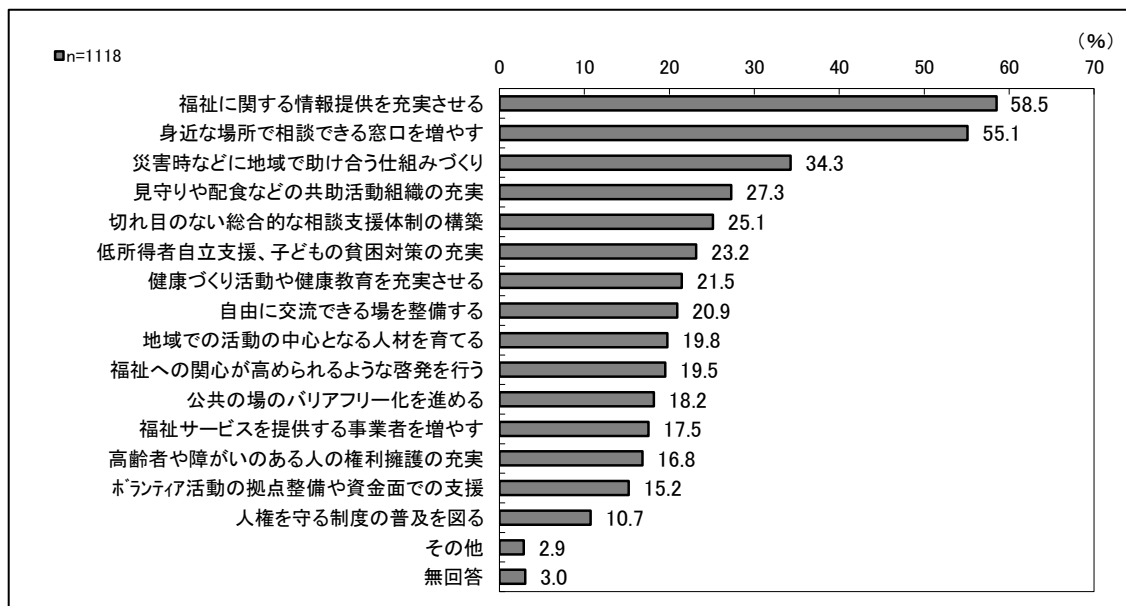
■福祉に関わる地域活動等に参加しているか■



【福祉全般について】

だれもが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みについては、「福祉に関する情報提供を充実させる」及び「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が二大要望となっています。

■だれもが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み（全体／複数回答）■



②関係団体等調査

ア. アンケート調査の実施概要

本調査は、「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のため、市内で活動されている事業所やボランティア団体、自治会など（以下、関係団体等という）の皆様の考え方やご意見等をうかがい、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。アンケートの実施概要は以下のとおりです。

■アンケート調査の実施概要■

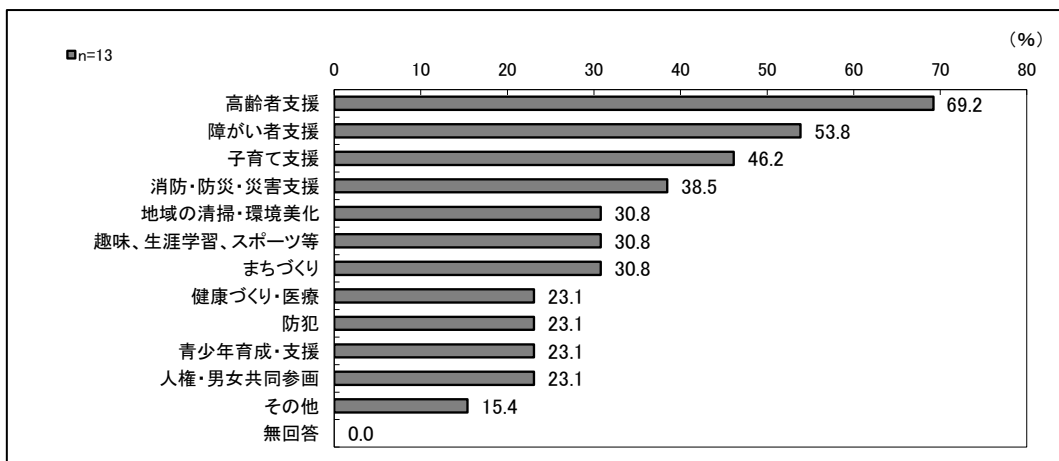
調査対象者	市内の各種団体・ボランティア団体、自治公民館など
団体数	13団体
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年8月～9月

イ. アンケート結果の概要

【関係団体等について】

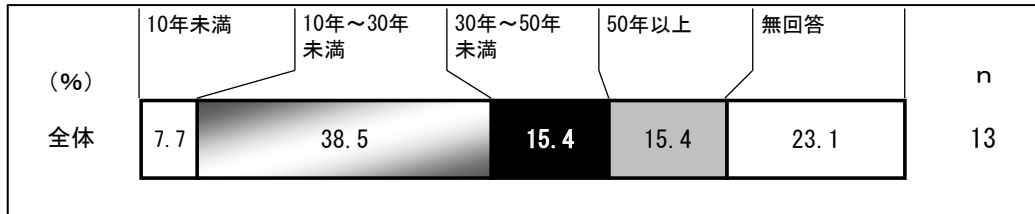
関係団体等の活動分野は、「高齢者支援」が第1位、次いで「障がい者支援」、「子育て支援」などの順となっています。

■活動分野（全体／複数回答）■



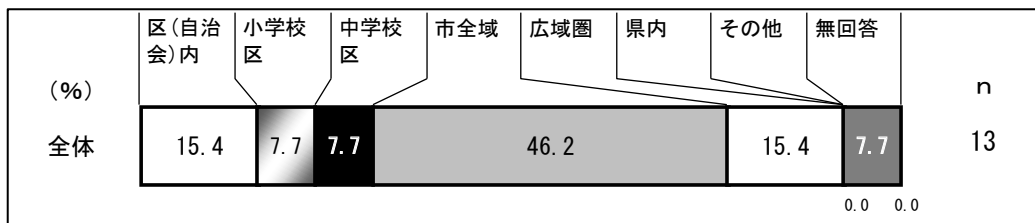
関係団体等の活動期間は、「10年～30年未満」が4割弱を占め、最も多くなっています。

■ 活動期間（年数） ■



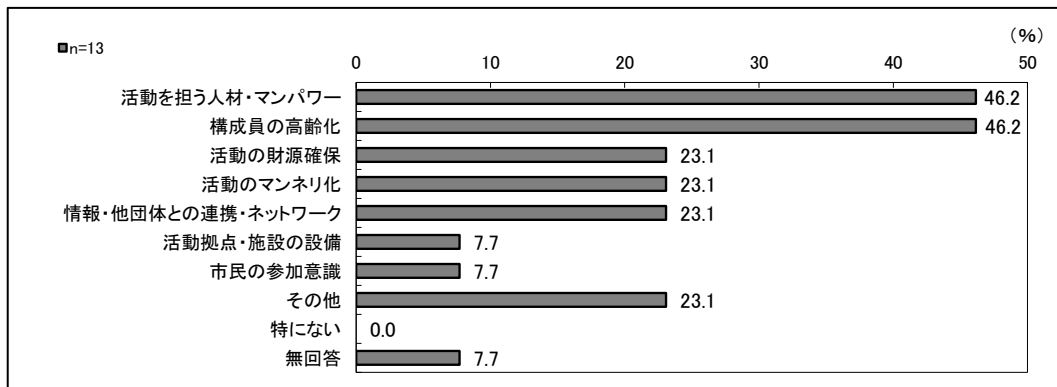
主な活動区域は、「市全域」が5割弱を占め、最も多くなっています。

■ 主な活動区域 ■



現在の活動で課題となっていることは、「活動を担う人材・マンパワー」・「構成員の高齢化」が同率で第1位となっています

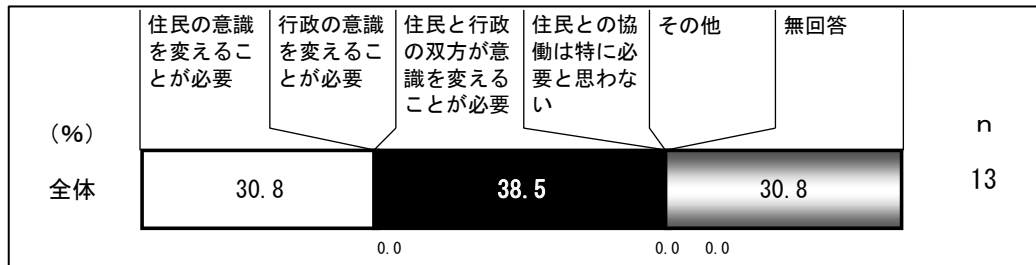
■ 現在の活動での課題 ■



【行政との協働について】

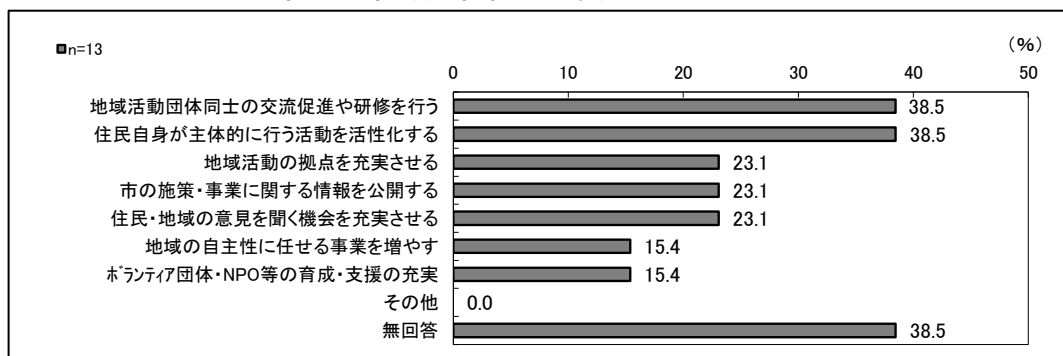
住民と行政の協働意識としては、「住民と行政の双方が意識を変えることが必要」が4割弱を占め、最も多くなっています。

■住民と行政の協働意識について■



住民と行政の協働に必要なことは、「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」・「住民自身が主体的に行う活動を活性化させる」が同率で第1位となっています。

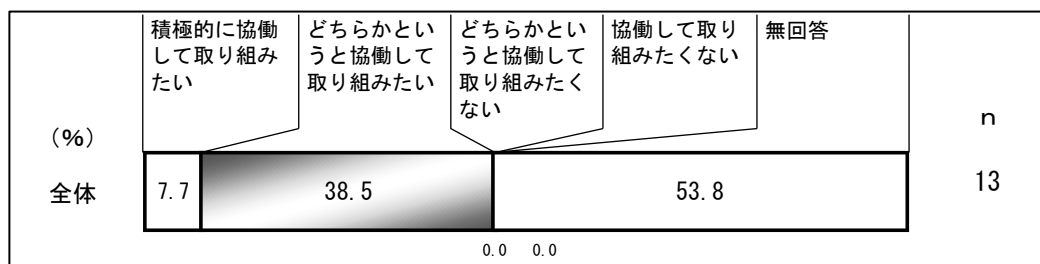
■住民と行政の協働に必要なこと■



【重層的支援体制整備事業について】

重層的支援体制整備事業に対する考えについては、「どちらかという協働して取り組みたい」が4割弱を占め、これに「積極的に協働して取り組みたい」を合わせた“協働して取り組みたい”は5割弱を占めます。

■重層的支援体制整備事業について■



③ワークショップによる検討

ア. 市民ワークショップ（アットホームトーク）

（ア）ワークショップの実施概要

ワークショップは、一般募集をはじめ、地区の代表者、福祉などの団体代表者、団体からの被推薦者等により新しい地域福祉の協働の方向性等について多様に検討し、住民の代表による意見・提言としてとりまとめ、「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

■ワークショップの実施概要■

対 象 者	一般募集、地区の代表者、福祉などの団体代表者、団体からの被推薦者等	
開 催 日	第1回目	第2回目
	令和4年8月26日	令和4年9月9日
参 加 者 数	46名	44名
開 催 場 所	合志市保健福祉センターふれあい館	

（イ）ワークショップ検討結果の概要

【第1回目／主な意見（キーワード）】

①自分が思う地域共生社会とは？	
希望	相談先
ほっと安心／安心／安心の確保	行事への参加
居場所	サポートや助け合い／相互扶助
つながる／つながり	ご近所付き合い／近所との関わり
声かけ／声かけ（信頼）	支え合い（近所）
プライバシー尊重の助け合い	情報
子育て／こども	学習（生きがい）
SOSの発信	空き家
買い物	活力・活気
高齢者	

②課題に感じること（自分自身もしくは地域で不足していること）	
子ども若者	コロナ対策
交流の場・機会／交流活動等の活性化	若者の参画
意識改革／福祉意識の高揚	元気高齢者の活躍の場
相手を想う気持ち	居場所
人間関係の希薄化／付き合いの希薄化	交通・移動
地域活動	公園等
相談先／相談先の周知	魅力のある場所
広報／情報／周知	壁を低く（世代・新旧住民）
各種講座の充実	支援の壁
支援の充実／支援体制の充実	

【第2回目／主な意見】

①前回は振り返りながら、グループで自分たちの地域共生社会（キャッチフレーズ）を考える	②地域共生社会の実現に向けて・・・自分（たち）にできること、地域でしていきたいこと
だれでも どこでも いつでも 人を思い寄り添い合える地域	<p>まずあいさつ 声かけ</p> <p>SOS を発信できる</p> <p>恥ずかしくない</p> <p>自分のためだと思って行動する！ まずは自分から！</p> <p>集える場所づくり （自分も、地域も）</p> <p>だれでも参加できるイベント</p> <p>コロナ対策ばっちりのイベント</p>
<p>㊦ コロナじゃ消えないつながり</p> <p>㊧ うれしい楽しいまちづくり</p> <p>㊨ あわせつむぐお節介</p>	<p>広報誌やチラシをちゃんと読む</p> <p>地域の公園や公民館マップ、相談機関マップ作成</p> <p>地域防災</p> <p>ボランティア傾聴</p> <p>クラブ活動みたいな好奇心を刺激する企画を考える</p> <p>お節介人交流会</p> <p>コロナでも安心して集える方法を考える</p>
<p>皆が主役で助け合えるまち （一人ひとりが幸せで笑い声がきこえる街） ～市民みんな友達～</p>	<p>工夫して楽しい集いを考える</p> <p>若い人たちも楽しい企画</p> <p>ちょっとした電気工事</p> <p>庭のせんてい</p> <p>買い物代行を広めたい</p> <p>学校を多世代間交流の場に！</p> <p>社会人の居場所づくり</p> <p>とにかく情報収集</p>

①前回は振り返りながら、グループで自分たちの地域共生社会（キャッチフレーズ）を考える	②地域共生社会の実現に向けて・・・自分（たち）にできること、地域でしていきたいこと
市民だれもが 声をかけ 平和が続くまち	お茶一杯の集いの場 あいさつ運動 障がいありなし関係なく子ども同士の交流 自分が進んでボランティアサポーターに協力する まず自分ができるところをやる
助けられたり 助けたり 人とつながる地域共生社会	地域での声かけ ボランティア仲間と情報交換する 困ってる方がいたらすぐ声をかける！ 各世代どんな方も気軽に集える場所をつくる！ 困りごとを広報誌などで共有できたらどうかな 移動販売車で買い物ができたらいい 子どもたちが集える居場所をつくる！
一人ひとりの個性を認め合い かきねなくお互いに成長できる きっかけづくりができる社会	無視されてもめげずにあいさつ あいさつポイントをためていく だれでも気軽に集える場所をつくる 子ども～高齢者まで一緒に料理をつくる 「想いをつづるノート」を区に置いておく 食事会・飲み会を開催する！

イ. 学生を対象としたワークショップ

(ア) ワークショップの実施概要

学生を対象としたワークショップは、熊本高等専門学校¹の学生により新たな地域福祉の取り組みについて考え、学生の代表による意見・提言として把握し、「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のための基礎資料とするために実施しました。

■ワークショップの実施概要■

対 象 者	熊本高等専門学校の学生
開 催 日	令和4年10月14日
参 加 者 数	44人
開 催 場 所	熊本高等専門学校教室

(イ) ワークショップ検討結果の概要

【主な意見】

具体的なアイデア
・不登校の生徒たちへのアプローチ（SNSを通じた相談など）
・高齢者の免許返納…気づいていない人が多いため、テストをしながら気づいてもらう
・ホームレス支援…住所がないと働くことは難しい（安い家を紹介、働ける環境づくり）
・身体が不自由な人や、だれでもできるスポーツやゲームを大会として開く
・老人ホームなどの施設の方々と一緒に店を出し、お祭りを行う
・学校で障がいや高齢者の体験活動
・ツイッターなどでひきこもりの人を探す（オンラインゲームなど）
・地域の子どもの遊び相手になる・勉強会の開催
・オンライン上で悩みを話せる場づくり。アバターを使用し、心の負担を少なくする
・しんとマダムの深夜はいかいおさんぽクラブ（夕方～夜にかけて会話&散歩で見守り活動）
・外国人労働者への支援（通訳の育成やシェアハウスなど）
・スロープがない階段などをみつけるバリアフリー化（みんなが同じように使いやすいようにする）

第3章 計画の基本課題

1 計画の課題

これまで見てきた地域福祉をめぐるわが国の動向や本市の現状、住民・関係団体等の意識とニーズ、第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組みの振り返り等を踏まえ、本市が地域福祉を推進するうえでの基本的な課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 共生の文化を育む基盤づくりの強化

わが国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、伝統的な家庭や地域の支え合いの力、いわゆる地域の福祉力の低下が顕著となっています。

幸いなことに、本市においては人口の増加が継続しており、今後もこの傾向は継続することが見込まれています。

しかしながら、高齢化の進行のほか、核家族や高齢者のみの世帯が増加するなど家族形態が大きく変化し、アンケート調査やワークショップにおいても、近所付き合いの希薄化の状況がうかがえ、家庭や地域で支え合い助け合う力の低下が懸念されます。

福祉関連サービスの充実はもとより、これらのサービスを有効に活用しつつ、地域福祉の重要性を再認識してもらう取り組みを充実させ、共生の文化を育む基盤づくりを強化する必要があります。

(2) 地域の福祉を支える環境づくりの強化

本市における人口の増加は、税収の確保や活力維持などといったメリットがある一方で、比較的居住年数が短い住民と長きにわたり住み続けている住民との隔たりを基因とする住民同士の交流機会の減少などをもたらし、地域の福祉力低下の一因になりうるものです。

アンケート調査において、福祉に関わる地域活動等に参加する住民は1割未満にとどまっており、ワークショップでは役員が重複し負担が偏っているといった意見も見られます。

ボランティア活動などの周知はもとより、各種団体等と連携のもと、参加しやすい環境づくりに留意しつつ、だれもが地域を支える担い手であることを認識してもらうことによって、地域の福祉を支える環境づくりの強化を進める必要があります。

(3) 重層的な相談支援体制の整備

高齢者や子育て世代、障がい者といった、対象が限定されたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しているほか、生活困窮者の問題、社会的孤立、閉じこもり、8050問題といった生活課題の多様化・複雑化への対応が喫緊の課題となっています。

また、近年においては全国各地で大規模災害への懸念が増大しており、本市においても平成28年の熊本地震が記憶に新しいほか、高齢者が狙われる詐欺などが懸念されており、高齢者が被害者になる可能性が高くなっています。

ワークショップにおいても、「安全」「安心」をキーワードとする意見が見られ、住民の安全・安心に対する意識は高いことがうかがえるとともに、アンケート調査では、だれもが安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みとして「福祉に関する情報提供を充実させる」及び「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が二大要望としてあげられています。

市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるようにするためにも、分野別にそれぞれ行っていた支援を一体的に行い、これまでの制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズについて重層的に対応すべく、相談支援体制を整備する必要があります。

第4章 計画の基本理念と基本方針

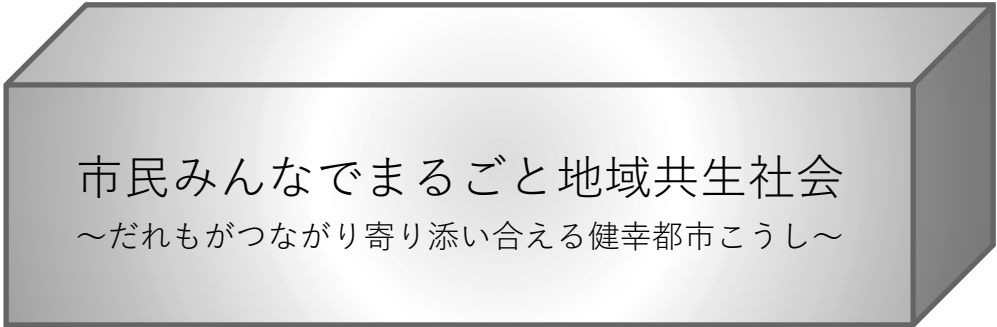
1 計画の基本理念

平成28年私たちが経験した熊本地震で、地域のつながりが大切だということを改めて認識することになりました。こうした経験を踏まえ、地域の人たちがコミュニティの一員であることを認識し、一緒に地域をつくっていく仲間なのだということを感じ合うことが大切だと考えます。また、私たちがコミュニティの一員としてこれからの地域の福祉を担うことが非常に大切だと考えます。

これから私たちが暮らすまちを維持していくためにも、住民が支える側と受ける側どちらかに常に固定されることなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会を目指していく必要があります。そして、住民と市、地域のさまざまな団体が連携、協力し合いながら福祉を向上していく必要があります。地域におけるさまざまな問題が複雑化していく中では、このまちに暮らす私たちが協力し、アイデアを出し合いながら一つ一つの問題を解決していくことが大切となっています。

本計画ではこれまでの理念「市民みんなでまると地域共生社会」を継承しつつ、副題として新たに「～だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし～」と設定し、市民をはじめ、地域の組織や団体、民生委員・児童委員や各種福祉関係委員、福祉サービス事業所、さらには企業などが、市や社会福祉協議会とともに協働することにより、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを行います。

■基本理念■



市民みんなでまると地域共生社会
～だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし～

2 計画の基本方針

計画の基本理念を実現するために、以下の枠組みで施策を進めていきます。

(1) つながりと支え合いの輪を広げる

地域福祉においては住民間のつながりがとても大切であることから、住民同士がお互いを気かけ合いながら、協力し合って支え合うことができるよう、引き続き、さまざまなサポート活動を通してつながりをつくっていきます。

また、住民間のつながりを維持するための支援活動を行うほか、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動を活発化し、社会参加の機会の充実を図ります。

さらに、より多くの人にボランティアに関する情報が伝わるように、広報を工夫します。

(2) 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

地域のより良い暮らしを支えるために重要な役割を担う住民一人ひとりの地域参画がしやすくなるよう、地域活動への参加意向・ニーズを捉え、活動内容を工夫していきます。

また、ボランティア活動が継続できるように環境を整え、ニーズに合わせた研修内容等も検討し、ボランティアセンター機能の充実・強化を図ります。

さらに、各団体の活動を活発化させるとともに各種団体同士の連携を図り地域福祉の向上を目指します。

(3) 相談・支援体制の連携の輪を強める

住民が不安に感じていることを相談でき、だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる体制をつくります。

そのために、相談支援体制を充実させ、多様な相談を受け付けられるよう、職員のスキルアップを図り、相談者を最適なサービスへとつなげていきます。さらに、各種専門機関や民間事業所と連携し、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

なお、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに重層的に対応するためにも、本市における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、包括的な支援体制の構築を進めます。

3 計画の体系

■施策体系■

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
市民みんなだまると地域共生社会くだれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし	1. つながりと 支え合いの輪を広げる	(1) ご近所とのつながりと 支え合いの輪を広げる	①支え合い活動の支援 ②各種交流活動の支援 ③サロン事業の充実
		(2) 地域のつながりを下支え する	①見守り活動の充実 ②住民による自主活動の推進 ③生活支援事業の推進
		(3) みんなに福祉の 大切さを伝える	①福祉教育の推進 ②広報活動の充実 ③啓発活動の推進
	2. 地域の担い手の 輪をつなげ、地域の 福祉力を高める	(1) 地域を支える人たちを育む	①ボランティア活動への支援 ②各種ボランティア人材の養成支援 ③民生委員・児童委員との連携 ④各種サポーターの育成
		(2) 各種団体と連携し、 支援する	①民間活力を活用した福祉モデル の構築の推進 ②各種団体等への支援充実と連携 の推進
	3. 相談・支援体制の 連携の輪を強める	(1) どんなことでも 気軽に相談できる 体制をつくる	①相談窓口体制の充実 ②ひきこもり対策（孤独・孤立対 策）
		(2) 弱い立場にある人を みんなで支える	①地域包括ケアの充実 ②成年後見、権利擁護事業の充実 ③要支援者への支援体制強化 ④「制度の狭間の課題」への取り 組みの充実★
		(3) 地域における包括的な 支援を行う	①地域子育て支援の充実 ②障がい児（者）支援の充実 ③介護に関する支援の充実 ④認知症対策の充実 ⑤災害対策の充実 ⑥新しいサービス等の開発の推進 ⑦重層的な相談支援体制の整備★

★特に重点的な取り組みが求められる施策

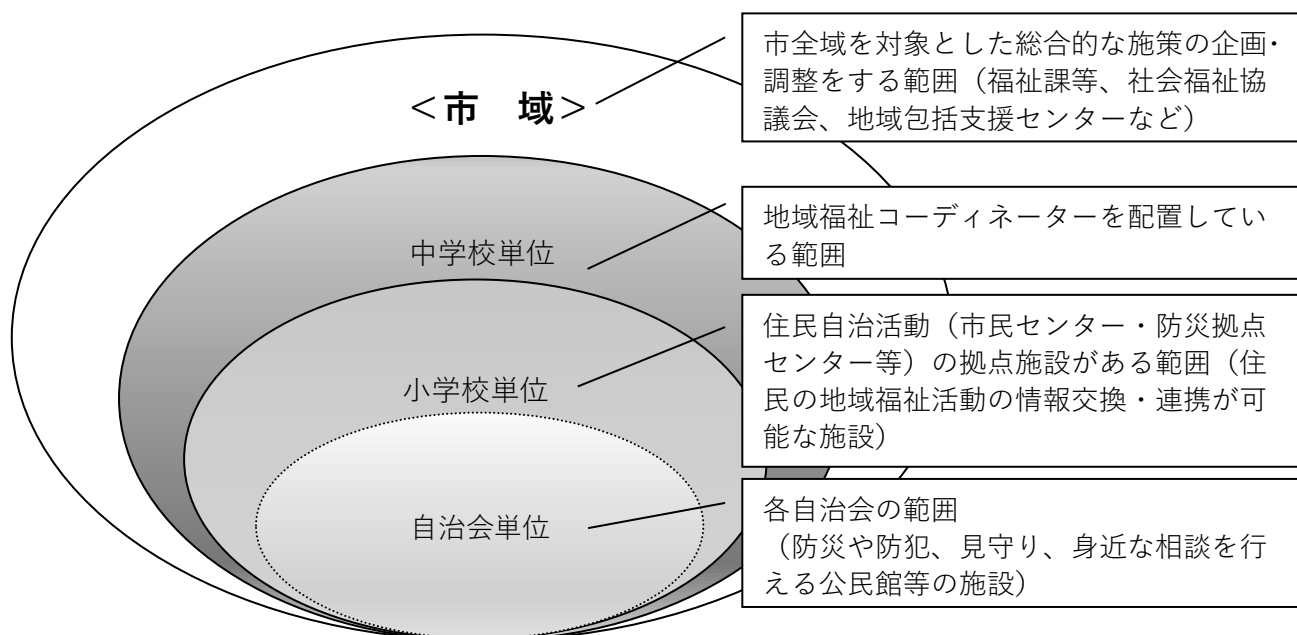
4 地域福祉推進のための圏域設定の考え方

支援を必要とする住民へサービスの提供や住民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設や人的な資源などの社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や住民活動に生かしていくかが重要です。

このため、市域の広がりや状況の踏まえ、施設整備面において、住民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である住民が利用しやすい、参加しやすい、面的な整備の考え方が必要となってきます。

そこで、地域福祉推進のための圏域を「市域」、「中学校単位」、「小学校単位」、「自治会単位」に設定し、それぞれの圏域レベルの特性等を踏まえた地域福祉活動を支援する環境づくりを図ります。

■地域福祉推進の圏域設定の基本的な考え方■



第5章 施策の展開

1 つながりと支え合いの輪を広げる

(1) ご近所とのつながりと支え合いの輪を広げる

現状と課題

地域における近所付き合いの希薄化が指摘され久しいですが、近年の新型コロナウイルス感染症の流行は、外出自粛等により、住民同士のつながりや支え合い活動にも影響を与えたと考えられます。

アンケート調査では、比較的深めの近所付き合いをしているのは、4割弱となっており、前回調査の6割弱を大きく下回っています。

また、ワークショップでは、「地縁が遠のいている」「ネット化等で人と話さなくなる」「自分から話かけない（あいさつはする）」などといった人間関係や付き合いの希薄化が課題としてあげられています。

一方で、アンケート調査では地域とのつながりがあったほうがよいと7割強が感じており、外出自粛等により、人と人のつながりの重要性が再認識されていることがうかがえ、ワークショップにおいては、合志市が目指す地域共生社会として、近所との関わりやつながり、集いの場、支え合いなどのキーワードがあげられています。

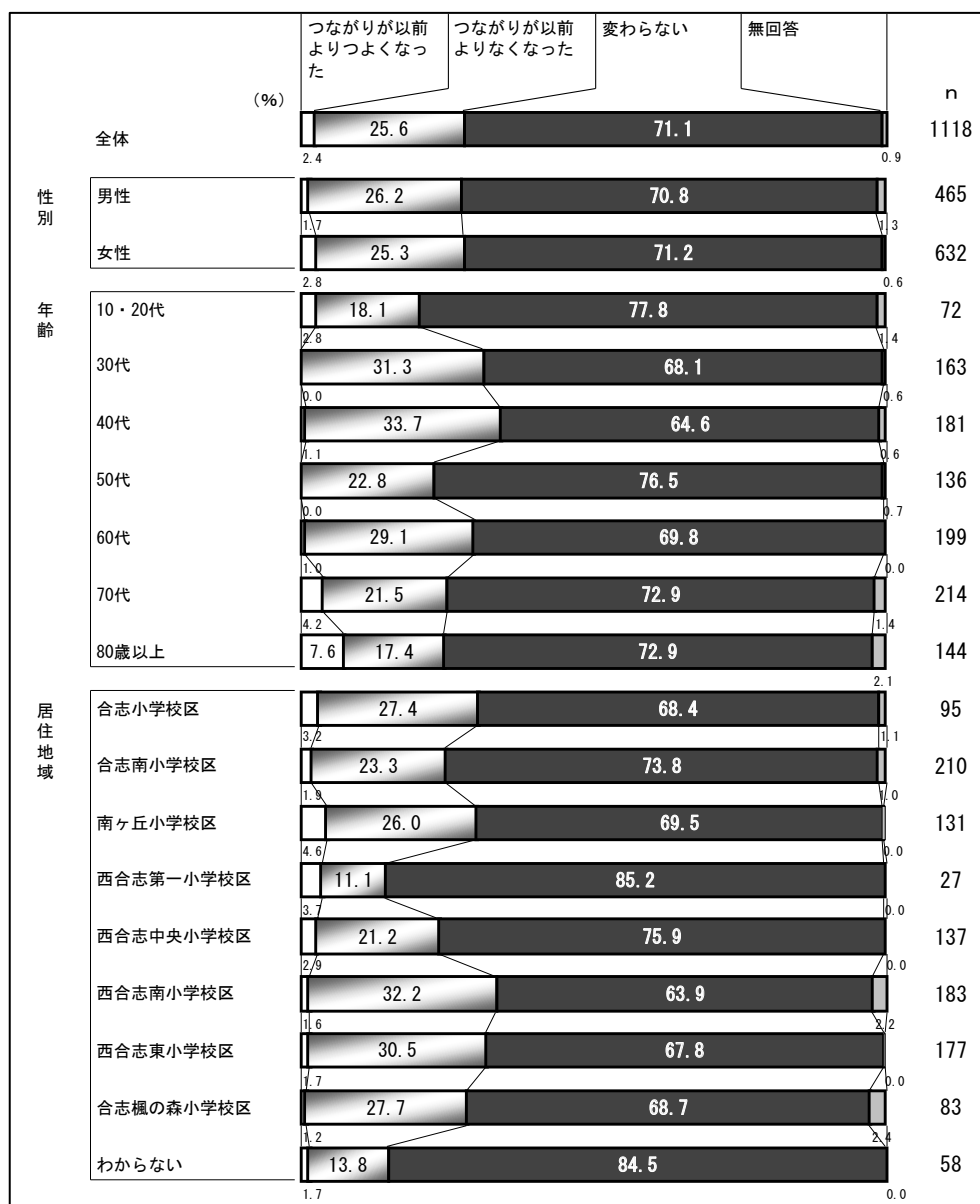
地域共生社会を実現するためには、地域の人たちの間のつながりづくりを強固にする必要があります。地域の人たちが、世代に関係なく、地域社会へ参加しやすくなるよう、さまざまな工夫が必要です。

【アンケート結果より】

新型コロナウイルス感染症の蔓延から地域とのつながりは変化したかどうかについては、「変わらない」が7割強を占める一方、「つながりが以前よりなくなった」が2割台半ばを占めています。

居住地域別に見ると、「つながりが以前よりなくなった」の割合は、最も高い西合志南小学校区と西合志第一小学校区では約21ポイントの差が見られます。

■新型コロナウイルス感染症の蔓延から地域とのつながりは変化したか■



取り組みの方向

これまで培ってきた「住民のつながり」を資源にして、さまざまなイベント、サポート活動を通して、住民同士のつながりを育むとともに、既存の活動同士との交流を活発にし、つながりの輪を広げていきます。

地域とのつながりの変化に地域差がうかがえることから、つながりの希薄化にも留意して地域性を考慮しつつ各取り組みを進めます。

取り組み

① 支え合い活動の支援

住民参加型の支え合い活動として、日常生活上のちょっとしたお手伝いをするこ
とで、住民同士のつながりを育むとともに、子育て世帯に対する住民相互の生活支
援活動として、子どもの預かり等の活動を行います。

市民に対し、ぽっかぽかサポートの活動を普及・啓発するとともに、各区、ボラ
ンティア団体への働きかけ、さらには企業等への社会貢献の理解を働きかけます。

また、ファミリーサポートについては、さまざまな世代に向けた協力会員の養成
を行うとともに、専門的な知識の必要性に合わせ、フォローアップの強化を行って
いきます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none">●事業・制度の広報・周知●ぽっかぽかサポート・ファミリーサポートの実施●ぽっかぽかサポートとファミリーサポートとの連携●協力会員の養成・フォローアップ研修●地域性に応じて、協力会員の数を増やす●事業資金（財源）の確保●柔軟な組織運営を行い、各地域に広げる●子ども緊急サポートの実施●協力会員間の関係、つながりの維持・強化
市	<ul style="list-style-type: none">●制度の広報●支援者、財源の確保●運営の各種サポート●子育て世代への意識啓発

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●ぽっかぽかサポート・ファミリーサポートの活用 ●制度を知っている人が知らない人に伝える ●協力会員への登録・活動協力 ●看護師や保育士等の資格を持つ人材の参加・協力 ●利用した人もサポートする側で協力する

②各種交流活動の支援

趣味や特技などを生かし、主体性を持った新たな生きがい活動の創出や、閉じこもりがちな高齢者が新たな活動に興味を持つことで生きがいを持った生活ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた交流活動を促進します。

また、PR 活動、団体への働きかけ、世代間交流や各種交流事業による活性化により、さまざまな人たちのつながりをつくります

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●事業・制度の広報・周知 ●参加者の拡大 ●参加者間の関係、つながりを維持・発展させていく ●広く交流の効果等を周知・PR するとともに、既存の団体等への働きかけを行い、交流事業による活性化を促す ●既存団体への支援、効果的連携を行う
市	<ul style="list-style-type: none"> ●活動の場の確保 ●各行政区や地域住民組織等での活動事例の紹介

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●活動への参加、イベント参加に周りの人を誘う ●制度を知っている人が知らない人に伝える ●イベントのアイデアを出す ●主催者となってイベントをつくる ●若い人たちも楽しめる企画を行い、集う ●学校で多世代が交流する ●新型コロナウイルス感染症に留意しイベントに参加する ●コロナ禍でも安心して集える方法を考える

③サロン事業の充実

高齢者を中心として公民館等を活用したサロンによる介護予防活動や住民交流の促進を行います。

また、新たな通いの場の創出に向け、地域性に応じた立ち上げ支援を行うとともに、運動や趣味、脳トレに特化したサロンや高齢者・子育て合同サロンなど柔軟な取り組みの支援を行います。

地区によっては校区単位での取り組みや、移動（送迎）支援も含めた活動の幅を広げていくことを検討します。

さらに、各サロンが主体的に活動できるよう支援します。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●事業・制度の広報・周知 ●参加者を増やすための働きかけ ●参加者間の関係、つながりを維持・発展させていく ●広く交流の効果等を周知・PRするとともに、既存の団体等への働きかけを行い、交流事業による活性化を促す ●既存団体への支援、効果的連携を行う ●新しいサロン（運動特化型サロン等）の研究と構築
市	<ul style="list-style-type: none"> ●サロンの広報 ●サロン活動への全般的支援 ●サロンを活用した社会参加・健康づくりの推進 ●地域の通いの場マップの更新

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●各種サロンへの参加 ●各種サロンへ周りの人を誘う ●サロンの実施、内容の工夫 ●福祉事業所が持つ専門知識等をサロンで講習、会場の提供等

(2) 地域のつながりを下支えする

現状と課題

地域における人と人とのつながりは、地域活動と連動することにより、より多くの人とのつながりが期待できます。本市では、安心ほっとラインの設置や地域福祉座談会の開催、ぽっかぽかサポート協力会員の支援などに取り組んでいます。

アンケート調査において、日常生活が不自由になったときにしてほしい手助けは、「災害時の手助け」と「声かけや安否の確認」が二大要望となっている一方、となり近所の困っている家庭に対してできる手助けは、「声かけや安否の確認」が他を引き離して第1位となっています。

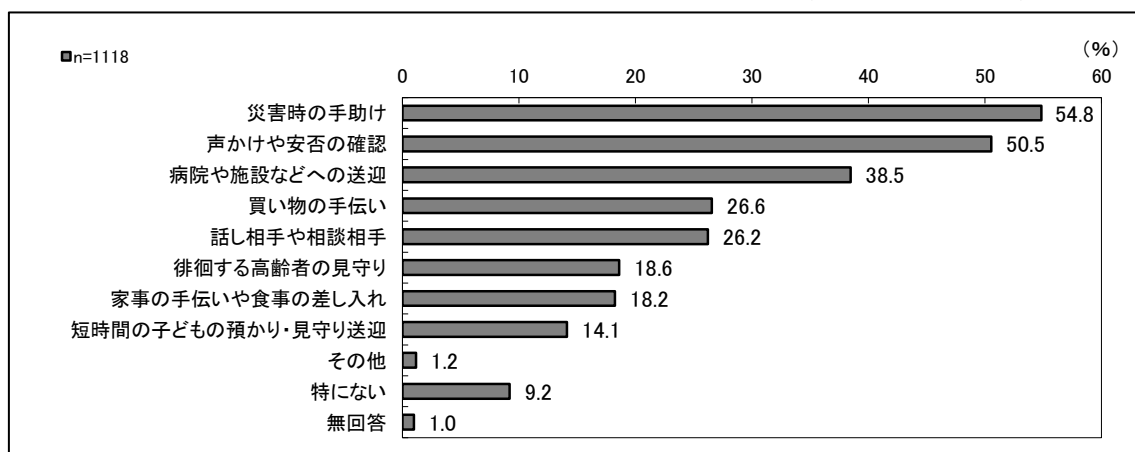
また、ワークショップでは、ぽっかぽかサポートの協力会員がいない、毎回同じ人が活動している、個々の家庭状況が違う、できる人と助けてほしい人とのマッチングをしてほしい、といった支援体制の充実が課題としてあげられています。

「声かけや安否の確認」は、手助けしてほしい人と手助けできる人が一定数いることから、これらの取り組みを通じて、人と人とのつながりを支えるとともに、地域に関心を持ってもらい、自主的な地域活動を促進するためにも、地域における地域福祉座談会を推進していくことが必要です。

【アンケート結果より】

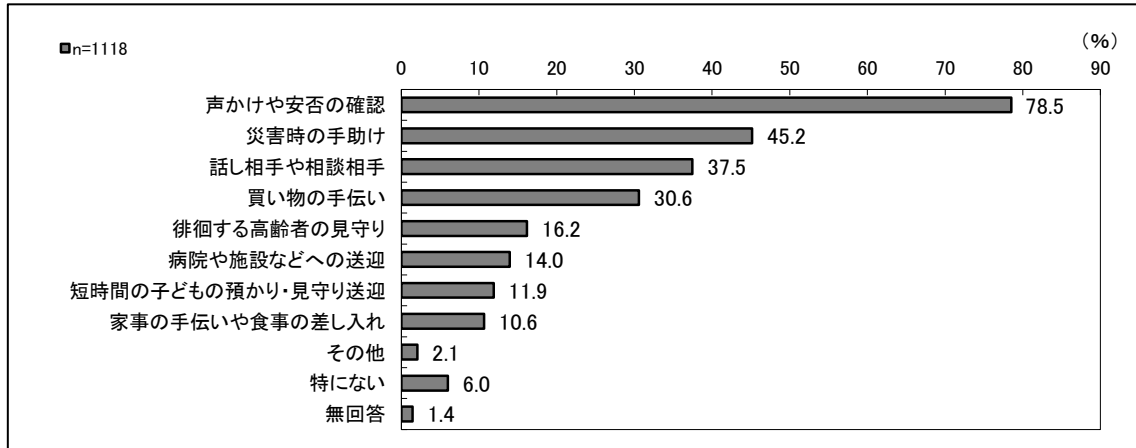
日常生活が不自由になったときにしてほしい手助けは、「災害時の手助け」(54.8%)、「声かけや安否の確認」(50.5%)、「病院や施設などへの送迎」(38.5%)などの順となっています。

■日常生活が不自由になったときにしてほしい手助け（全体／複数回答）■



となり近所の困っている家庭に対してできる手助けは、「声かけや安否の確認」(78.5%)、「災害時の手助け」(45.2%)、「話し相手や相談相手」(37.5%)などの順となっています。

■となり近所の困っている家庭に対してできる手助け（全体／複数回答）■



取り組みの方向

見守り等をきっかけとして、住民が地域活動等に気軽に参加できる環境づくりを進めます。

また、これらの地域活動等が持続可能となるよう、自主的な活動を尊重しつつ、積極的に支援していきます。

取り組み

①見守り活動の充実

個別避難計画の更新のもと、地域での見守りが必要な人、世帯の把握を行うとともに、民生委員児童委員協議会や地域福祉連絡協議会等の既存の団体や各事業所等への見守り活動の協力を要請するなど、見守り等の支援の輪を広げていくための啓発・声かけを行いながら、地域での見守り活動の充実を進めます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●地域（自治会単位）での見守り活動の支援 ●地域福祉座談会での見守り啓発 ●虐待や生活困窮等の防止活動 ●民生委員・児童委員と連携した地区での見守り活動の支援 ●福祉票（見守りツール）作成更新支援 ●安心ほっとライン（命のバトン）の配布、及び更新 ●関係機関と協力した被災者及び避難行動要支援者への支援

	<ul style="list-style-type: none"> ●市内5ヶ所あるコミュニティ（須屋・黒石・中央・野々島・合生）における地域福祉連絡協議会への支援 ●住民のニーズを踏まえつつ、他の地区との連携を可能となるように組織の在り方を検討する
市	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動（声かけ・目配り等）の重要性の広報 ●避難行動要支援者に関する自治会、自主防災組織等との連携 ●見守りに関する事業所への協力の検討 ●協議会活動への支援 ●新たな協議会の枠組みの検討

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動への理解と協力 ●年一回福祉票（見守りツール）の更新 ●あいさつ運動を行う ●協議会活動への理解・参画

②住民による自主活動の推進

ICT等の活用も視野に入れ、定期的な座談会やアンケートの実施によって、住民自らの支え合い活動の必要性について気づきを促し、継続的に行えるように支援します。

また、安全・安心の環境づくりに向け、平時からの防災に関する取り組みや見守り活動に留意しつつ、住民の自主的な防災活動の支援を行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉座談会の開催・運営 ●行政区に捉われず、さまざまなテーマで座談会を開き、多世代の参加を目指す ●校区ごとに設置している地域福祉コーディネーターが中心となり、地域課題に沿った福祉活動を推進する ●生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターが連携し、新たな福祉活動の創出と継続支援 ●市の総合防災訓練時の災害ボランティアセンター設置訓練の実施 ●福祉避難所設置訓練の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ●個別の地域での防災活動支援の推進 ●住民の防災に関する意識の向上に向け、ICT を活用した広報活動 ●防災を通じた地域コミュニティづくりの支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ●座談会開催への支援 ●地域住民意見の集約及び施策への反映 ●自主防災組織の編成支援（関係課との連絡調整） ●自主防災組織の設立促進及び補助金の交付 ●自主防災組織及び各行政区役員・防災士合同の研修会の開催 ●地域防災リーダーの育成 ●防災士養成講座を開催し、防災士資格の取得の支援 ●防災意識の高揚と地域力の向上に努める ●福祉避難所の運営支援と定期的な連絡会議の実施

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●活動の推進、地域福祉座談会の開催・参加 ●災害ボランティアセンター運営（設置訓練含）への参加、協力 ●自治会内に福祉部等の設置 ●自主防災組織の編成 ●各地域における防災訓練の実施

③生活支援事業の推進

日常生活における買い物やゴミ出しなどのお手伝いを、地域の特性にあわせて、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	●ぽっかぽかサポート等の地域に応じた仕組みづくり
市	●地域福祉支援事業の継続

住民や地域に期待すること	
	●地域でのちょっとした生活支援についての話し合い

(3) みんなに福祉の大切さを伝える

現状と課題

“福祉”という言葉の語源は、幸福やしあわせを意味するものであり、一般的には、「公的扶助やサービスによる生活の安定、充足」として解されていますが、抽象的な言葉でもあることから、福祉への理解を促すためには、あらゆる機会や多様な媒体を通じた学びが必要です。

社会環境が大きく変化する中で、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、家庭や地域の中で、“福祉”を学ぶことが困難になってきています。

アンケート調査では、福祉への理解と参加の心を育てる教育をどのように行うのがよいかたずねたところ、「学校教育の中で学ぶ」が4割強を占め最も多くなっています。また、年齢別に見ると、「学校教育の中で学ぶ」の割合は、概ね年齢層が下がるにつれて高くなる傾向が見られ、次代の地域を担う若い世代を中心に学校教育の中で学ぶことが重要と認識していることがうかがえます。

ワークショップでは、他の人の問題ではなく、自分の問題と捉える考え方、よそはよそ、うちのうち、といった考えの意識改革が課題としてあげられているほか、若い世代の無関心が指摘されています。

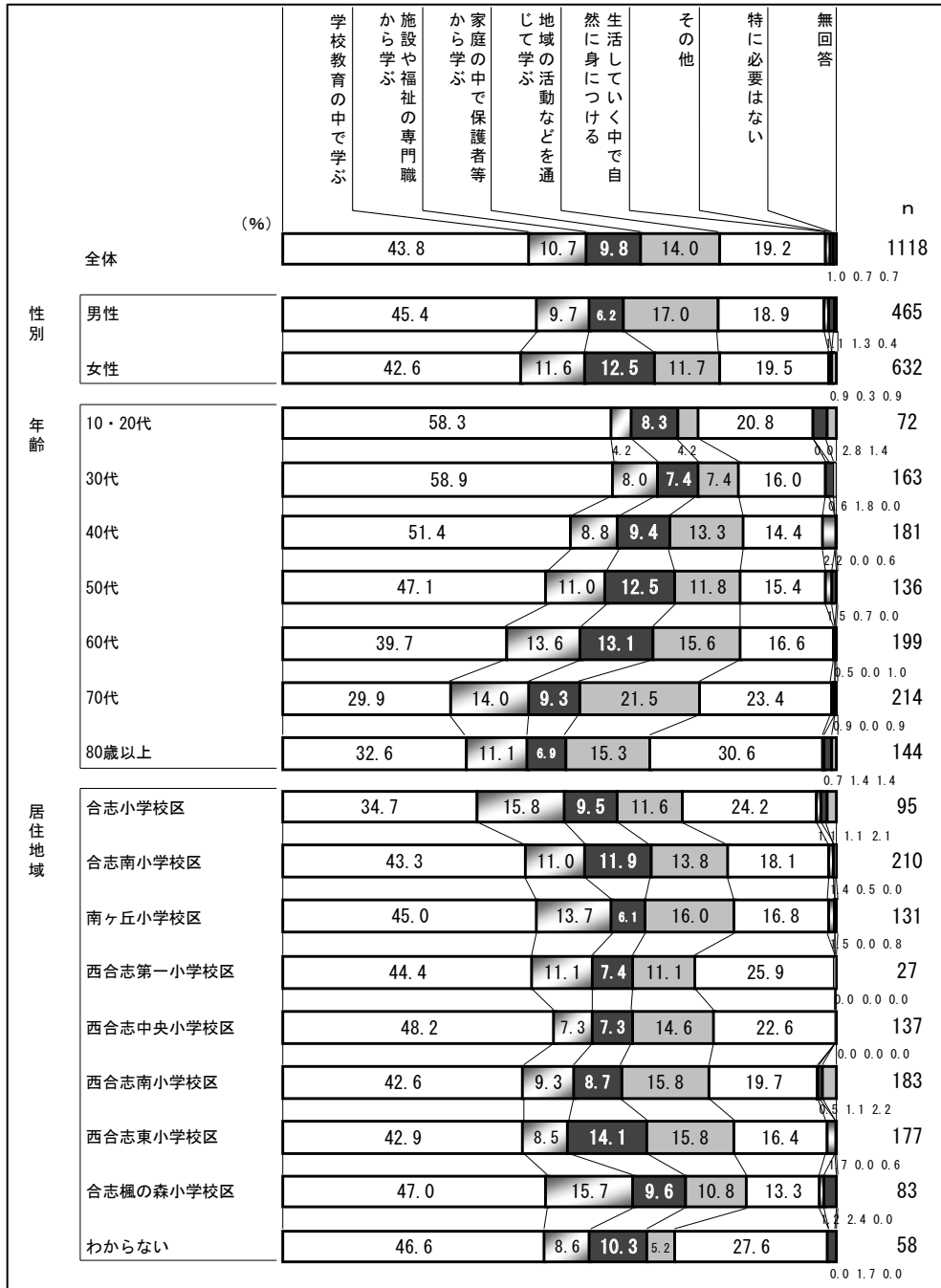
学校教育にあわせ、家庭、社会教育の各段階において、福祉への関心を高めるための教育を充実するとともに、各種媒体を通じ、あらゆる世代に対し、福祉関連の広報・啓発活動をより活発に行う必要があります。

【アンケート結果より】

アンケート調査において、福祉への理解と参加の心を育てる教育をどのように行うのがよいかたずねたところ、「学校教育の中で学ぶ」(43.8%)、「生活していく中で自然に身につける」(19.2%)、「地域の活動などを通じて学ぶ」(14.0%)などの順となっています。

年齢別に見ると、「学校教育の中で学ぶ」の割合は、概ね年齢層が下がるにつれて高くなる傾向が見られます。

■福祉への理解や思いやりの心を育てる教育について■



取り組みの方向

“福祉”や“地域共生社会”について、住民が関心を持ち、どのような取り組みが必要であるかなど、あらゆる年代を対象に、福祉教育を展開していきます。

また、住民が関心を持てる福祉情報の提供を行います。

取り組み

①福祉教育の推進

市内すべての学校や事業所、さまざまな世代へ福祉教育・体験活動の提供ができるよう活動を強化しつつ、健康づくりや介護予防につながるサロン活動や老人会活動において、出前講座も取り入れながら実施するなど、福祉に対する意識の高揚に取り組めます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none">●さまざまな世代に向けた福祉教育の推進●福祉体験学習等（福祉講話・車椅子体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験・認知症サポーター養成講座等）の実施●学校と連携・協力し福祉教育と福祉体験学習の内容を充実化する●各区・老人会・サロン等において「健康」をテーマに各種運動を行う●各種出前講座（健康講話・認知症予防・介護予防・地域のつながりづくり等）を行う
市	<ul style="list-style-type: none">●社協、関係機関と連携した出前講座の体制整備●講座の周知●健康づくりや生活習慣病予防に関する正しい情報を提供する

住民や地域に期待すること

- 福祉の視点を踏まえた出前講座の活用
- 学校や事業所等での福祉教育の実施
- 健康を自分で守る意識づくり
- 健康づくりに関するボランティア活動（食生活改善推進員等）

②広報活動の充実（市広報紙、社協広報誌、ホームページ等）

行政各分野と社会福祉協議会の連携強化のもと、必要な人に必要な情報が届くよう、さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動を進めます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●社協広報誌・ほっとラインの発行 ●社協ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube等での活動発信 ●わかりやすく市民に届くように情報発信を行う
市	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報紙やホームページ、その他さまざまな媒体を活用した地域福祉に関する啓発広報 ●相談や制度利用等の周知

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●広報やホームページ等の活用 ●広報誌等で地域の人たちの活躍を紹介

③啓発活動の推進

市と社会福祉協議会が連携し、住民のニーズに即した福祉講演会や認知症啓発講演会等の開催による各種啓発活動を行います。

また、地域で実践されている福祉活動の共有を行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいフェスティバル（福祉講演会等）の開催 ●ターゲットとコンセプトを明確にしたイベントの開催 ●さまざまな手法を取り入れた出前講座等の実施（社協はってん組や専門職による講話・実技等）
市	<ul style="list-style-type: none"> ●「ボランティア表彰式」の実施 ●地域福祉に対する市民意識の啓発 ●認知症啓発講演会・研修会等の開催・周知啓発

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●講演会への参加

2 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

(1) 地域を支える人たちを支援する

現状と課題

地域福祉を担う人材として、ボランティアや民生委員・児童委員、各種サポーターがあげられますが、ボランティア人材が減少しているなど、福祉を担う中心的な人材の確保が喫緊の課題となっています。

アンケート調査では、福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等に参加しているかについては、「参加していない」が約9割を占めているほか、福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために市が取り組むべきことは、「活動に関する情報提供」が他を大きく引き離して第1位となっています。

また、日常生活が不自由になったときにしてほしい手助けとして、「買い物の手伝い」、「話し相手や相談相手」がおよそ4人に1人の割合で回答しており、地域の中で対応することも可能と考えられる内容となっています。

ワークショップでは、地域共生社会の理想として、ボランティアに楽しく参加できる環境があげられているほか、地域の集まり（お祭り、子ども会）に参加しづらい、地域の活動へのきっかけづくりなどが、地域活動に対する課題としてあげられています。

ボランティア活動や地域活動へ参加する意義や重要性の周知はもとより、これらの各種活動に関する情報提供並びに多様で柔軟な社会参加の在り方を考える必要があります。

また、互助によって解決できる困りごと等に対しては、地域の各種サポーターを育成して、対応していくことも必要です。

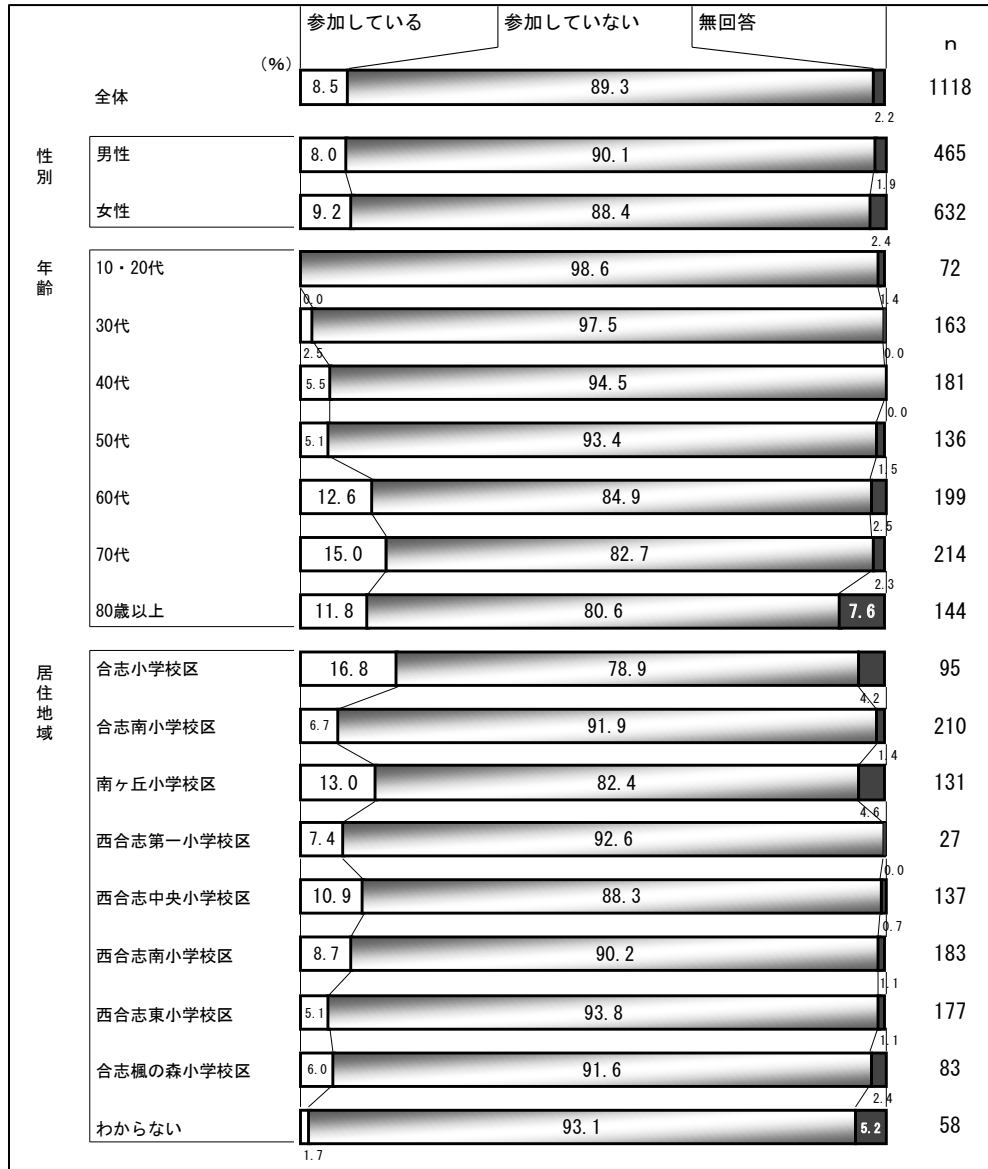
【アンケート調査結果より】

福祉に関わる地域活動等に参加しているかについては、「参加していない」が89.3%、一方、「参加している」が8.5%となっています。

「参加している」の割合を属性別に見ると、年齢別では概ね年齢層が上がるにつれて高くなる傾向が見られます。

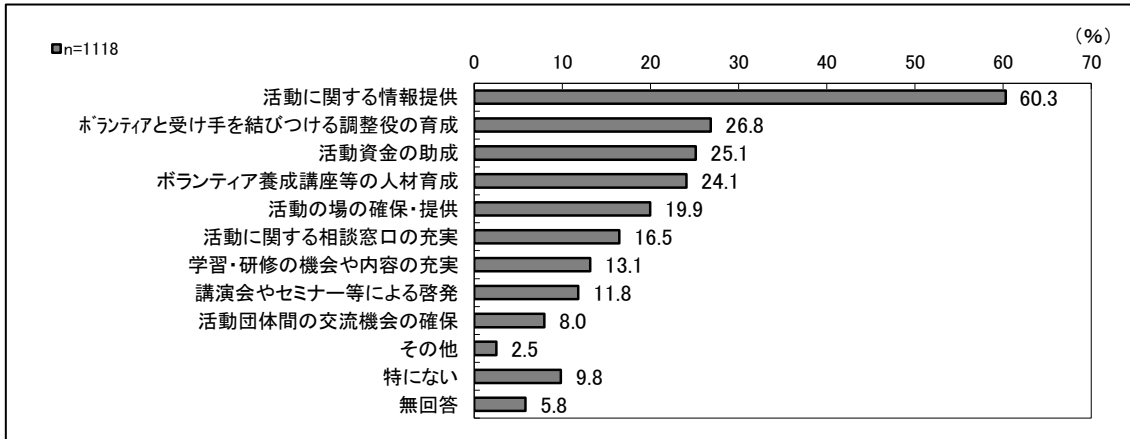
居住地域別では、最も高い合志小学校区と最も低い西合志東小学校区では約12ポイントの差が見られます。

■福祉に関わる地域活動等に参加しているか■



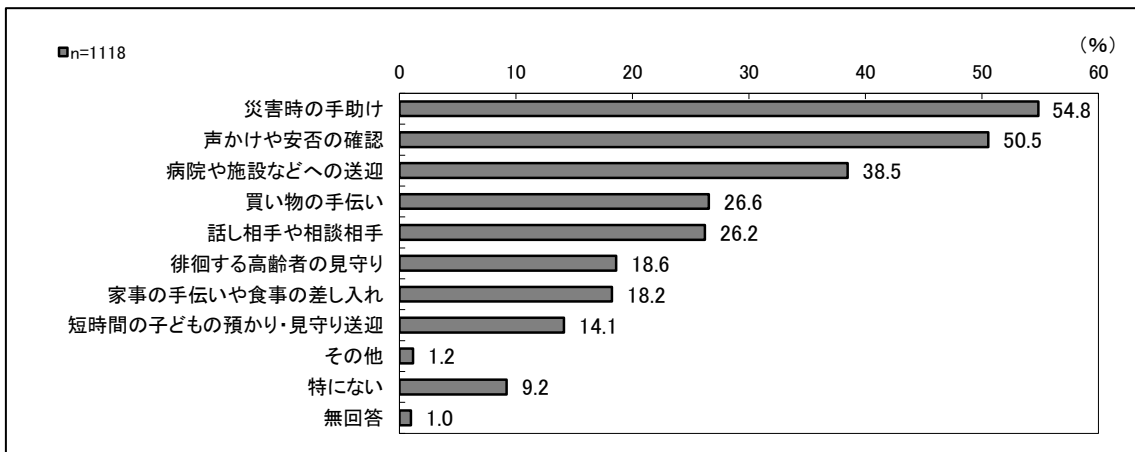
福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために市が取り組むべきことは、「活動に関する情報提供」(60.3%)、「ボランティアと受け手を結びつける調整役の育成」(26.8%)、「活動資金の助成」(25.1%)などの順となっています。

■活動を盛んにするために市が取り組む必要のあること(全体/複数回答)■



日常生活が不自由になったときにしてほしい手助けは、「災害時の手助け」(54.8%)、「声かけや安否の確認」(50.5%)、「病院や施設などへの送迎」(38.5%)、「買い物の手伝い」(26.6%)、「話し相手や相談相手」(26.2%)などの順となっています。

■日常生活が不自由になったときにしてほしい手助け(全体/複数回答)(再掲)■



取り組みの方向

住民の地域活動等への参加意向を的確に捉え、気軽に参加してもらえ、環境づくりを進めるとともに、ボランティアを継続してもらえ、研修内容等を工夫していきます。

また、各団体間の交流を促進し、活動を活発化させていきます。

さらに、日常的な困りごとを地域の力で解決できるよう、各種サポーターを養成していきます。

福祉に関わる地域活動等への参加状況に地域差がうかがえることから、地域活動等の参加状況にも留意して各取り組みを進めます。

取り組み

①ボランティア活動への支援

ボランティア連絡協議会との連携のもと、ボランティアの新たな発掘・人材育成、組織化に取り組みます。

また、ボランティアコーディネーターが中心となり、企業等に対し社会貢献の理解や参加のきっかけづくりを行います。

ボランティア連絡協議会活動については、引き続き促進し、支援を行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none">●ボランティアに関する情報の提供●コーディネーター設置●ボランティアの育成（あらゆる世代への働きかけを行っている）●地域のボランティア活動支援●災害時に対応できる体制づくり●ボランティア交流会の開催●ふれあいフェスティバル開催（ボランティア連絡協議会共催）●市民へのボランティアに関する周知●ボランティア連絡協議会会員同士の交流や相互協力を促進し、協議会活動の活性化を進める●ボランティアポイント制の検討
市	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動の重要性の広報●ボランティアセンター事業の支援●ボランティア連絡協議会の支援

	●各種企画に関してボランティア連絡協議会、社会福祉協議会との連携
--	----------------------------------

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動への参加 ●ボランティアを行って楽しかったことを他の人に伝える ●ボランティア連絡協議会への参加 ●ボランティア団体間の交流・相互支援

②各種ボランティア人材の養成支援

継続的な養成講座を実施し、各種ボランティア活動の機会創出や発掘をすることともに、企業や事業所が取り組みやすい社会貢献活動の啓発を行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター設置訓練の実施 ●傾聴ボランティア育成と育成システムの確立 ●送迎ボランティア育成 ●シニアボランティア（次世代橋渡し世代）の育成 ●学生ボランティアの育成と居場所づくりや活動参加の促進 ●各種ボランティアを通じた地域のつながりづくり
市	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動の啓発 ●ニーズに対応できる体制づくり ●ボランティア養成講座の開催

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア養成講座の受講 ●子どもも含めだれでも気軽に集える場所をつくる

③民生委員・児童委員との連携

地域福祉において重要な役割を果たしている民生委員・児童委員と連携した活動を行うとともに、民生委員・児童委員の活動をPRします。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の会議等の運営補助（定例会・役員会・総務会） ●協働での事業推進（地域見守り等） ●避難行動要支援者システムの構築・改善 ●社協・民生委員・児童委員・区長間の情報共有 ●「安心ほっとライン」の利用促進 ●民生委員・児童委員の活動をPR
市	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員活動の重要性の広報・周知 ●民生委員・児童委員協議会の会議や研修への参加 ●民生委員・児童委員の活動をPR

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員への理解 ●民生委員・児童委員への協力 ●安心ほっとラインの活用

④各種サポーターの育成

地域の支え合いに関する専門的な研修、フォローアップ研修の充実、サポーター同士の組織化、情報共有、人材発掘に取り組むとともに、幅広い世代が参加できる環境づくりに取り組みます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●ぽっかぽかサポート協力会員養成 ●元気応援サポーター養成 ●認知症サポーター養成 ●家族介護教室等 ●生活・介護支援サポーター養成（エグゼクティブサポーター） ●認知症予防サポーター（脳活き生き教室・脳ケアルーム）の育成 ●各種サポーターの再編、統合に向けた検討 ●各種サポーターの活動PR

	<ul style="list-style-type: none"> ●各種サポーターが地域の中核的役割を果たせるようにスキルアップを進める
市	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成の推進・啓発活動 ●生活・介護支援サポーター養成 ●生活・介護支援サポーター養成講座修了生の活躍の場を広げる ●元気応援サポーターの登録数を増やす ●健康づくり推進員の学習会の開催 ●認知症サポーター養成

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種養成講座への参加 ●地区での研修修了者の活動参加 ●地域の活動をやっていて楽しかったことを他の人に伝える ●「みんなでやろう」と声かけする（輪を広げるために周囲を意識する）

(2) 各種団体等と連携し、支援する

現状と課題

民間活力を活用した福祉モデルの構築に向け、福祉のみならず、教育機関、医療機関、農業等を含めた地域公益活動推進プラットフォームの構築を行っているほか、協働事業として福祉教育や地域福祉座談会、フードパントリーなどを実施しています。協力団体、機関の輪が広がり、さらなる福祉課題解決に向けた貢献活動が必要です。

また、各種団体の支援と連携については、生活支援協議体を開催し、老人クラブやサロン代表者、各事業所等と支援体制についての協議を行うとともに、各種団体に「生活支援協議体」に参画していただき、ネットワーク構築を行いました。

各種団体から出た意見や課題について具体的に協議を行うとともに、団体によって会員の高齢化による解散等もあるため、団体（活動）の活性化、充実にに向けた取り組みが必要です。

取り組みの方向

あらゆる企業、団体等と連携を図り、地域福祉の基盤である協働を構築し、地域の福祉力向上に取り組みます。

取り組み

①民間活力を活用した福祉モデルの構築の推進

地域福祉に資する先進的な協働モデルの確立に向け、企業・団体等に啓発や呼びかけを行うとともに、社会福祉協議会と民間事業所において定期的に集まり、情報共有を図りながら、取り組みの強化を行っていきます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none">●ぽっかぽかサポートの協力団体の拡大●ぽっかぽかサポートの PR●社会福祉協議会と民間事業所の協働モデルの確立
市	<ul style="list-style-type: none">●参加協力への啓発●見守り等への協定呼びかけ●協定を結ぶ事業者の増加

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none">●見守り活動への協力●ぽっかぽかサポートへの参加

②各種団体への支援充実と連携の推進

各種団体等の課題を踏まえ、支援を行うとともに、協働事業の実施を検討します。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体との連絡調整・活動助成 ●協働事業の実施 ●各団体間のコーディネーション ●「生活支援協議体」に参画し、連携の中心的役割を担い、諸機関とのネットワーク化を図る
市	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体活動の広報と活動支援 ●各種団体との協働事例の実施 ●各種取り組みに対する表彰

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●他団体との情報交換 ●積極的に情報を発信し、情報を受信するように努める

3. 相談・支援体制の連携の輪を強める

(1) どんなことでも気軽に相談できる体制をつくる

現状と課題

生活上の悩みや困りごとが生じたとき、親族や近所の方など身近に相談にのってくれる相手がない場合、一人で抱え込むことが懸念されます。社会福祉協議会では、相談支援事業を行っており、自分だけでは解決できない困りごとなどを一人で抱え込むことのないように取り組んでいます。

アンケート調査では、社会福祉協議会の認知状況は、「名前も活動内容も知っている」が3割弱にとどまるほか、社会福祉協議会が今後強化していくべき取り組みについては「福祉に関する総合相談窓口」が第3位にあげられているなど、社会福祉協議会の認知度の向上が必要であるとともに、総合相談窓口としての取り組みが求められています。

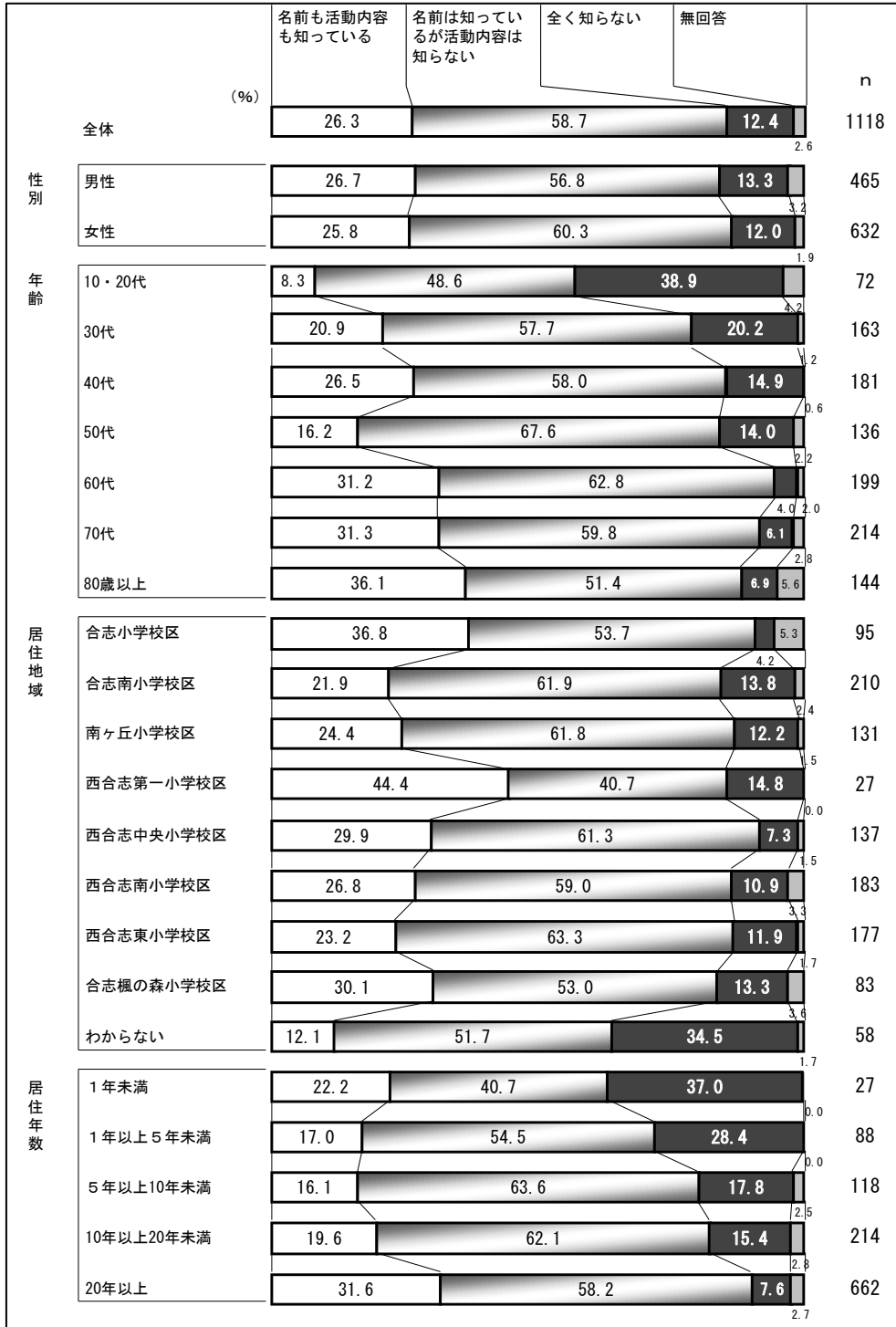
ワークショップにおいては、「気軽に相談できる」、「相談しやすい環境があること」などが、合志市が目指す地域共生社会のキーワードとしてあげられています。

困っている人が、どこに相談すればいいかわからないことがないよう、また、さまざまな相談を身近な地区で受けられるよう、市の相談窓口はもとより、社会福祉協議会の相談機能を充実させる必要があります。

【アンケート結果より】

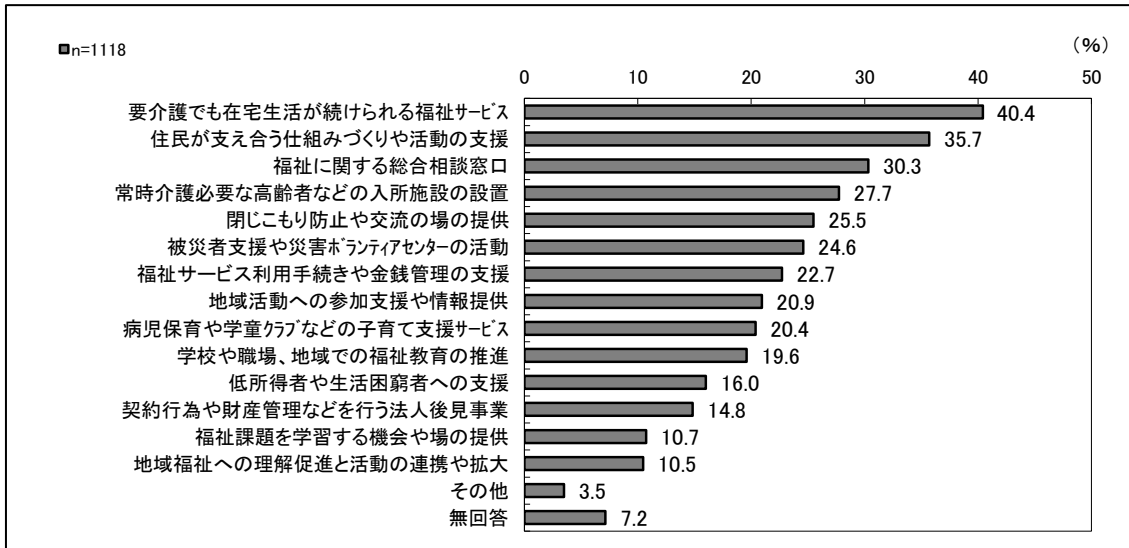
社会福祉協議会の認知状況は、「名前は知っているが活動内容は知らない」(58.7%)、「名前も活動内容も知っている」(26.3%)、「全く知らない」(12.4%)となっています。

■ 社会福祉協議会を知っているか（全体／複数回答） ■



社会福祉協議会が今後強化していくべき取り組みについてたずねたところ、「要介護でも在宅生活が続けられる福祉サービス」(40.4%)、「住民が支え合う仕組みづくりや活動の支援」(35.7%)、「福祉に関する総合相談窓口」(30.3%)、「常時介護必要な高齢者などの入所施設の設置」(27.7%)などの順となっています。

■社会福祉協議会が今後強化していくべき取り組み（全体／複数回答）■



取り組みの方向

地域における社会福祉協議会の役割や機能についての認知度を高めるためにも、職員が積極的に地域に出向き、地域の課題等を的確に把握して、その改善に向け取り組みます。

また、多様な相談を受け付けられるよう、職員のスキルアップを図るとともに、福祉に関する専門的な助言や相談内容に応じた適切な機関やサービスにつなぎ、相談者が孤立しないよう寄り添った支援を行います。

取り組み

①相談窓口体制の充実

だれもが身近なところで相談を受けられるよう、窓口の周知と機能の充実に取り組みます。

また、相談者のさまざまな疑問や課題を解決するための相談窓口として、相談内容に応じて、各支援機関が提供する最適なサービスへとつなぎます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●困難事例への専門検討会の開催 ●個人情報保護事項を遵守しつつ、情報の共有やケースの検討を行う

	<ul style="list-style-type: none"> ●多様で複雑な問題にも対応できるよう職員研修等を開催 ●総合相談窓口の広報・周知及び窓口対応の改善 (例：ふれあい館・れんがの家・安心サポートこうし・地域包括支援センターサブセンター)
市	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談拠点の開設 ●相談窓口の広報 ●窓口対応の改善 ●各種相談の実施 ●各種の保育サービスの案内 ●子育て支援事業の周知 ●専門職の確保

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談の利用 ●制度を知っている人が知らない人に伝える ●SOS を発信し、気軽に相談する

②ひきこもり対策の充実（孤独・孤立対策）

社会全体のつながりが希薄化している中で、孤独・孤立で悩んでいる方々に寄り添う施策を展開します。

また、相談窓口の開設をはじめ、相談場所まで行けない方へは、専門職が地域へ出向き相談支援（アウトリーチ支援）の仕組みも検討していきます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知を行い、早期支援につながるような体制構築 ●相談者が相談しやすい環境に配慮した相談窓口設置 ●社会参加に向けてより丁寧な相談支援、居場所の検討 ●同じ悩みを抱える家族会の再開検討 ●困難事例のケース会議開催 ●サポーターやボランティアから相談を拾い上げる仕組みづくり（研修等の実施）
市	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知を行い、早期支援につながるような体制構築 ●相談者が相談しやすい環境に配慮した相談窓口設置 ●社会参加に向けてより丁寧な相談支援、居場所の検討 ●困難事例のケース会議

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の相談窓口を調べる ●孤独・孤立の状態にある人の SOS を見逃さないようにする

(2) 弱い立場にある人をみんなで支える

現状と課題

高齢化や核家族化が進行する中において、可能な限り住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、自立した日常生活又は社会生活をサポートする必要性が高まっています。

地域によっては一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の割合が高い地域もあり、これらの地域特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を展開していく必要があります。

近年、児童や高齢者など、弱い立場にある人に対する虐待等に関する報道が頻繁にありますが、アンケート調査では、虐待や暴力を知った場合の通報義務については、「知っている」が6割強を占める一方、「知らない」が3割台半ばを占めており、引き続き、認知度の向上に向けた取り組みが必要となっています。

ワークショップ（熊本高等専門学校）では、「学校で障がいや高齢者の体験活動」といったアイデアや「住所がないと働くことは難しい（安い家を紹介、働ける環境づくり）」として、ホームレス支援があげられています。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も懸念されるところですが、成年後見制度に対する認知状況については、「名称は知っているが、内容は知らない」が5割弱を占め、「初めて知った」が約2割を占め、成年後見制度についての周知も必要です。

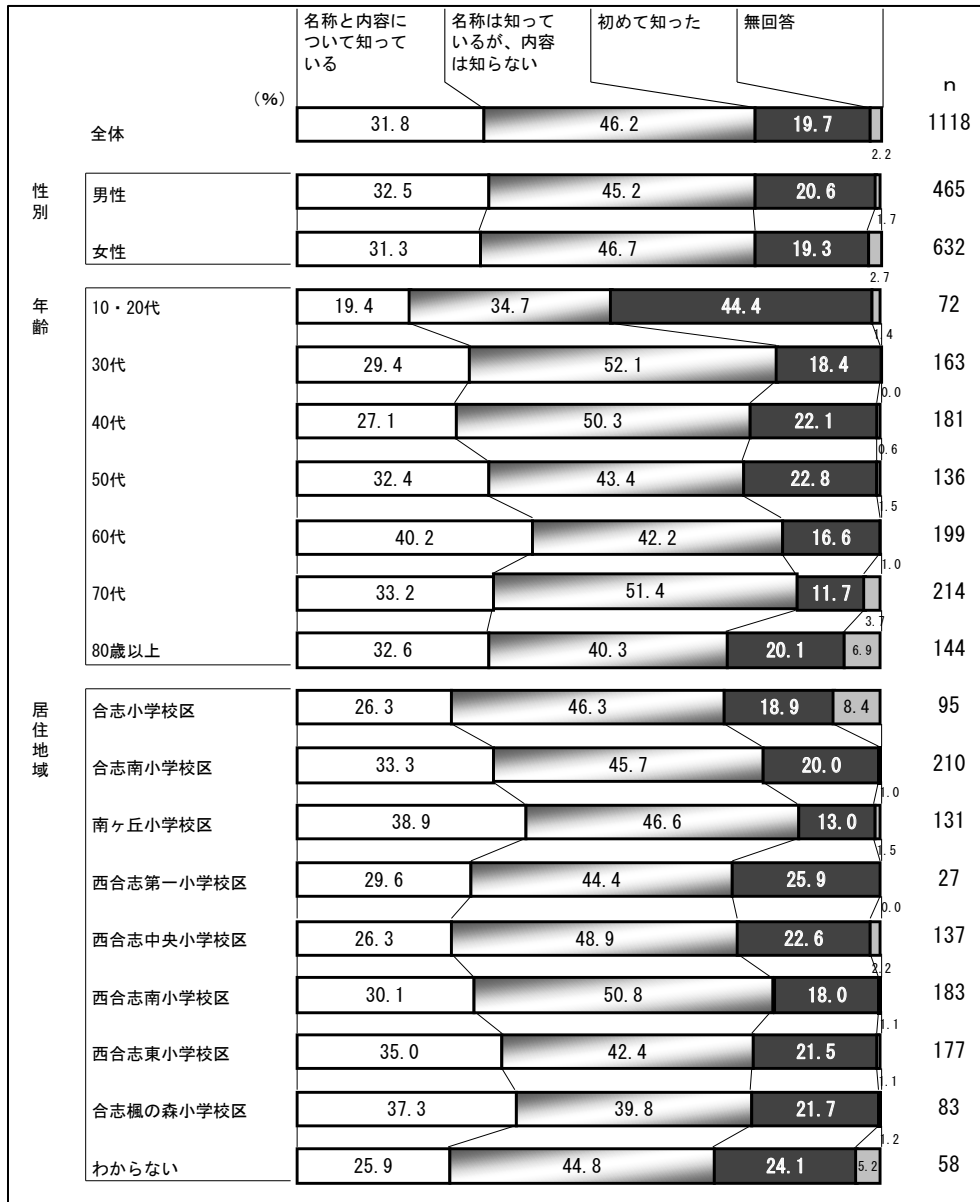
また、ヤングケアラーやホームレス問題など、既存の制度や住民活動では対応できない困りごとを抱えている方に対して、生活支援を行うことで、社会的孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活できるようにサポートを行う必要性が高まっています。

【アンケート調査結果より】

成年後見制度に対する認知状況については、「名称は知っているが、内容は知らない」（46.2%）、「名称と内容について知っている」（31.8%）、「初めて知った」（19.7%）となっています。

居住地域別に見ると、「名称と内容について知っている」の割合は、最も高い南ヶ丘小学校区と最も低い合志小学校区・西合志中央小学校区（同率）で約13ポイントの差が見られます。

■成年後見制度について■



取り組みの方向

地域の中で暮らす弱い立場にいる人たちに気づき、あたたかく見守るとともに、みんなで協力して支援していきます。

また、だれもが困っていることを打ち明けやすい環境づくりに取り組みます。

成年後見制度の認知度について地域差がうかがえることから、認知度の高低にも留意して取り組みを進めます。

取り組み

①地域包括ケアの充実

医療・介護・保健・福祉が連携し地域での包括的な支援体制の構築を進めます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●各種会議の開催 ●生活支援コーディネーターとの連携によるサービス向上 ●第1層・第2層含めた生活支援コーディネーターの機能の向上 ●地域公益活動推進プラットフォームの構築・運営
市	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護・福祉等関係者の情報共有の支援、相談窓口の確立 ●在宅医療・介護連携体制の構築 ●地域ケア会議の開催及び地域課題の把握 ●在宅医療・介護連携推進会議の開催 ●生活支援協議体における会議の開催

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●地域での生活・介護支援サポーター等の活躍

②成年後見、権利擁護事業の充実

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の権利擁護支援を行います。

また、増加しつつある複雑なケースに対応できるよう、専門職等との連携を図るとともに、増加するニーズに対応できるよう人材の養成を進めます。

さらに、合志市成年後見制度利用促進基本計画にもとづき、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●市・社協間での連携や、医療機関、居宅介護支援事業所や障がい者相談事業所等の各事業所との連携による潜在的ニーズの把握 ●法人後見業務の継続 ●生活支援員の確保、スキルアップ

市	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の周知と適正な利用の促進 ●相談窓口の周知 ●ニーズに対応するための環境づくり
---	--

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●地域での生活・介護支援サポーター等の活躍 ●進んで制度の内容を得る

③要支援者への支援体制強化

個別避難計画の作成を進め、支援の必要な人・世帯を把握し適切な支援に結びつけます。

また、福祉避難所開設に向けた取り組みを行うほか、地域支援者の確保や避難訓練の実施など、災害時を想定した避難及び日常の安否確認を行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動推進による要支援者の発掘 ●民生委員・児童委員との連携による、要支援者の情報収集 ●避難行動要支援者システム運用に際しては市と社会福祉協議会・民生委員・児童委員協議会の三者で情報共有を行い、迅速な見守り活動に生かす ●地域支援者の確保、育成 ●福祉避難所開設に際して協定を結んでいる事業所間での調整会議への参加、協力支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者登録の推進 ●避難行動要支援者台帳の更新 ●見守りネットワーク事業及び自主防災組織支援との一体的な推進 ●福祉避難所設置に関する民間事業所との協定 ●福祉避難所開設に際して協定を結んでいる事業所間での調整会議の開催

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉マップ作成等による地域での要支援者の把握 ●地域での見守り活動 ●災害時における福祉避難所への協力 ●地域支援者としての協力

④「制度の狭間の課題」への取り組みの充実

関係課、関係機関等と連携のもと、生活困窮者、社会復帰要支援者などの公的制度やサービスのみでは対応することが難しい人たちを可視化させ、支援を行い、弱い立場にある人たちを支え合うことのできる地域をつくります。

また、地域福祉座談会等の開催を通じて、住民の生活課題や支援ニーズを把握するとともに、「制度の狭間の課題」にアプローチできる担い手づくりに取り組みます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り機能の拡充による、ひきこもり、生活困窮者の可視化 (情報収集方法の検討) ●地域福祉の担い手に対する「制度の狭間の課題」へのアプローチに関する研修 ●相談支援体制の確立 ●生活困窮者自立相談支援事業の充実
市	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉の担い手への各種支援 ●情報の共有

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中での見守り ●地域における声かけ ●相手の体調を気遣うあいさつや会話

(3) 地域における包括的な支援を行う

現状と課題

国が推進する「地域共生社会」の実現に向けては、「我が事・丸ごと」の地域づくりにあわせ、包括的な支援体制の整備が必要となります。

これまでのように、高齢、障がい、児童等の分野ごとでは対応が困難な課題が顕在化し、複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援が必要でも自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースなどを確実に支援につなげていく必要性が高まっています。

ワークショップでは、「地域共生社会」に向けたキャッチフレーズの中に、「つながる」、「助け合える」、「声かけ」、「人を想い寄り添い合える」、「きっかけづくり」、「お節介」といったワードがあげられています。

また、比較的高齢化率の低い本市ですが、今後の高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加も見込まれており、認知症に対する住民の正しい理解も必要となってきます。

さらに、近年においては全国各地において大規模な災害が発生しており、住民の安心・安全に対する関心は高まっています。

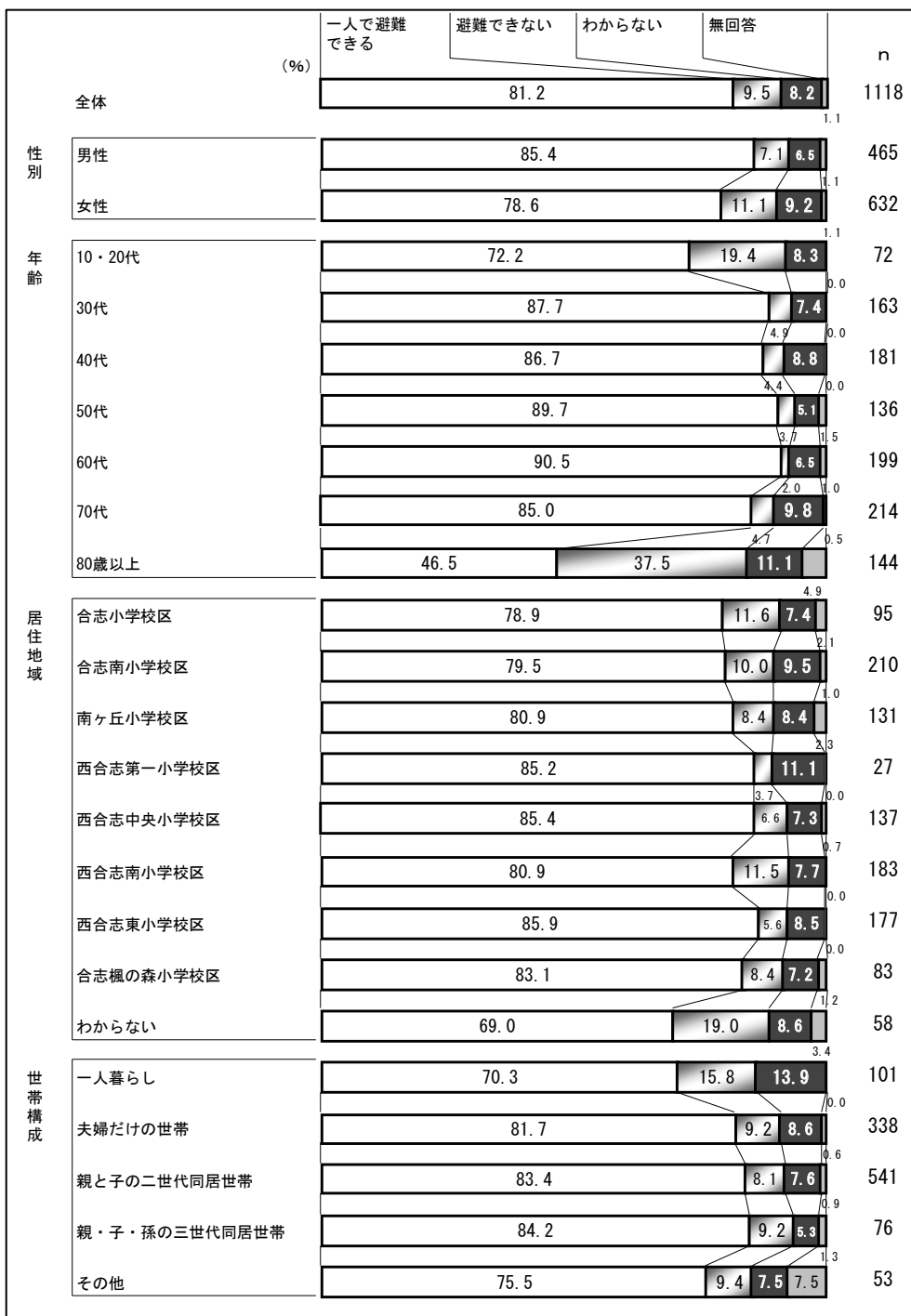
アンケート調査では、緊急時に一人で避難できるかについては「一人で避難できる」が8割強を占める一方、「避難できない」、「わからない」がそれぞれ1割弱を占めているほか、地震や台風等の災害発生時に不安に思うことについては、「大勢の人の中での避難所生活が不安」が他を引き離して第1位となっています。

子育て、障がい者、高齢者等に関する既存の各サービスを充実することはもとより、各分野との連携を強化することによって丸ごと対応できる体制を整備するとともに、だれもが安心して暮らせるなど、安全・安心な環境づくりに取り組む必要があります。

【アンケート結果より】

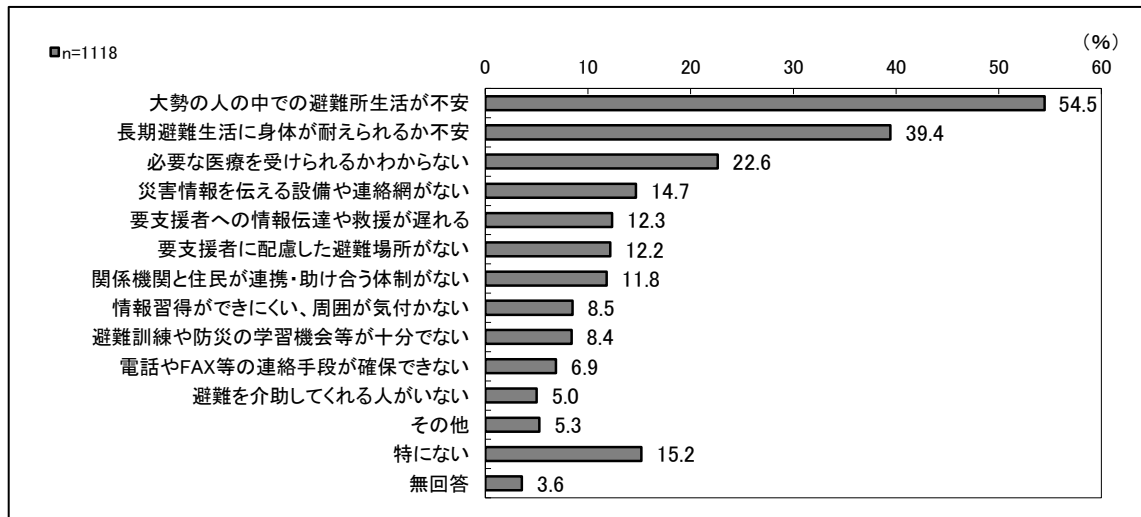
緊急時に一人で避難できるかについては「一人で避難できる」(81.2%)、「避難できない」(9.5%)、「わからない」(8.2%)となっています。

■災害等の緊急時に一人で避難できるか■



地震や台風等の災害発生時に不安に思うことについては、「大勢の人の中での避難所生活が不安」(54.5%)、「長期避難生活に身体が耐えられるか不安」(39.4%)、「必要な医療を受けられるかわからない」(22.6%)などの順となっています。

■地震や台風等の災害発生時に不安に思うこと（全体／複数回答）■



取り組みの方向

地域住民の参画を促進しつつ、既存の各種福祉サービスを充実するとともに、住民にとって身近な圏域において、分野を越えた地域生活課題について、総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを進めるなど、だれもが安全・安心に暮らせる環境を整備します。

取り組み

①地域子育て支援の充実

地域で安心して子育てができるように、子育てのしやすい環境を整え、子育て家庭が孤立することのないよう、関係課や関係機関等と連携しながら、相談体制を充実させます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポートセンター事業の継続 ●知り合いや頼る人がおらず、不安や孤立して育児の悩みを抱え込んでの疲労感を防ぐため、子育て中の方が足を運びやすい安心できる居場所をつくる ●虐待や社会的孤立等複雑化する相談に対応できる体制の整備 ●ファミリーサポート協力会員だけでは対応できない支援内容の検討とフォローアップ体制の確立

	<ul style="list-style-type: none"> ●多世代交流等を通じて、地域の方々の子育て世代への理解を深め、子育て世代と地域の方々とのつながりや郷土愛を育むことで、孤立感の解消に努める ●子育てサロンの継続 ●子ども（地域）食堂の支援
市	<ul style="list-style-type: none"> ●各種子育て支援事業の実施 ●虐待防止や養護の観点から緊急に対応できるような体制づくり ●子育て支援の情報提供 ●子育てサロンの活動支援 ●各種子育て支援事業のニーズの把握、充実

住民や地域に期待すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での世代間交流 ●親同士が集まる場所を独自につくる ●登下校時の見守りパトロール ●ファミリーサポートセンター協力会員登録 ●地域見守りサポーターへの参加 ●子ども（地域）食堂の参加・呼びかけ

②障がい児（者）支援の充実

障がいや障がい者への理解を深めるため、障害者差別解消法の周知や地域住民との交流促進や地域住民への障がいに対する理解を深めるための研修を行うとともに、同様の悩み事等を抱える人たちが、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支え合える機会・交流を促進します。

また、高度化、複雑化する相談に対応できる体制の整備に向けて取り組みます。

さらに、高齢期に差し掛かる障がい者に対し、介護保険サービスへの移行も含め、より良い支援の在り方を考えていきます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者団体と地域組織等との交流支援 ●障がい者団体の活動への支援 ●サービス提供による地域共生への支援 ●相談体制の拡充・整備 ●サービスの向上と提供体制の検討 ●虐待防止のため地域での見守りサポーターの養成等、地域とのつながり・連携を行う ●民生委員、地域住民に向けた研修会の実施 ●各自立支援協議会への参加 ●障がいの理解促進に向けた取組の実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ●増加している相談に対応する相談体制の確立 ●障がい者差別解消法の周知 ●公的施設における障がい者への合理的配慮 ●障がいに対する正しい知識と理解の促進

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいへの理解促進 ●店舗等での障がいのある方への合理的配慮

③介護に関する支援の充実

総合事業及び介護予防教室の開催などによる介護予防を実施するほか、家族介護教室や介護者の集いを実施するなど介護に関わる世帯への支援を行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●各種介護教室等の実施 ●介護保険サービスの実施 ●介護者の集いの実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの構築 ●在宅介護家族への支援 ●介護保険における日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業の実施

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●インフォーマルなサービスの利用 ●近隣でできる介護世帯への支援

④認知症対策の充実

認知症への正しい理解の促進、認知症の早期発見、相談体制の拡充に取り組み、認知症を予防し、認知症になっても地域で支える環境づくりを進めます。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座の実施 ●ささえ愛ネットワーク（徘徊）模擬訓練の実施 ●認知症予防の推進 ●認知症の人を地域で支え、見守り合える関係性を構築するための仕組みづくり ●認知症家族のつどいやカフェ、講演会等の実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症予防を推進するための体制づくり ●認知症への理解と協力のための啓発 ●認知症サポーター養成講座の開催・支援 ●ささえ愛ネットワーク模擬訓練の開催

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症への正しい理解 ●近隣でできる認知症の人や家族の支え ●認知症サポーター養成講座や模擬訓練への参加

⑤災害対策の充実

個別避難計画を促進するとともに、福祉避難所も含め、災害に備えた防災訓練・避難訓練と一体となった支援の仕組みづくりを行います。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●重度者避難誘導対応 ●地域見守り及びニーズ調査（民生委員・児童委員と連携） ●災害ボランティア養成講座 ●災害ボランティアセンター設置・運営 ●福祉避難所（ふれあい館）運営支援 ●他社協との連携
市	<ul style="list-style-type: none"> ●防災・ボランティア意識の啓発 ●福祉避難所設置の協定、及び設置に関する運営支援 ●防災計画、各マニュアルが実際に機能するよう改訂し、迅速な対応ができるようにする ●福祉避難所の設置、運営

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●日常的な災害に対する備えを心がける ●福祉避難所としての受け入れ態勢への協力 ●災害ボランティア講習講座の受講やセンター設置訓練への参加

⑥新しいサービス等の開発の推進

地域ニーズを的確に捉えて、ニーズに応じた新たなサービスを提供するほか、趣味、就労、生きがい等につながる活動の場づくりを構築します。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のニーズの把握 ●ニーズに対応できる体制づくり ●ぽっかぽかサポート等の住民参加型で、地域の理解を得ながら進めるサービスの構築
市	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会と連携し、住民のニーズを捉え、適切なサービス等のアイデアを提案する

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア、NPO 等でのサービス提供

⑦重層的な相談支援体制の整備

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する支援体制を構築します。

取り組み主体	取り組み内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者支援と連動したアウトリーチによる訪問・相談対応 ●相談者の状況に応じた社会参加のきっかけづくり ●参加支援のメニュー開発 ●各事業との連動・地域づくりに向けた取り組み
市	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的な相談支援の体制づくり ●他機関の協働をコーディネートする ●アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う ●狭間のニーズへの対応 ●住民同士の顔が見える関係性の育成支援

住民や地域に期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ●悩みや困りごとがあった場合、一人で抱え込むことなく、だれかに相談する ●悩みや困りごとのある人がいたら、相談窓口につなげる

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景等について

(1) 計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものであり、本人が安心して地域で生活するうえで重要な手段の一つです。

本市では、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数に比べると、少ない状況にあるといえます。

特に、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は高まっていくものと考えられ、権利擁護の支援を住民へつなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

このような状況のもと国は、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」を施行し、市町村は、国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、同法第14条において「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること」と規定しています。

本市においては、第8期介護保険事業計画・高齢者計画及び障がい福祉計画の中にそれぞれ「合志市成年後見制度利用促進計画」として位置づけ、高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本市の成年後見制度の利用促進に向けた基本的な方向性とその取り組みを明記し、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、上記計画期間が終了することから、国において令和4年に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の第二期計画」という）を踏まえて、本市においても第二期目の成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施し、支援を必要とする人がその人にあった制度を利用できるようにしていこうとするものです。

(2) 本計画の位置づけ

この第二期計画は、促進法第14条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、福祉に関する計画の最上位である地域福祉計画の計画期間とあわせ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(4) 計画の進捗管理

本計画は合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の一部として策定するものであることから、取り組み状況の点検及び評価については、当該計画の進行管理と一体的に行うこととします。

2 現状と課題

(1) 本市における成年後見制度の対象者の推移

今後、高齢者のうち65歳から74歳までの前期高齢者並びに75歳以上の後期高齢者は近年において増加傾向で推移しており、それに伴い認知症自立度Ⅱ以上の高齢者の増加も見込まれます。

また、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加傾向にあり、判断能力に不安を抱える者の増加が見込まれます。

■ 高齢者及び介護保険認定者 ■

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護保険認定者	2,486	2,567	2,572	2,600	2,701	2,759
うち前期高齢者	300	303	274	274	301	309
うち後期高齢者	2,186	2,264	2,298	2,326	2,400	2,450
認知症自立度Ⅱ以上	1,354	1,378	1,407	1,442	1,385	1,409

資料：高齢者支援課 総合行政システム 介護保険より（各年3月31日）

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準は以下のとおり。

- I:何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られてもだれかが注意していれば自立できる。
- III:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- IV:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- V:著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

■障がい者■

(人)

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
療育手帳所持者	507	531	584	605	616	648
精神障害者保健福祉手帳所持者	359	382	430	486	482	530

資料：システムより（各年 3 月 31 日）

（2）本市の成年後見制度を取り巻く状況

本市では、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市の窓口において、高齢者や障がいのある人等に成年後見制度利用相談を実施するなど、判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続き等を支援して、本人を保護することによって、地域での生活を支えています。

ア. 成年後見制度類型別申立数及び利用者数

類型別に見ると、令和 4 年の申立数は後見が 11 件で一番多く、利用は 171 人で、全体の 9 割弱を占めています。

■成年後見制度申立件数■

単位：件

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
後見	9	9	9	12	11
保佐	3	1	2	2	3
補助	0	1	0	0	1
任意後見	0	0	0	0	0
合計	12	11	11	14	15

資料：熊本家庭裁判所後見センター（各年 3 月 31 日）

■成年後見制度類型別利用者数の推移■

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
後見				172	171
保佐				15	19
補助				4	4
任意後見				0	0
合計				191	194

資料：熊本家庭裁判所後見センター（各年 3 月 31 日）

イ. 市長申立件数

老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 に基づき、成年後見制度を必要とする人でありながら、申立をすることができないご本人や身寄りのない人等に対し、市長が法定後見等開始の申立を行います。令和 4 年には 3 件の申立を行っています。

■市長申立件数■

単位：件

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
申立件数	1	0	1	5	3

資料：熊本家庭裁判所後見センター（各年 3 月 31 日）

■報酬助成件数■

単位：件

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
申立費用の助成件数	1	0	0	2	3
後見等報酬助成件数	0	0	0	1	1

ウ. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

市社会福祉協議会では、日常生活における金銭管理や福祉サービスの契約等に不安を感じている人に対して、「地域福祉権利擁護事業」を提供しています。比較的手続きが簡単で、安価な料金で支援サービスの利用が可能のため、成年後見制度を利用する一歩手前の制度として利用されています。契約時点では契約内容の理解ができる人であっても、時間が経過し、契約内容を理解できない状態になっているケースもあり、成年後見制度の利用促進と地域福祉権利擁護事業の適正な運用につなげる必要があります。

■地域福祉権利擁護事業利用者数■

単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
利用者数	8	11	9	11	17

資料：市社会福祉協議会 令和 4 年 11 月末

(3) 成年後見制度等に関するアンケート結果

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も懸念される場所ですが、アンケート調査では、成年後見制度に対する認知状況については、「名称は知っているが、内容は知らない」が5割弱を占め、「初めて知った」が約2割を占め、成年後見制度についての周知も必要です。

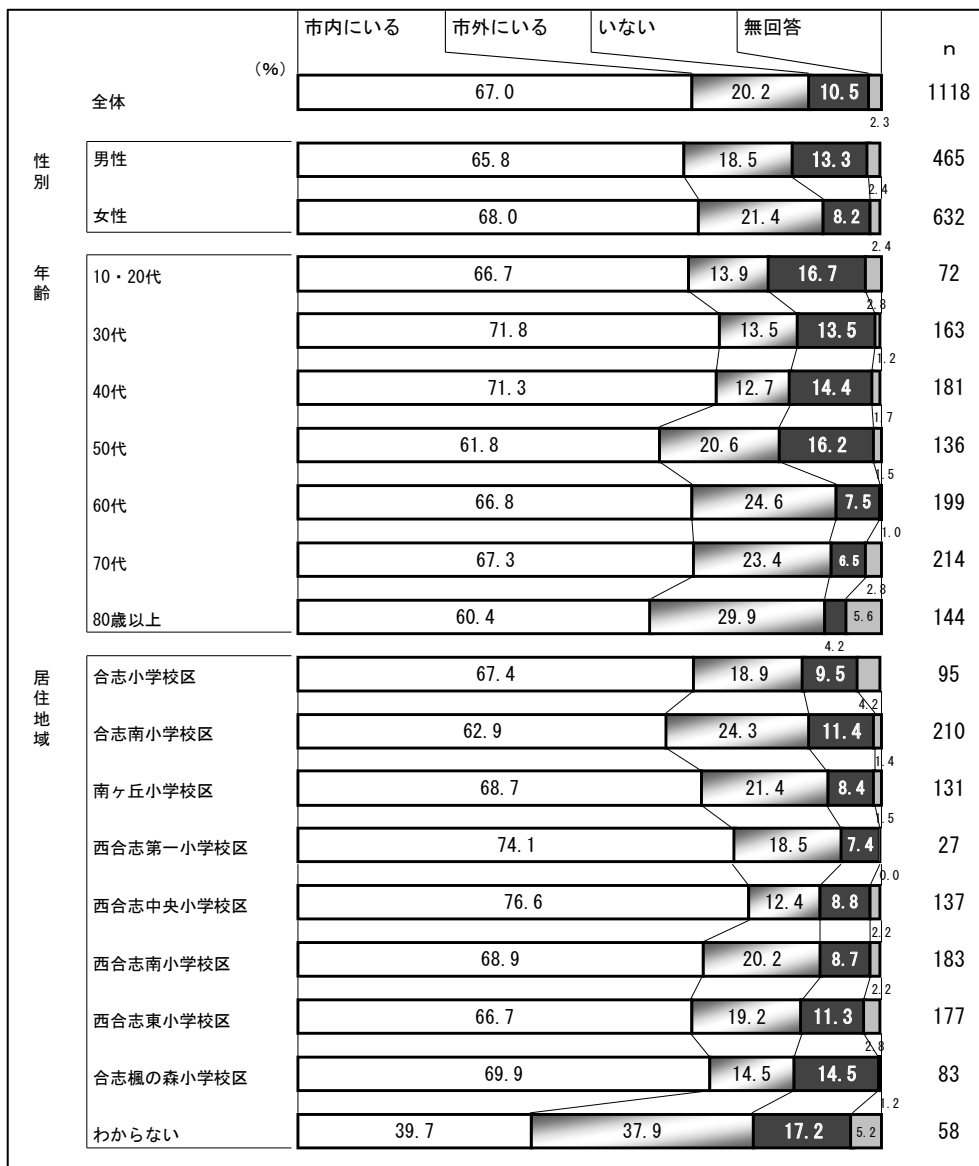
なお、成年後見に関連するアンケート結果は以下のとおりです。

①判断能力低下時に契約や金銭の管理をしてくれる人

判断能力低下時に契約や金銭の管理をしてくれる人がいるかどうかについては、「市内にいる」が7割弱と占める一方、「いない」が約1割を占めています。

居住地域別に見ると、「市内にいる」の割合は、最も高い西合志中央小学校区と合志南小学校区で約14ポイントの差が見られます。

■判断能力低下時に契約や金銭の管理をしてくれる人■

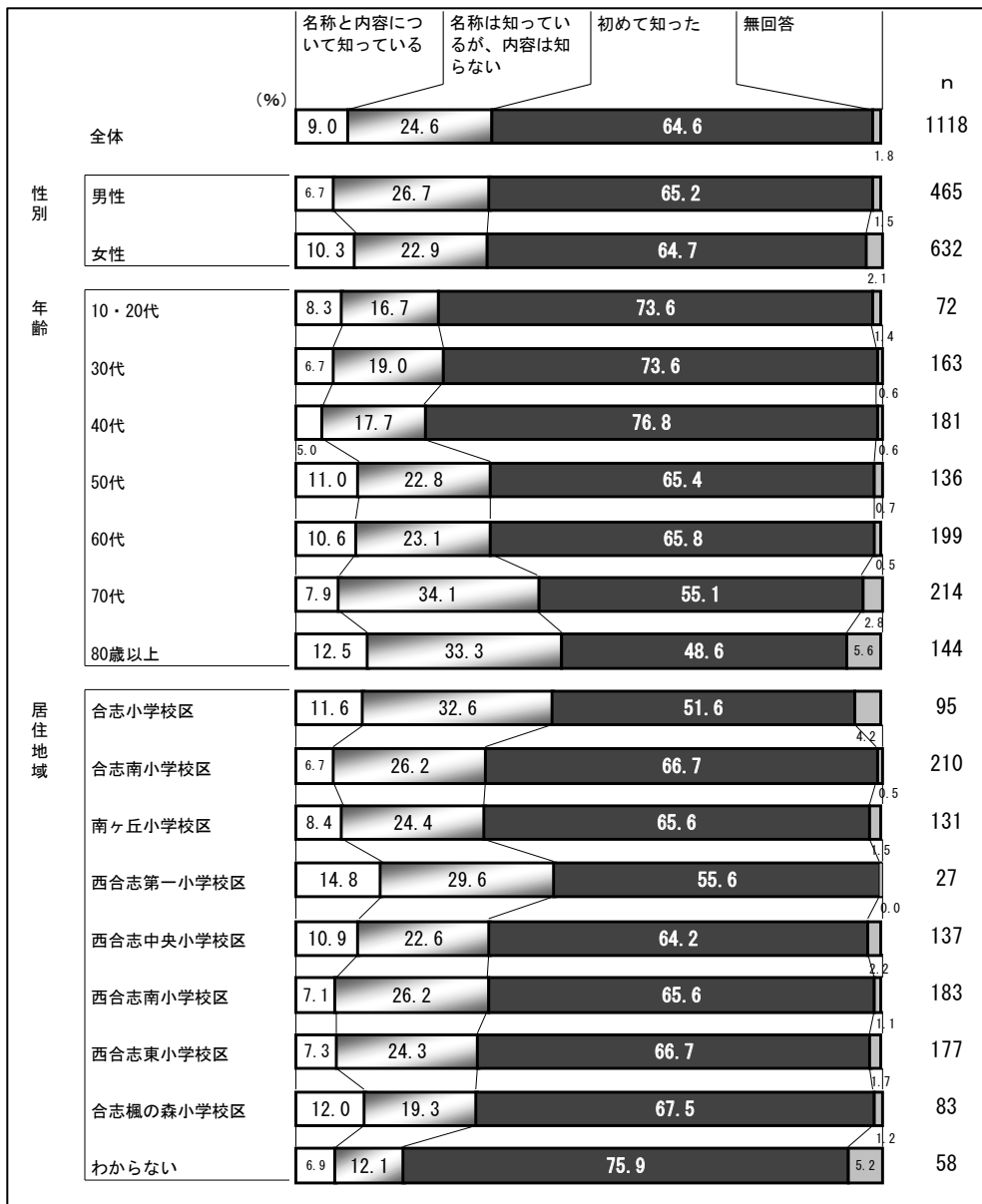


②地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の認知度

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）に対する認知状況については、「初めて知った」が6割台半ばを占めています。

年齢別に見ると、40代以下では「初めて知った」の割合が7割を超えているなど、比較的低い年齢層の認知度が低くなっています。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について■



(4) 本市における成年後見制度にかかる課題

全国的な傾向や本市の現状・アンケート調査による状況などを踏まえ、本市が成年後見制度を推進するうえでの基本的な課題をまとめると、次のとおりです。

ア. 成年後見制度の正しい理解を広める必要性

認知症高齢者数や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者数に対して、市内の成年後見制度の利用率はかなり低い状況にあるといえます。

制度内容や利用手順など、市民の成年後見制度への理解を進めていくために、多様な媒体を通じて、周知・啓発を行っていく必要があります。

イ. 利用しやすい環境づくりの必要性

市民に身近な相談機関である市役所や社会福祉協議会では、成年後見制度についての説明や相談対応を行うことができますが、より専門的な知識が必要とされる申立て書類の作成や必要書類の収集などには相当の負担があることから、専門の相談窓口を周知するなど、上記の意識啓発等とあわせて、制度を利用しやすい環境を整備する必要があります。

ウ. 人材確保・育成の必要性

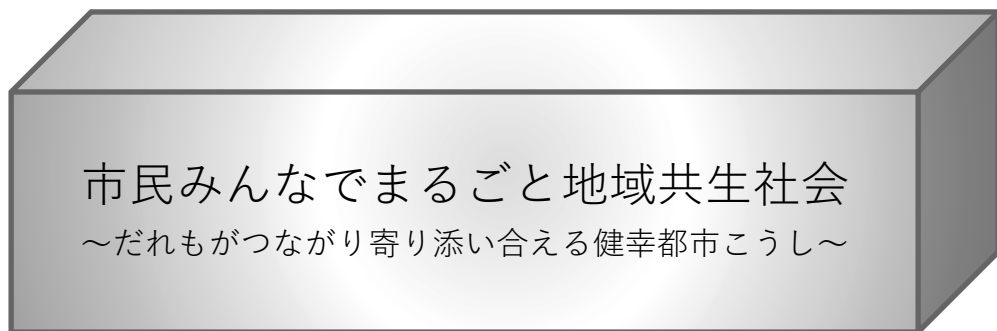
今後、高齢者の増加にあわせて成年後見人などの需要が高まることが見込まれる一方、専門職だけで需要に応えることは難しいと予想されており、相談体制の充実に向けて、各種団体との連携と継続的な担い手の育成など、人材確保・育成の必要性が高まっています。

3 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

本計画は上位計画である第4期合志市地域福祉計画と一体的に取り組むため、「基本理念」を第4期合志市地域福祉計画と同一にします。

■基本理念■



(2) 計画の基本方針

基本方針1

住民の制度に対する関心を高め、制度に対する理解及び利用に関する意識の醸成に向け、制度の周知・啓発の強化、相談窓口の周知、制度の適切な運用と利用支援を行います。

基本方針2

関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みをつくるために、地域連携ネットワークの段階的な整備、中核機関の運営を行います。

4 具体的な取り組み

基本方針1 制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

①制度の周知・啓発

各専門職団体や関係機関と連携して、成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口などを周知啓発するため、ポスター、パンフレットなどの作成・配布などによる市民への広報啓発活動に取り組みます。

また、福祉サービス関係者、相談支援専門員、民生委員・児童委員、金融機関職員などは、早期発見・支援につなげるための役割が期待されます。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介するなど相談機関へのパイプ役として活躍できるよう、関係者への啓発講座の開催などに取り組み、市民生活における制度の定着を推進します。

②相談機能の強化

高齢者を支援する地域包括支援センターや、障がい者を支援する福祉課に設置している中核機関である相談窓口において、より専門的な対応が行えるように、専門職による相談会を実施します。すでに関係機関が関わっているケースについては、必要に応じて専門職を交えた「地域ケア会議」を開催し、助言を得て成年後見制度利用の可否や、支援方針の検討を行うなど、相談支援体制を強化していきます。

③制度の適正な運用と利用支援

ア. 成年後見制度利用支援事業

親族などによる後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がい者については、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、市長が法定後見等開始の申立を行います。市長による申立を行う人のうち、申立経費や後見人などの報酬を負担することが困難な人については助成を行います。市長申立以外における報酬助成等の対象拡大について検討します。

イ. 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行支援

社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業利用者の判断能力が著しく低下した場合には、本人にふさわしい援助を行うために、関係機関と連携し成年後見制度の利用へ円滑に移行できるように支援します。

基本方針 2 関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるために、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、社会福祉協議会、市などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

ア. 地域連携ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

イ. 地域連携ネットワークの段階的な整備

(ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

本市では、権利擁護支援が必要な高齢者や障がい者を支援するために、地域の関係者により必要に応じて開催されている地域ケア会議などのメンバーをチームと位置づけ、権利擁護支援を行います。

(イ) 成年後見制度利用促進委員会の運営

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームの支援や地域連携ネットワークを構築し強化していくための委員会を設置しました。

今後は、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化に向けて協議し、個別の協力活動の実施や、多職種間での連携強化などの地域課題について検討・調整・解決を図ります。

②中核機関の運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくために、令和3年11月に専門の相談窓口として中核機関を設置しました。中核機関は、専門職による専門的助言や支援の確保、協議会の事務局など、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

ア. 中核機関が担う機能と業務

(ア) 広報機能

- リーフレットの作成・配布
- ホームページ作成
- 市民、医療機関、サービス支援事業所、金融機関などに相談窓口を周知

(イ) 相談機能

- 申立てや利用に関する相談支援
- 専門職が行う専門相談

(ウ) 成年後見制度利用促進機能

- 成年後見制度利用促進委員会の運営
- 親族後見人候補者などへの助言、関係機関の紹介、継続的な支援体制の調整
- 市民後見人養成研修の開催

(エ) 後見人支援機能

- 専門職以外の成年後見人等や任意後見受任者の状況把握と意見交換会の開催
- 地域ケア会議の開催などによるチーム支援

※ (ウ)、(エ) の取り組みについては、関係機関と協議を行いながら、段階的に機能の充実を検討します。

第7章 計画の推進にあたって

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、市や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。特に前期高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を生かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

(2) 地域の役割

自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域の福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織・団体の特徴を生かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する中核的な団体として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を生かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組みます。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでを実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を生かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組みます。

(4) 市の役割

地域福祉の推進にあたり、市には住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

2 計画の普及啓発と実践

計画を住民のものとするため、概要版やこの計画書を主要施設へ配布するとともに、広報やホームページ等を通じて周知を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域活動団体に本計画の周知を図るとともに、具体的な活動事例等の情報提供や共有化を図ります。

なお、地域における活動はさまざまであり、抱える課題も一様ではありません。そのため、地域活動団体においては、地域の実情にあった具体的な行動計画を立てて実践していくことが望まれます。具体的な行動計画を立てるに際しては、市と社会福祉協議会が連携して情報提供や相談・助言等支援に努めます。

3 具体的な計画の推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、本計画の進捗状況や、住民や福祉関係団体等の意見を踏まえ、必要に応じて取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

≪ 指標の設定 ≫

本計画の進捗状況を客観的に評価するためにも、一部の取り組みについて指標を設定します。





【基本目標1】 つながりと支え合いの輪を広げる

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	備考
高齢者サロン登録団体数	43 団体		
子育てサロン登録団体数	7 団体		
ぽっかぽかサポート協力会員登録数 (個人)	411 人		
ぽっかぽかサポート協力会員登録数 (団体)	12 団体		
「生きがいを持って生活していると思 う」と回答した人の割合	76.1%		市民意識調査 (「思う」「どちらかといえば思 う」の合計)
生涯学習(学び:文化活動、趣味、 レクリエーション活動など)を行う 頻度	40.2%		市民意識調査 (「ほとんど行っ ていない」「行っ ていない」以外 の合計)
「地域とのつながりがあると思う」 と回答した割合	71.3%		アンケート(「つ ながりがある」 「少しはつな がりがある」の合 計)
区(自治会)活動の参加頻度	64.9%		アンケート(「よ く参加してい る」「ある程度参 加している」合 計)
自治会加入率	78.5%		
地域福祉座談会の開催数	3 回		

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	備考
「過去1年間で地域の活動（自治会の活動）に参加した。また今後参加したいと思う。」と回答した人の割合	12.7%		市民意識調査 (「参加したことがあり、今後も参加したい」)
「過去1年以内に、市が行う説明会や行事、イベントなどに参加した。また、今後参加したいと思う。」と回答した人の割合	16.5%		市民意識調査 (「参加したことがあり、今後も参加したい」)
社協広報誌（ほっとライン）の発行回数	12回		月1回の発行
出前講座実施回数	28回		
福祉教育プログラム実施回数	17回		

【基本目標2】地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	備考
学生ボランティア参加者数	38人		
ボランティアセンターの新規登録者数	42人		
ボランティアセンターの登録者数	1,374人		グループ所属人数及び個人
生活・介護支援サポーター認定者数	187人		
民生委員・児童委員の充足率	95%		
認知症サポーター養成者数	414人		
福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等に「参加している」と回答した人の割合	8.5%		アンケート

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	備考
「過去1年以内に、地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加した。また今後参加したいと思う。」と回答した人の割合	12.7%		市民意識調査 「参加したことがあり、今後も参加したい」
「住み慣れた地域で生活できていると感じる」と回答した人の割合	75.7%		市民意識調査
地域公益活動推進プラットフォームの参加法人数	16法人		
協働で行われている事業の数	3事業		

【基本目標3】 相談・支援体制の連携の輪を強める

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	備考
各種相談窓口の認知度	54.8%		アンケート (「社会福祉協議会」の相談窓口を「知っている」)
女性や子どもに対する相談専門部署の認知状況	46.7%		市民意識調査
成年後見制度の認知度	31.8%		アンケート(「名称と内容について知っている」)
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の認知度	9.0%		アンケート(「名称と内容について知っている」)
過去1年間で自己的人権が侵害されたと感じたことが「ある」人の割合	12.0%		市民意識調査
過去1年間の人権問題の研修会、学習会等への参加が「ある」の人の割合	12.8%		市民意識調査

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)	備考
地域・職場内での防災に対する取り組みの参加率	41.8%		市民意識調査 (「地域・職場の防災訓練」「地域・職場の自主防災組織や区役所の消防班・防災班」「合志市消防団」「合志市防災士連絡協議会」の合計)
農福連携事業数	3事業		
認知症カフェの参加者数	27人		
子ども（地域）食堂の数	4か所		
重層的支援体制整備事業の実施	事業実施に向けた検討	実施	

4 SDGs との関係

SDGs（エスディーゼズ／持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実施のため、2030年を年限とする17個の国際目標のことで、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

■ 17 の国際目標 ■



本計画を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

■ 本計画との関連の強い目標 ■



資料編

1 合志市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 地域福祉計画の推進を図るため、合志市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 委員会は、合志市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び進行管理する。

2 委員会は、前項により策定した計画を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に所属する者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会の事務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

番号	所属等	職名	氏名	備考
1	合志市区長連絡協議会	会長	松崎 和寛	委員長
2	合志市民生・児童委員協議会連合会	会長	松岡 博	副委員長
3	合志市老人クラブ連合会	会長	岩下 哲夫	
4	合志市ボランティア連絡協議会	会長	村山 善邦	
5	合志市身体障害者福祉協議会	会長	建岡 秋男	
6	社会福祉施設（社会福祉法人 山紫会） 特別養護老人ホーム 菊香園	理事長	水上 次雄	
7	ぽっかぽかすずかけ	監事	米満 恭介	
8	サロン代表(上古閑いきいきサロン)	代表	櫻井 京子	
9	認知症ささえ愛隊	代表	古荘 律子	
10	子育てサークル（サロン愛）	代表	古賀 由佳	
11	福祉行政経験者	元健康福祉 部長	後藤 圭子	

3 用語解説

あ行

◆アウトリーチ

助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること。

◆安心ほっとライン（命のバトン）

福祉票（かかりつけ医や既往症などの医療情報やご家族の連絡先など記載）や薬剤情報提供書、健康保険証(写) など緊急時に必要と思われる情報を専用の容器に入れ、自宅に保管することで万一の緊急事態に備えるための道具。

◆ICT

Information and Communication Technology の略で、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

◆インフォーマルなサービス

家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う支援活動で、公的なサービス以外のもの。

◆SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトやネットサービス。「Facebook」(フェイスブック)や、「Twitter」(ツイッター)、「Instagram」(インスタグラム)などが有名。

◆NPO

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成10年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

◆エグゼクティブサポーター（合志市社会福祉協議会独自）

生活・介護支援サポーター養成講座（高齢者支援の基礎知識、介護実技等）の修了者。

か行

◆ 介護保険制度

平成 12 年から介護保険法により設けられた社会保障制度。

◆ 核家族

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

◆ 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が問題となっている。

◆ 高齢化率

全人口に占める 65 歳以上の人の割合。

◆ 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力をあわせて活動すること。

◆ 個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

◆ コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

◆ 子どもの緊急サポート

緊急な場合の保育園へのお迎えと病院受診のお迎えや、病気の子どもの預かりなど、子育て中の困りごとを地域の中でサポートしていくネットワーク事業。

さ行

◆ 災害ボランティア

台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

◆災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

◆自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

◆生活支援協議体

高齢者の在宅生活を支える生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築することを目的とし、生活支援コーディネーターをはじめ、地域のボランティア団体やNPO、民間企業、社会福祉法人などの多様な事業主体が、情報共有や連携・協働による取り組みを推進する場となる。

◆生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う者（地域支え合い推進員）。

◆精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、さまざまな支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

◆成年後見制度

精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。

た行

◆地域共生社会

高齢者・障がいのある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◆地域公益活動推進プラットフォーム

合志市内の法人（事業所）同士が顔の見える（情報を共有し合える）関係となり、地域課題を知り、関心を持って課題解決に向けた協働事業を生み出す組織・ネットワーク。

◆ 地域福祉座談会

小地域（行政区や校区）を対象とし、地域の強みや課題などの意見を出し合いながら集約していき、課題解決に向けた方法を考えていく場。

◆ 地域福祉連絡協議会（合志市独自）

コミュニティを単位とする住民組織。旧西合志地域の5つで設置されている。

◆ 地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、様々な相談を受ける。

◆ 中核機関

成年後見制度を必要とする方が、安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。

な行

◆ 認知症

さまざまな原因で記憶や思考などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたす脳の病気

◆ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターの養成。受講の証としてオレンジカードまたはオレンジリングが配布される。

は行

◆ 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

◆ ファミリーサポートセンター

育児のお手伝いをしたい人（協力会員）とお手伝いしてほしい人（利用会員）からなる地域住民の会員組織による、地域における子育て支援活動。

◆ フードパントリー

フードロス削減を目指し、家庭などで余っている食品を募り、食料を必要とする方へ提供すること。

◆福祉課題

この計画では、住民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

◆福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（要支援者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

◆福祉票（見守りツール）

本人の同意のもと、基本情報をはじめ、緊急連絡先、既往歴、関係医療機関、服薬情報など、緊急時に速やかに関係機関へ情報提供を行うことができるシート。民生委員児童委員が日頃の見守り活動のツールとしても活用している。

◆ふれあいいきいきサロン事業

自治会や小地域ごとに高齢者や障がい者が気軽に集まれるように、また地域の見守りも含めたつながり作りを近隣住民のボランティアが主体となって実施している活動。参加者が歩いて行けるように公民館などで実施されている。

◆ぽっかぽかサポート（合志市独自）

日常のちょっとしたお手伝いが必要な方（利用会員）とその支援を希望する方（協力会員）を会員として登録し、会員相互による「ちょっとしたお困りごと」に対する支援活動を行っている。その活動をきっかけとした見守りや地域のつながりづくりを目的とした活動。

◆ボランティア

自発的な意志に基づき他人や、社会に貢献する活動を行う人。

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

◆ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

ま行

◆民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、町長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行

◆ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

◆ 要介護（要支援）認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方。

ら行

◆ 療育手帳

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。

わ行

◆ ワークショップ

多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

第4期合志市地域福祉計画・合志市地域福祉活動計画

発行年月日 令和5年3月

発行 合志市 福祉課／熊本県合志市竹迫 2140

電話：096-248-1144

F A X：096-248-1196

MAIL：fukushi@city.koshi.lg.jp

合志市社会福祉協議会／熊本県合志市須屋 2251-1

ふれあい館内

電話：096-242-7000

F A X：096-242-6635

MAIL：info@koshi-shakyo.or.jp



合志市
KOSHI CITY

